第五篇　古　　代

第一章　奈良時代以前の青森県

第一節　青森県最古の須恵器……天間林村松ヶ沢遺跡

古代すなわち西暦三世紀半ばから一二世紀末近くまでの青森県は、中央の史書や記録に登載されることも少ないが、また、比較的遺跡の多い青森県であるにもかかわらず、古代のうち、奈良時代以前の遺跡と目されるものもきわめて少ない。

そういう中にあって、天間林村小又部落北端坪川段丘上にある松ヶ沢遺跡から出土した二箇の須恵器は、青森県出土の最古の須恵器として学界の注目をひいている。

この須恵器は、高坏と広口壺で昭和二五年頃畑を耕作中、地下三〇センチメートル位のところから、甕形土師器とともに、直径約一メートルの輪状をなして出土したものであるが、日本の須恵器生産の上から見れば、最も

古い時期の五世紀後半から六世紀前半の製作と見られるものである。

青森県における須恵器の製作は、はるか後の一〇世紀頃とされているから、この二箇の須恵器はもちろん小又部落付近で製作されたものでなく、製作からほど遠くない時期に小又部落に搬入されたものと思われる。

そのような須恵器が小又部落に搬入されていたということは、五、六世紀の頃、そのような高度の文化が導入され得るような何等か社会的素地―村の成立・族長の存在等―があったことを物語るものである。

このことは、ひとり小又部落という小さな範囲だけではなく、広く周辺の地方にも村落が発生していたであろうことを窺わせる。

しかし、はじめに述べたように、史書への登載ならびに遺跡の少ないことのため、この時代の青森県のイメージを明確に描き出すことはきわめて難しく、推定に頼らざるを得ない面が多い。

以下、史書に記載するところを示そう。

第二節　史書にあらわれた青森県

一　景行天皇（三世紀末～四世紀前半）二七年『日本書紀』

二月、東の夷の中に、日高見国有り。其の国の人、男女並に椎結け身を文けて、人となり勇み悍し。是を総て蝦夷と曰う。亦土地沃壌えて曠し。撃ちて取るべし。

これは景行天皇の時代における日本武尊の東国遠征に関する記事である。ここに東の夷というのは、大ざっぱにいって、畿内から東、すなわち今日の中部地方・関東地方を指すものであり、日高見国とは常陸国を中心とした関東地方北部を指したものではあるが、その延長線上にある東北地方南部もまた、漠然とはしているが日高見国の中に含まれていたものではないかと推察される。

というのは、それから大分後の貞観元年（八五九）頃には、日高見国といえば、岩手県の北上川流域地方を指したものに変わっているからである。（『三代実録』・『延喜式』）

このことは、大和朝廷による蝦夷地経営の北進に伴い、日高見国の位置が次第に、北へ北へと後退していったことを示すものである。

この記事は、多分に伝説的なものではあるが、日高見国の住民はすべて蝦夷であるとされたこと、およびこの土地は広大で肥沃であるからこれを撃って取れ、といっている点、すなわち、その後平安時代までしつように繰り返された蝦夷征伐の一貫した目的が、すでにこの時点で明瞭にされている点に重要性を持っている。

それでは、このような東の夷とはどのような種族であったのか、以下これを見てみよう。

二　景行天皇四〇年『日本書紀』

七月、東の夷は、識性暴び強し。凌犯を宗とす。村に長無く、邑に首勿し。各封堺を貪りて、並に相盗略む。亦山に邪しき神有り。郊に姦しき鬼有り。衢に遮り、径を塞ぐ。多に人を苦しびしむ。其の東の夷の中に、

蝦夷は是尤だ強し。男女交り居りて父子別無し。冬は穴に宿、夏は樔に住む。毛を衣き血を飲みて、昆弟相疑う。山に登ること飛ぶ禽の如く、草を行ること走ぐる獣の如し。恩を承けては忘る。怨を見ては必ず報ゆ。是を以て、箭を頭髻に蔵し、刀を衣の中に佩く。或いは党類を聚めて辺界を犯す。或いは農桑を伺いて人民を略む。撃てば草に隠る。追えば山に入る。故、往古より以来、未だ王化に染わず。

ここには、いわゆる東の夷の性格、行動様式等がこと細かに描かれているが、一口にいうと東の夷は、性凶暴、野蛮で略奪をこととし、未だかって王化に属したことのない忘恩の徒である、というのである。

これらの記述はもちろん、征服者の立場から見た被征服者の姿であり、征服者の論理とでもいうべきものであり、記述通りに信ずべきものではない。

この一、二の記事とも、直接青森県に係わる記事ではないが、斉明天皇の代に至って、青森県に関係のある最初の記事として津刈蝦夷に関するものが登場する。

三　斉明天皇元年（六五五）『日本書紀』

七月、難波の朝にして、北（北は越ぞ）の蝦夷九十九人、東（東は陸奥ぞ）の蝦夷九十五人に饗えたまう。并て百済の調使一百五十人に設たまう。仍、柵養の蝦夷九人、津刈の蝦夷六人に、冠各二階授く。

この津刈は今日の津軽とほぼ同義語であることは間違いないが、その津軽の蝦夷六人が、どういう経緯で難波の朝廷に招かれ、冠位を授けられるに至ったかは明らかでない。

この頃の青森県の歴史については、この記録の外に次に掲げる斉明天皇五年の記録があるに過ぎず、考古学上の資料にも乏しいが、先に挙げた天間林村松ケ沢遺跡より出土の須恵器が、この斉明天皇元年の記録より一世紀以上も古いものであったことなどから考えて、大化改新（六四五）以後、改新政府による東北地方の経営が進むにつれ、人間ならびに文化の陸路による漸進的北上の外に、海路を利用した拠点的北上も並行して行われ、改新政府と津軽地方の族長層との間に何らかの接触が開始されていたことをこの記録は物語っているものであろう。

このことは、次の斉明天皇四年ないし五年の記録で、より明らかとなる。

四　斉明天皇四年（六五八）『日本書紀』

四月、阿陪臣（名を闕せり）船師一百八十艘を率て、蝦夷を伐つ。齶田、渟代、二郡の蝦夷、望り怖じて降わむと乞う。是に軍を勅えて、船を齶田浦に陳ぬ。齶田の蝦夷恩荷、進みて誓いて曰さく。「官軍の為の故に弓矢を持たらず。但し、奴等、性肉を食うが故に持たり。若し官軍の為にとして弓矢を儲けたらば、齶田浦の神知りなむ。清き白なる心を将ちて、朝に仕官らむ」と。仍りて恩荷に授くるに、小乙上を以てし、渟代・津軽、二部の郡領に定む。遂に有間浜に、渡嶋の蝦夷等を召し聚えて、大きに饗たまいて帰す。

七月、蝦夷二百余、闕に詣でて朝献る。饗賜いて瞻給う。常より加れること有り。仍、柵養の蝦夷二人に位一階授く。渟代郡の大領沙尼具那には少乙下。少領宇婆佐建武、勇健者二人には位一階。別に沙尼具那等

に、鮹旗二十頭・鼓二面・弓矢二具・鎧二領を賜う。津軽郡の大領馬武に大乙上、少領青蒜に小乙下、勇健者二人には位一階授く。別に馬武等に、鮹旗二十頭・鼓二面・弓矢二具・鎧二領賜う。

この二つの記録は、四月に阿倍比羅夫が一八〇艘の船団を率いて北征した際郡の郡領（長官）を定め、有馬の浜で渡嶋の蝦夷等を集め、もてなして帰国させたこと、そしてその後、七月には、蝦夷二〇〇人余が朝廷に貢物を献上したので、それぞれ恩賞を与えたが、そのうち津軽郡の大領である馬武には大乙上、少領青蒜には小乙下、勇健者二人には位一階を授け、さらに馬武等に、鮹旗・鼓・弓矢・鎧等を賜ったことを記したものである。

津軽郡という名称は、これが史書に見える初見である。しかし、この郡は、古代の国郡制下の正規の郡ではない、ということは学者の一致した見解である。

そうしてみると、郡領を定め、大領、小領以下にそれぞれ冠位を与えたということは、改新政府の対津軽蝦夷政策上の便宜に出たものと見ることが出来よう。

とは云っても、当時の津軽地方に、改新政府の交渉相手となれるような、蝦夷の族長のもとにまとめられた何等かの形の政治社会が形成されていたことは疑う余地のない事実であったということができよう。

なお、この記録中に、有馬浜の地名がでてくるが、これについては、次にでてくるその他の地名と共に述べることとする。

五の一　斉明天皇五年（六五九）『日本書紀』

三月、阿倍臣（名を闕せり）を遣わして、船師一百八十艘を率て、蝦夷国を討つ。阿倍臣、飽田、渟代二郡蝦夷二百四十一人、其の虜三十一人、津軽郡の蝦夷一百十二人、其虜四人、膽振鉏の蝦夷二十人を一所に簡び集めて大いに饗たまい禄を賜う。即ち船一隻と五色の綵帛とを以て彼の地の神を祭る。肉入籠に至る。時に問菟の蝦夷膽鹿嶋・菟穂名二人進みて曰わく。「後方羊蹄を以て政所と為すべし」と。膽鹿嶋等が語に随いて、遂に郡領を置て帰る。道奥と越との国司に位各二階、郡領と主政とに各一階授く。

阿倍比羅夫が斉明天皇の五年に一八〇艘の船団を率いて蝦夷を討ったとき、飽田・渟代・津軽・膽振鉏の蝦夷等を一カ所に集めてもてなし、禄を賜ったが、その時問菟の蝦夷二人の進言で後方羊蹄に政所を定め、郡領を置いて帰ったというのである。

早くから研究家によって指摘されているように、この五年の記事と、その前の四年の記事との間には重複があるように思われるが、今はそれをせんさくしない。

比羅夫が何故このような蝦夷征伐を行ったかについては、蝦夷や粛慎との交易が目的であったとする説、後年比羅夫が参加して行われた百済救援の軍のための水軍訓練であったとする説、改新政府が力をいれた朝鮮経営が失敗に帰することが予想されていたので、外政面の行詰りを蝦夷征伐という内政へ転ずることによって打開しようとしたのであるという説等諸説がある。

それはさておき、この四年、五年の記録には、有間浜、問菟、後方羊蹄、膽振鉏等青森県の地名に比定されるものが出てくるが、その地名がどこであるかについても諸説があるので紹介しておこう。

有間浜　有馬の浜については、西津軽郡深浦町の吾妻浜であるとする説、北津軽郡市浦村十三付近であるとする説、同小泊付近であるとする説、さらには、有間は有問の間違いで、うとうすなわち善知鳥村（青森市）であるとする説、また有間は「うま」と読めるから、後世のいわゆる外三郡中の馬郡であるとする説、「えるま」となまって読んで、これも外三郡の江流末郡であるとする説等があり、帰一していない。

問菟　問菟についても、これを逆にして菟問と読んで、善知鳥村だとする説、「とひょう」と読んで、小泊村の土漂（十三湖付近）とする説等がある。

後方羊蹄　後方羊蹄は、北海道にも比定地があるが、青森県下では、深浦説、十三付近説、後潟（青森市）の摺鉢山説等がある。

なお摺鉢山は尻八山とも呼ばれ、一つの館跡をなし、摺鉢館、尻八館と呼称されているが、近年の発掘により中世の館跡であり、対中貿易をもうらづけるすばらしい文化を持っていたことが明らかにされたが、古代の後方羊蹄であったかは明らかでない。（青森県立郷土館調査研究年報『尻八館第一次調査概要』・同第二次・第三次調査概要）

膽振鉏　下北半島の佐井村付近とする説がある。

なお、蝦夷の種類、性格について、同じ斉明天皇五年の『日本書紀』七月の条に、遣唐使が陸奥国の蝦夷男女二人を唐の皇帝に献上したとき、蝦夷について質問を受けたのに対し答えた言葉として次のような記事が載っている。

五の二　斉明天皇五年（六五九）『日本書紀』『伊吉連博徳書』

七月、天子問いて曰わく。「此等の蝦夷国は何方に有りや」。使人謹みて答う。「国は東北に有り」。天子問いて曰わく。「蝦夷は幾種ぞ」。使人謹みて答う。「類三種有り、遠き者をば都加留と名づけ、次の者をば麁蝦夷と名づけ、近き者をば熟蝦夷と名づく。今此は熟蝦夷なり。歳ごとに、本国の朝に入り貢る」。天子問いて曰わく。「其の国に五穀有りや」。使人謹みて答う。「無し。肉を食いて存活う」。天子問いて曰わく。「国に屋舎有りや」。使人謹みて答う。「之れ無し。深山の中にして樹の本に止住む」。天子重ねて曰わく。「朕、蝦夷の身面の異なるを見て、極理て喜び恠む」　後略

これによれば、この当時、蝦夷には、遠隔地にすむ都加留と、その手前の地方に住む麁蝦夷と、近い地方に住む熟蝦夷と三種があった。

この区別は、一見距離の遠近による区別ではあるが、熟蝦夷は定期的に朝貢関係にあった者であり、麁蝦夷とは朝貢関係にない蝦夷を意味するという考え方からすれば、津軽蝦夷は当然麁蝦夷中に含めらるべきものと考えられる。しかし、津軽蝦夷は当時比羅夫の北征により、ようやく政府の視野に入ったばかりの時であったので、一応このように、地名をそのままとって都加留と名づけ、区別したものであろう。

第二章　奈良時代の青森県

第一節　奈良時代の東北地方

平城京遷都（和銅三年―七一〇）に始まる奈良時代に入ると国の大きな政策として東北の経略が取り上げられた。

政治的には、すでに大化の改新（大化元年―六四五）の頃、道奥国（のち、天武五年―六七六―以前のある時点で陸奥国と改称）がおかれていたが、朝廷では、律令体制をおし進め、地方行政の組織化と経済開発とを計るため、国、郡を設置するとともに、これと平行し、城を次々に築き、武装移民を行い、いわゆる蝦夷征伐と通称される軍事征伐を行った。

今、いちいち其等について述べる紙数を持たないので、この時代の主な出来事を年表風に記載してみよう。

年代	西暦	事項
和銅　元	七〇八	出羽郡を置く。
〃　二	七〇九	陸奥・越後の蝦夷を討つ。

〃	三	七一〇	平城京遷都。
〃	五	七一二	出羽国を置く。
〃	七	七一四	出羽国に養蚕を行わせる。諸国の民二〇〇戸を出羽柵戸に配す。
霊亀	元	七一五	相摸等坂東六国の富民一〇〇〇戸を陸奥に配す。
養老	二	七一八	陸奥国より石城・石背二国を分置す。出羽・渡嶋蝦夷、馬一〇〇〇疋を献上す。
〃	三	七一九	東海・東山・北陸三道の民二〇〇戸を出羽柵に配す。はじめて按察使を設ける。
〃	四	七二〇	渡嶋津軽津司諸君鞍男らを靺鞨国に遣わす。陸奥国の蝦夷反し、按察使上毛野広人を殺したので、多治比縣守を持節征夷将軍として派遣す。
〃	五	七二一	出羽国を陸奥按察使に隷す。
〃	六	七二二	太政官、奥羽の調庸について規定し、良田一〇〇万町歩の開墾計画を発令す。諸国の柵戸一〇〇〇人を陸奥鎮所に配す。
神亀	元	七二四	陸奥国海道の蝦夷反し、大掾佐伯児屋麻呂を殺す。藤原宇合を征蝦夷持節大将軍とする。出羽鎮狄使を任じ出羽の蝦夷を討たせる。この頃多賀城完成す。
〃	五	七二八	陸奥国に白河軍団を置く。
天平	二	七三〇	陸奥国田夷村の蝦夷が帰順したので百姓となることを許す。
〃	五	七三三	出羽柵を秋田村高清水に移す。

〃	九	七三七	陸奥按察使大野東人、陸奥国より出羽柵に達する直路を開く。
天平勝宝	元	七四九	陸奥国司百済王敬福、小田郡産の黄金九〇〇両を献ず。
〃	四	七五二	陸奥国の調庸、多賀以北は黄金、以南は旧の如く布を以て納めることとす。
〃	五	七五三	陸奥国人丸子嶋足、牡鹿連の姓を賜わる。
天平宝字	二	七五八	陸奥国の帰降夷俘男女六一九〇余人、王民となり辺軍に充てらる。桃生城・出羽雄勝城造営はじまる。
〃	三	七五九	桃生城・雄勝城完成す。出羽国雄勝・平鹿二郡および諸駅を置く。
天平神護	元	七六五	雄鹿宿禰嶋足近衛員外中将となる。
神護景雲	元	七六七	伊治城を築く。
〃	三	七六九	牡鹿郡のもと王民たりし俘囚、再び王民となる。
宝亀	元	七七〇	陸奥国黒川・賀美ら十郡三九二〇人の俘囚ら、王民となる。
〃	二	七七一	陸奥国司、戸内の雑徭を免ず。
〃	三	七七二	出羽国司の戸徭を免ず。
① 〃	五	七七四	陸奥国海道の蝦夷反し、桃生城を侵す。按察使大伴駿河麻呂ら遠山村の蝦夷を討つ。
〃	七	七七六	出羽国に勅し、軍士を発し、その西辺の賊を討たしむ。出羽国志波村の蝦夷反し、政府軍敗れる。陸奥国の軍を発し、膽沢の賊を討つ。

〃	一一	七八〇	陸奥国に覚鱉城を造り、蝦夷に備う。
			陸奥国上治郡大領伊治公呰麻呂反し、按察使紀広純らを殺し、多賀城をおとす。秋田城の移転をとどめ、専当国司を置いてこれを守らせる。出羽国最上郡大室塞を修めて警衛せしむ。
天応	元	七八一	坂東諸国より穀拾万斛を陸奥の軍所に漕送す。征東大使藤原小黒麻呂、蝦夷を征し、凱旋す。
②延暦	元	七八二	大伴家持、陸奥按察使兼鎮守将軍となる。
〃	五	七八六	征夷のため東海・東山の軍士を簡閲す。
〃	六	七八七	陸奥按察使に勅し、王臣・国司らが夷俘と交易することを禁ず。
〃	七	七八八	蝦夷征伐のため、諸国の兵五万二八〇〇余人を徴発し、翌春三月までに多賀城に集合せしむることとし、必要な軍糧を送る。参議紀古佐美、征東大使となる。
③〃	八	七八九	諸国の軍多賀城に会し、分道して賊地に入るも、膽沢の俘囚長大墓公阿弖流為にはばまれ、北上川渡河作戦に大敗す。
〃	九	七九〇	再度蝦夷を討つため諸国に令し、革甲二〇〇〇領を造らせ、軍粮の糒拾四万斛を準備す。征夷のため東海・東山二道の軍士を簡閲す。大伴弟麻呂を征東大使に、坂上田村麻呂を征東副使に任ず。
〃	一〇	七九一	

〃　一一　七九二　陸奥国の夷俘爾散南公阿波蘇と宇漢米公隠賀および俘囚の吉弥侯部荒嶋らを朝堂院に饗し、それぞれ爵位を授く。

〃　一二　七九三　征東使を改めて征夷使とす。

④〃　一三　七九四　平安京奠都、大伴弟麻呂ら蝦夷を討つ。

この年表により、われわれは奈良時代の国政が、かなり多くの比重を蝦夷征伐においていたことを知ることができる。

しかし、この時代青森県に係わりがあるかと思われることが史料に見えるのは、養老四年の記事一つに過ぎない。（註　①②③④は第一次蝦夷征伐から第四次蝦夷征伐の年次をあらわす。）

第二節　奈良時代の青森県

青森県に係わりがあるかと思われることで、奈良時代の史料に見える唯一の記録は、『続日本紀』養老四年（七二〇）正月二三日の条に「渡嶋津軽の津司従七位上諸君鞍男ら六人を靺鞨国に遣わして、其の風俗を観せしむ」とあるものだけである。

ところが、ここに出てくる「渡嶋津軽」は、一体渡嶋の中の津軽の意味なのか、渡嶋と津軽なのか、従ってまた、そこの津（港）とはどこをさすのか、いまだに定説を見ないが、虎尾俊哉はこの点について、『青森県の地

名』平凡社刊の中に

この津司として在任中の諸君鞍男という人物は従七位上という内位に叙せられている点から、この記述を信ずる限りやはり中央派遣の官人と考えざるを得ない。したがってこの津司の置かれた地方が津軽であった可能性は薄く、出羽国出羽郡内の港とみるべきであろうか。しかし、その場合でも、出羽国と渡嶋や津軽地方との間に海上ルートによる公的な交渉が確保されていたことは確認できよう。

と述べている。

また、ここにでてくる靺鞨国の所在についても、朝鮮北部から沿海州にかけてのツングース系種族の国であるとする説、渤海国説、あるいは蝦夷国のさらに奥地にある国であるという説等諸説がある。

唯一の記録であるこの養老四年の記事がこのようにはっきりしないので、歴史史料によって本県の実態を窺うことは、ほとんど不可能に近いが、しかし、もちろんこの時代に本県に人が居住していなかったわけではない。

この歴史史料の欠を補うのが最近の考古学の業績である。

青森県立郷土館発行の図録『よみがえる奈良・平安時代の青森』によると、青森県内で知られている奈良時代の遺跡は約三〇カ所あるが、その主なるものは、田子町七日市遺跡、名川町館野遺跡、南郷村江花沢遺跡、八戸市鹿島沢古墳群、八戸市高館遺跡、五戸町中ノ沢遺跡、下田町立蛇遺跡、十和田市藤坂遺跡、七戸町小沢遺跡、天間林村小又遺跡、青森市細越館遺跡、尾上町八幡崎遺跡、黒石市浅瀬石遺跡、弘前市中野遺跡、市浦村十三中島遺跡であるという。（註　七戸町小沢遺跡というのは、同図録中別の所にある七戸町大沢遺跡とともに、七戸

町倉越遺跡の間違いである。従って以下には倉越遺跡として掲げる。）

同書によれば、この時代の遺構が明らかになっているのは、八戸市鹿島沢古墳群と五戸町中沢西張遺跡、黒石市浅瀬石遺跡、尾上町八幡崎遺跡、名川町虚空蔵遺跡の五つであるという。

同書の刊行後、昭和五六年、上北町松原遺跡が発掘調査され、三五基の竪穴群が確認されたが、年代については、八世紀後半（奈良時代後期）から九世紀半ば（平安時代）という説と、八世紀中後半（奈良時代中期・後期）とする説とがあるが、いずれも奈良時代にはじまる遺跡であるとしている。

なお、近刊の『青森県の考古学』（青森大学出版局刊）において、北林八洲晴は本県における奈良時代の遺跡として五〇カ所を数え、その主な遺跡の中に、上北町の松原遺跡をもあげている。

前記五遺跡のうち、八戸市鹿島沢古墳群は、現在青森県で発見されている唯一の古墳であるが、造営年代については、七、八世紀頃（六〇一～七九九）説、八世紀（七〇一～七九九）説、奈良時代末から平安時代初期（七〇〇年代の末頃から八〇〇年代の初め頃）説等がある。

この古墳群からは八基の墳墓が確認されているが、いずれも直径約一二メートル、高さ約一・三メートルていどの小規模のものであり、標高九〇メートルの小高い丘陵上に構築されている。

墳墓は、河原石をしきつめた上に木炭をしき、木棺を覆うようにした構造で、鉄製の太刀と刀子（とうす）、須恵器の提（さげ）瓶（べ）、土師器、多数の勾玉、管玉と金銅・銀銅製品等が出土している。

この古墳が築かれた時代は、そこに住む人々が蝦夷と呼ばれていた時代である。

一体古墳文化は、大和朝廷による統一国家の形成期（四世紀半ば頃）以前三世紀頃に発生し、四、五世紀を中心に壮大な高塚式古墳が造営されたが、四世紀末には東北地方南部の福島県にも波及し、五世紀末には宮城・山形県まで進出し、六世紀には岩手県南部にも古墳が造営されている。

このように見てくると、歴史上の文献史料が皆無であるためその実態を知ることの困難な東北地方も、六世紀頃までには、岩手県南部あたりまでは、大和朝廷の影響がかなり及んできていたということができよう。

さて、大化の改新を断行した朝廷は、翌大化二年（六四六）薄葬令を出し、いままでのような大きな古墳の造営を禁じている。

この薄葬令によって、直ちに、いっせいに古墳の造営が中止されたわけではないが、実はこれより前、六世紀後半頃から古墳は大形古墳から小古墳が多数群存する群集墳に変わっていた。

この群集墳も南からおこり、北上し、それが東北北部に達したのは七世紀後半から八世紀頃と推定されている。

鹿島沢古墳群の造営年代に諸説があっても、いずれも八世紀が推定年代の中に含まれているのは、こういうところからも出ているものであろう。

八世紀ともなれば、もう中央では古墳の造営は見られない時代である。

以上を総合してみれば、鹿島沢古墳群は、本州最北の、そして最も遅く造営された古墳群であるということになる。

鹿島沢古墳群以外の、その他の奈良朝時代の遺跡は、いずれも竪穴住居遺跡である。

遺構の明らかとなっている前記四遺跡からは、それぞれ二～一二軒の住居跡が発見され、そこからは土師器の坏・高坏・壺・甕・鉢・甑・椀・皿、須恵器の坏・椀・皿・壺・鉢・甕・横瓶・水甕・坩等が出土している。

これら出土の容器のうち、土師器は、その土地に住む人々が作ったものであるが、本来朝鮮からの帰化人によって作られた須恵器生産の技術は、まだこの頃は本県に伝わっていなかった。従って、この時代の遺跡から出土する須恵器の類は、南方で作られたものが何等かの方法で持ちこまれたものである。

以上のほか、出土状況が明らかでないが注目すべきものに蕨手刀がある。

この刀は、奈良時代前期から平安時代初期までがその製作年代であるとされているが、青森県内では、八戸市妙、上北町新館字八幡（通称十三杜）、尾上町原、弘前市田町から出土しており、さらには天間林村の四ヵ村からも出土したといわれる。

蕨手刀については既に『七戸町史1』五一五ページに記述しているので詳言は避けるが、その使用者は、蝦夷の俘囚長や中央から派遣された役人もしくは征夷軍の上位者ではないかとされている。

なお、上北町の八幡遺跡（旧称十三杜遺跡）から出土した蕨手刀は、今もなお確認しうる七基の小円形墳状の土盛りの中の一つから戦前発掘されたものであるが、当時この刀には金環が付着していたこと、ならびに鐙も伴出したことを証言する人もあり、これらの土盛りは、小円墳群ではないか、との疑いが最近強まっていることを付記しておく。

以上の考古学的成果を総合判断すれば、奈良時代の頃、文献にはたとえ無くても、本県にも各地に村落が営ま

れ、その村落民の上には、それらの司としての族長がおり、須恵器や鉄、金銅製品等の文化をも受け入れ、中央政府とある程度の交渉を保ちながらも、厳然と一線を画し、自治制をしいた族長社会が存在していたことが明らかとなろう。

第三節　禁ぜられた陸奥の馬の売買

東北地方における馬に関する記録の初見は、『続日本紀』養老二年（七一八）の条における「出羽并渡嶋蝦夷八十七人来り、馬千疋を貢す。則ち位禄を授く」という記事である。

そして、陸奥の馬に関する記録は、『類聚三代格』太政官符、延暦六年（七八七）正月二一日の条に、左のように出てくる。

類聚三代格　太政官符　延暦六年（七八七）正月廿一日

應（マサ）ニ陸奥按察使、王臣百姓、夷俘ト交関ヲ禁断スヘキ事

右ハ右大臣（藤是公）ノ宣ヲ被ルニ偁ク。勅ヲウケタマハルニ聞クガ如シ。王臣及国司等争ヒテ狄馬及俘奴婢ヲ買フ。コノユヘニ払羊ノ徒苟ニ利潤ヲ貪リ、良ヲ略（カス）メ馬ヲ竊（メス）ミ相賊スルコト日ニ深シ。加以無知ノ百姓冠章ヲ畏レズ、此ノ国家ノ貨ヲ売リ、彼ノ夷俘ノ物ヲ買ヒ、綿既ニ賊襖ヲ着、冑鐵（ヨロヒノカネ）ハ亦敵農器ニ造ル。理ニ於テ商量スルニ、害タル極メテ深シ。

今ヨリ以後、宜シク厳ニ禁断スヘシ。如シ王臣及国司ノ此ノ制ヲ犯ス者アラバ、物ハ即チ官ニ没シ、仍テ名ヲ注シ申上ゲ、其ノ百姓ハ一ニ故按察使従三位大野朝臣東人ノ制法ニ依り、事ニ随ヒ推決セヨ

この禁令の意味の概略を述べて見よう。

王臣および国司らが争って蝦夷の馬および俘奴婢を買いあさるので、獣にも等しい徒が利潤をむさぼり、良民をかどわかし、他人の馬を盗み売り、しかもその数が日ましに増加している。

それだけでなく、無知の百姓は法を恐れず、蝦夷の馬を買うのに綿や胄鉄など、国の大切な貨物を支払っている。

その支払った綿は蝦夷の衣服となり、胄鉄は敵の農具となっている。よく考えて見ると、その害たるやまことに甚しいから今日以降、蝦夷との交易を厳禁する、（後略）というのである。

この禁令はしかし、必ずしも十分に守られなかったようである。というのは、その後、平安時代に入ってからも、弘仁六年（八一五）、貞観三年（八六一）と禁令が繰り返されているからである。

この延暦六年の禁令は、蝦夷の馬と交換され綿や胄鉄が蝦夷の衣服や農具になるのを極度に嫌っている。

蝦夷に、馬と交換に武器が売られれば、蝦夷の武力が増大するから交換してはいけない、というのなら意味が分かるが、農具になるからいけない、というのは、綿が衣料になるのがいけない、というのとあわせ考えて、蝦夷地の文化―衣料文化、農耕文化―の急激な発展を嫌ったからである、としか考えようがない。

さてここに「狄馬」、蝦夷の馬というのは、一体陸奥国のうち、どの辺までの地方の馬をさすのであろうか。

筆者は、次に掲げる理由により、ここにいう狄馬の範疇には、弐薩体（岩手県北・青森県南）・都母（上北郡地方）も漠然とではあるが含まれていた、と見てもよいのではないかと思う。

①岩手県の和我（和賀）・稗縫（稗貫）・斯波（志波）三郡が建置されるのは弘仁二年（八一一）であり、この禁令の出るわずか二〇数年後である。して見ると、この禁令の出た頃は、この三郡地方の水田耕作もかなり進んでいたはずであり、いずれかの年、建郡のあることも予想されていたはずである。そういう地方の農具の改良進歩を国が恐れるのではおかしい。国が恐れるのは、当分皇威に服しそうもない、奥の奥の蝦夷の急速な水田農民化でなければならない。

②八戸の鹿島沢古墳群から金銅製の馬具である杏葉（きょうよう）が出土している。このことは、八戸地方に、すでにかなりの馬産が行われていたことを示すものである。

第四節　奈良時代の七戸地方

奈良時代にはもちろん、七戸という地名はない。

七戸の近くの地名で一番早く史書に登場するのは、平安時代初期の弘仁二年（八一一）文室綿麻呂の蝦夷征伐の時の「都母村」という地名である。

この都母村は、現在の天間林村の坪に比定されている。

この坪の近くの小又部落北端からは、既述のように、五世紀後半から六世紀前半の製作と見られる須恵器が出土している。

して見ると、都母村は、史書にあらわれるのが九世紀初頭であっても、すでに五世紀後半頃には蝦夷の村落を構成していたものと思われるが、そのような蝦夷村落は、狭い、坪周辺だけではなく、もっと広く、上北郡の各地に散在していたと見るべきであろう。

また、都母村という名称も、今の坪部落と狭く解釈せず、もっと広範囲の地域をさしたものと見てもよかろう。

さて、奈良時代の頃の七戸はどのような状態にあったであろうか。

一般に土師器（はじき）と呼ばれる素焼きの土器が出土する青森県の遺跡は奈良時代から平安時代の遺跡であるといわれている。

七戸町の周辺には、この土師器の出土する遺跡がかなり多い。（『七戸町史1』六二～六三ページ参照）

極言すれば大小の川に沿うた台地上、あるいは豊富な湧水地を近くに持った台地上には必ず土師器を出土する竪穴住居跡もしくは土師器の破片が発見されているといっても過言ではない。

土師器の破片の発見される場所、すなわち土師器包含地は、耕作等により、この時代の住居跡が破壊された場所であることを示している。

七戸町区域内の土師器を出土する遺跡で最も著名なものは、大林遺跡（旧称砂子田百穴、砂子田盛喜山竪穴群）と十三杜平遺跡とであったが、大林遺跡の、かって、佐々木新七、成田券治、小向博、盛田達三の諸氏が調査し

た時代八三基を数えた竪穴住居跡は、県立七戸高等学校の付属農場開設のため、すべて破壊されてしまった。

十三杜平遺跡の竪穴住居跡は、前記佐々木氏等が調査した時点では、その調査地域が十三杜平の一部に限られたのに二八基の竪穴を数えており、当時盛田達三の証言では、他の未調査地域にもかなりの数の竪穴を数えることが出来た（『七戸町附近先住民族遺跡調査報告』）という。最近天間勝也が一部の地域調査で竪穴三基を確認（『七戸町史1』八七ページ）しているが、精細に調査すれば現在でもかなりの数の竪穴を数えることが出来る七戸町ではあまり破壊されないで残っている唯一の貴重な遺跡である。

青森県の土師器の出土する遺跡は、奈良時代から平安時代のものであると述べたが、土師器は、中央ではそれより以前の古墳時代（三世紀末又は四世紀から七世紀まで）から製作されている。

すでに見たように、青森県で確認された唯一の古墳群である八戸市鹿島沢古墳群は、七世紀後半から八世紀にかけてのものと推察されているから、ここから出土した土師器は、古墳時代末期から奈良時代にかけてのものということができよう。

このように、土師器の製作された期間が約九〇〇年の長きにわたる以上は、当然土師器には、年代による型式の別があるはずである。

この点につき、前掲『よみがえる奈良・平安時代の青森』は

奈良時代の土師器の特徴は、製作にロクロを使わないことや、坏では内黒といって内面を黒くし、ヘラでよく磨いて作ることであり、甕の場合は、口頸部が長く段をつくることである。

平安時代の土師器の特徴は、製作にロクロを使うことである。それは、成形の際の器面調整と底部の切り離しが回転糸切りによることから判断できる。

ロクロを使用する技法は、製作技術上の大きな革新であった。それにより短時間に大量に作ることが容易になった。

といい、北林八洲晴は、『青森県の考古学』第五章古代篇で、

本県の土師器は、土器の成形のためロクロが使用されたか否かが型式分類と編年的位置づけの大きな目安となっている。そのため土師器が出土することによって、遺跡・遺構の相対的年代を推定することが出来る。土師器は前述のように、桜井第一型式と第二型式に大別されている。そして桜井が提唱した年代は、第一型式が七世紀末から八世紀（奈良時代）、第二型式がほぼ九世紀初頭（平安時代）である。（中略）ロクロ成形土師器か否かの見分け方は、土器底面にロクロから切り離す際の痕跡―主に回転糸切による渦巻状のものがあるほか、静止糸切り、箆切り等もある―による。（後略）

と述べ、ロクロ使用の有無により、使用しない土師器を奈良時代のもの、使用した土師器を平安時代のものとする点で一致している。

以上の二遺跡の外に、青森県で最も古い時代のものとして最近注目されている土師器に、七戸町倉越遺跡出土の土師器がある。

以下、これら三遺跡について、今少しく述べて見よう。

一　大林遺跡（砂子田百穴、砂子田盛喜山遺跡）

大林遺跡は、七戸町の市街地から南方約一・五キロメートルの地点で、西微北の館野台地から東方に流出した長い舌状台地上にある遺跡で、故成田券治等を中心とする七戸史蹟調査会の昭和初期の発見に係わるものである。

この遺跡は、東は七戸川支流の大林川の河谷、北・東・南の三面は水田を隔てて台地に対しているが、南方は大林川の浸蝕によって急崖となっており、西方は台地に続いている。

この遺跡は、二つの郭と八三基の竪穴群とからなる壮大な遺跡であった。

東の郭は台地の東端にあり、東西二五〇メートル、南北一七〇メートルあり、空堀・土塁で第二の郭である西郭と区切られ、郭内には七基の竪穴があった。

西郭は東郭に続き、その西方にあり、東西四五〇メートル、南北二五〇メートルあり、郭内には六八基の竪穴があった。

西郭の西には、幅六、七メートルで、ところどころに突出部を持った珍らしい形の空堀が南北に掘られ、郭外との間を画していた。

郭外には八基の竪穴が見られた。

以上は、発見当時のこの遺跡の概要である。

成田券治が佐々木新七等とこの遺跡を調査した際、この遺跡から弥生式土器の破片、数箇の祝部式土器、鉄滓等を採集したという。（前掲調査報告書）

ここに、弥生式土器というのは、実は土師器のことであり、祝部式土器というのは須恵器のことである。

桜井清彦による土師器型式の分類に従えば、須恵器を伴う土師器を出土する場合の土師器は、第二型式に属しその土師器の作製年代は平安時代（九世紀以降）に属するという。

これに従えば、この遺跡は、奈良時代ではなく、平安時代の遺跡であるということになる。

しかし、この遺跡は、城郭史関係の研究では古くから奈良時代の遺跡とされており、筆者が昭和二七年、七戸町槻木沢遺跡の配石遺構を調査した際、指導に来られた慶応大学の藤田亮策、松本信宏、および当時まだ若かった江坂輝弥の三氏もこの大林遺跡（当時は、砂子田百穴または盛喜山遺跡と呼んでいた）から出土した多数の土師器の破片をみて、極めて古い型式の土師器であり、弥生式土器に近いとの見解を筆者に示した。

そうして見ると、ここから出土する土師器は、平安時代ではなく、少なくとも奈良時代、もしくはそれ以前のものである、ということになる。

この遺跡が奈良時代の遺跡であるとすれば、須恵器は移入品であるか、または、この遺跡は、奈良時代から平安時代まで続いた複合遺跡ということになろう。

この問題を解決する道は、正規の発掘調査に待つより外に道がないであろう。

しかし、前述したようにこの遺跡は、七戸高等学校の農地造成のため跡形もなく姿を消してしまったのは、惜しんでも惜しみきれない。

この遺跡が奈良時代のものであれ、平安時代のものであれ、その規模において、古代の青森県においては多数

の竪穴住居跡を伴う最大の館跡であることには間違いがない。

二　十三杜平遺跡

七戸町の中心より東北方約二・七キロメートルの地点、寒水字で、花松街道をはさんで盛田牧場の反対側、標高二〇数メートルの台地上西側にある。

この遺跡は、一部が宅地及び畑地となっているが大部分は山林として残されているので、現在でも一〇数基の竪穴群を、肉眼で確認することができる。また故成田券治の談によれば、かつては遺跡内に、上北町新館字八幡（通称十三杜）遺跡にあるのと全く同様の小円形墳状の土盛りが数基確認できたという。

これも正規の発掘をしていないので、時代の確定は今後にまたねばならないが、八幡遺跡との類似および奈良時代の倉越遺跡に近接している等の点から、ほぼこの時代のものと見ることができよう。

三　倉　越　遺　跡

七戸町倉越五九番地二、もと東北砂鉄株式会社の社宅のあった付近の遺跡で、南方五〇〇メートルの所に七戸川を望む台地上にある。

遺跡の規模は不明であるが、昭和三〇年代、この土地を耕作していた池田弥志雄が、一箇の壺形土器と坏形土器とを発見した。いずれも土師器であったが、調査の結果、これらは極めて古い形式の土師器であることが確認

された。

青森県の土師器の集成を試みた成田誠治、鈴木克彦、桜田隆等は、『考古風土記』第二号（昭和五二年刊）において、「本県において、最も古い時期の資料は、細越館（青森市）、七戸町出土遺物等であろう。これらは第一形式とすることはできない。」として、倉越遺跡の前記二箇の土師器の外に、同じく七戸町出土の坏形土器一箇、椀形土器一箇、甕形土器半個体一箇をあげている。

これによれば、これら五箇の土師器は、桜井氏による第一型式の土師器よりも古い形式であるということになるから、少なくも奈良時代初期、もしくはそれ以前のものということになる。

この土器につき『よみがえる奈良・平安時代の青森』は、この遺跡を奈良時代の遺跡としている。

倉越出土以外の三箇の土師器の出土地は、甕形土器は大池であったことは確かであるが他の二箇は不明である。いずれにせよ、倉越・大池等の台地には、奈良時代、もしくはそれ以前に集落があったことは間違いがないが前記のように七戸町には土師器を出土する遺跡が沢山あるから、これを精査すればまだまだ多くの奈良時代の遺跡を確認することが出来るであろう。

第三章　平安時代における東北および青森県

第一節　概　　説

平安時代とは、延暦一三年（七九四）の平安京遷都から源頼朝による鎌倉幕府創設までの約四〇〇年間を指すが、鎌倉幕府創設の時期については、文治元年（一一八五）の、頼朝が平家を亡ぼし、全国に守護・地頭を置いた時期とする説、頼朝が平泉の藤原氏を討ち、全国を平定した文治五年（一一八九）とする説、建久三年（一一九二）頼朝が征夷大将軍に任ぜられた時とする説等諸説がある。

この平安時代はこれを律令体制が、その内部に崩壊の危険をはらみつつも、なお一応その支配を貫いていた八世紀末から一〇世紀半ば過ぎまでの一八〇年間と、政治体制が律令的天皇支配体制から、摂関政治、院政をへてやがて武家政治が誕生するまでの、一〇世紀半ば過ぎから一二世紀末までの二二〇年間の期に大別することもできるが、ここではこの両期をそれぞれ二期に分け全四期として概説して見よう。

第一期　八世紀～九世紀末の約一〇〇年間

平安遷都を実施した桓武天皇は、兵制改革、地方政治の綱紀粛正、民生の刷新を進める一方、前年からの宿題である蝦夷征伐を強力におしすすめた。これらは律令体制の再編と同時にその拡充を図ったものであった。

このうち、平安京の造営と蝦夷征伐の同時進行は、国の財政と民生を圧迫するものとして、延暦二四年（八〇五）、一時蝦夷征伐は中止された。蝦夷征伐は弘仁二年（八一一）復活したが、これが最終戦となったのは、その効果に対する評価と、財政負担、征夷軍の戦力低下等の問題があったためであろう。

そののち、検非違使庁の設置、弘仁・貞観格式の整備等により、律令体制の補完が図られた。これらの施策は九世紀初頭以来充実してきた皇室経済に支えられ、律令体制を一応安定的なものとした。

一方文学の面では、漢詩集・官撰国史の編纂等で〃唐風文芸〃が高潮期に達し、宗教面では天台・真言の二宗が栄えた。

一言にしていえば。この時代の文化は貴族文化であった。

経済の面では、律令農民の中から自営的農民に上昇する傾向があらわれ、荘園制という新しい生産関係が芽生えてきた。

こういう動きを背景に、北家藤原氏が次第に勢力を強め、はじめて摂政・関白となり、やがて実現すべき摂関政治への足がかりが築かれるに至った。

この時代は、平安時代四期のうちで、東北ないし青森県ときわめて係わりの深い時代であった。

しかし、その係わりは、奈良時代に引き続く累次の蝦夷征伐、およびそれに係わる志波城その他の築城、みちのくの馬の国外移出禁止、津軽の蝦夷に対する危惧等すべて蝦夷に係わるものばかりであった。

以下、この時代の出来事を年表にして示そう。（便宜上、前段に奈良時代の蝦夷征伐の記事をのせる。）

年代	西暦	事項
宝亀五	七七四	七月、陸奥国海道の蝦夷反し、桃生城を侵す。
〃七	七七六	陸奥国、軍を発し、出羽国志波村、胆沢等の蝦夷を討つ。

〃	一一	七八〇	三月、伊治公砦麻呂、伊治城（宮城県）で反し、按察使紀広純を殺す。政府、征東大使を任じ、これを討たしむるも成果をあげ得ず（以上第一次蝦夷征伐）。
延暦	元	七八二	大伴家持、按察使兼鎮守将軍に任命されるも成果をあげえず（第二次蝦夷征伐）。
〃	八	七八九	征東大使紀古佐美、蝦夷征討を企て大軍を発せしも、胆沢の俘囚長大墓公阿弖流為に退路を断たれ、大敗する（第三次蝦夷征伐）。
〃	九	七九〇	再び蝦夷征伐を企て、準備を進める（以上奈良時代）。
〃	一三	七九四	九年より準備の上、一三年大伴弟麻呂征夷大使となり、坂上田村麻呂等四人を副使とし、一〇万の大軍を以て蝦夷を討つも阿弖流為降伏せず（第四次蝦夷征伐）。この年平安京遷都。
〃	一六	七九七	坂上田村麻呂征夷大将軍となる。
〃	二〇	八〇一	坂上田村麻呂、蝦夷を討つ（第五次蝦夷征伐）。
〃	二一	八〇二	坂上田村麻呂、胆沢城を造る。阿弖流為、盤具公母礼ら帰投す。
〃	二二	八〇三	坂上田村麻呂、志波城（岩手県）を造り、蝦夷征伐を企てる（第六次蝦夷征伐）。
〃	二三	八〇四	坂上田村麻呂、再度征夷大将軍となる。
〃	二四	八〇五	参議藤原緒嗣の意見をいれ、一二月蝦夷征伐を中止す（第六次蝦夷征伐終了）。
大同	二	八〇七	夷俘にみだりに位階を授け、村長に補するを禁ず。

弘仁	二	八一一	和賀、稗縫、斯波三郡（岩手県）をおく。按察使文室綿麻呂、弐薩体村・閉伊村二村の蝦夷を討たんと請う。出羽国邑良志閉村の降俘吉弥侯部都留岐、都母村に逃れ兵を訓練している弐薩体村夷の伊加古等を討つことを請うて許される（第七次蝦夷征伐）。
〃	二～四	八一一～八一三	文室綿麻呂、徳丹城を造営す。
〃	四	八一三	文室綿麻呂再度征夷大将軍となり、止彼須可牟多知等の蝦夷を討つ。
〃	五	八一四	帰降の夷俘、官位・姓名によって呼称せしむ。『日本後紀』に津軽の狄俘は野心測りがたし、とある。
〃	六	八一五	陸奥・出羽両国より馬を出すことを禁ず。
〃	七	八一六	口分田を授けて六年以上を経た夷俘らより田租を徴収す。
〃	八	八一七	陸奥国、俘囚の帰降を奏す。
天長	七	八三〇	出羽国大地震。
承和	六	八三九	窮乏救済のため陸奥国百姓三万〇八五八人の租税を三年間免除す。
〃	七	八四〇	陸奥国奥邑の民に庚申信仰流行す。
〃	八	八四一	飢饉のため出羽国の百姓二万余人の租税を免除す。
斉衡	元	八五四	陸奥国凶年、百姓困窮し、兵士の逃亡続出し、逆乱のおそれあるを以て兵を発して不慮にそなえる。陸奥国をして穀一万石を俘夷に賑給せしむ。

〃　二　八五五　陸奥国の請により、俘囚警備のため援兵を派遣す。
貞観　元　八五九　陸奥国日高見水神に従四位下を授く。
〃　三　八六一　陸奥国より馬を国外に出すを禁ず。
〃　一一　八六九　陸奥国大地震。
〃　一七　八七五　渡嶋の荒夷反乱し、水軍八〇艘を以て秋田・飽海両郡を侵す。
元慶　二　八七八　秋田城下の夷俘反乱を起す。この時津軽蝦夷も呼応して南下の勢を示したが詳細不明。津軽の夷俘はその党種多く、幾千人なるを知らず、天性勇壮にして常に習戦を事とす。もし逆賊に招かば、その鋒当り難し、と恐れられる。
〃　三　八七九　渡島の夷首一〇三人、種族三〇〇〇人を率いて秋田城に来り、津軽俘囚の内賊に加担していない者一〇〇余人と共に帰順す。

第二期　九世紀末～一〇世紀半ば過ぎまでの約八〇年間

第二期は、延喜（九〇一～）・天暦（九四七～）の治と呼ばれる時代である。

朝廷では、前期に芽生えを見せ始めた摂関政治の芽をつみとり、律令制維持による天皇権力の回復を図るため、藤原氏をはじめ、王臣家勢力を抑え、地方に対しては国司に対する監察を強化し、延喜格式の制定等によって法制を整えた。

しかし、それらの努力にもかかわらず、寄進地系の荘園は増加し、私有地確保の名主層の形成も見られ、地方

では、土豪・豪族が武士化し民衆と結んで律令体制からの脱却をめざした。

天慶二年（九三九）の平将門の乱等はその最初の動きであった。

文化の面では、『古今和歌集』・『土佐日記』・『伊勢物語』・『後撰和歌集』等が生まれるなど国文学が勃興し、仏教面では、空也上人が出て念仏宗を創立するなど浄土思想が発生した。

この時代、蝦夷征伐が前代で終わりをつげたことにより、国史の東北に関する記載はきわめて少なく、僅かに次の二つをあげるに過ぎない。

年代	西暦	事項
延喜五	九〇五	奥羽の国司、みだりに俘囚に位階を授くることを禁ず。
天慶二	九三九	出羽国俘囚反乱す。この時坂東に将門の乱おこる。

第三期　一〇世紀半ば過ぎ～一一世紀半ば過ぎ迄の約一〇〇年間

この時代は藤原道長・頼通に代表される、いわゆる摂関政治の全盛期である。わが国最大の寄進地系荘園領主となった藤原氏は、安和の変（九六九）を契機として、天皇に代わる主権者としての地位につき、受領層（実際に任地に赴く国守）の任免権を握り、すでに荘園化した公領をも間接的に支配し、政治上・経済上の全権を把握した。

文化史的には、藤原時代とも呼ばれる絢爛たる国風文化の出現を見たが特に仮名文字の発明による国文学の隆盛をきたし、紫式部の『源氏物語』、清少納言の『枕草子』、赤染衛門の『栄華物語』等女流作家の活躍が目立

った。

このような絢爛たる文化をよそに、東国では長元元年（一〇二八）平忠常の乱がおこり、陸奥では永承六年（一〇五一）安倍頼時が反し、前九年の役をおこした。

そして、これらの乱を鎮定した源氏が武士の棟梁として大きな勢力を得るようになる。

この時代の国史の東北に関する記載には興味深いものがある。

その一つは、文人国司の東北来任であり、その二は、その国司なり鎮守府将軍なりが摂関家に陸奥で得た砂金を贈っていることであり、その三は、文官国司の威令の十分でないのに乗じた地方豪族の台頭である。

第一は、歌枕みちのくの発生を促したし、第二は陸奥が依然、わが国における最大の産金地であったことの証左である。

ここで、陸奥の産金のことについて一言述べよう。

天平二一年（七四九）、わが国で最初の金が陸奥国の小田郡（宮城県）で掘り出され、聖武天皇に献上され、それによって奈良の東大寺の落成が進み、大仏の鋳造が完成した。

この金を掘ったのは、当時陸奥国司であった百済（クダラ）の王族系の百済王敬福であった。

その後も陸奥の産金が進んでいたことは、次の年表で明らかであるが、その莫大な砂金の産出がやがては平泉藤原政権の繁栄を生む原動力となる。

その後、金の産出の勢いはやや衰えるが近世初期には有力な金山の発見により、南部藩は、「その富三百諸侯

に甲たり」といわれるほどの繁栄を見るに至った。

第三の地方豪族の台頭が、間もなく前九年の役に発展し、日本の大きな政治の流れと大きな係わり合いをもってくるのである。

年代		西暦	事項
天元	五	九八二	来朝の唐人に答礼金を与えるため奥州の貢金を促す。
長徳	元	九九五	陸奥守藤原実方、奥州に赴任。
寛弘	元	一〇〇四	陸奥守橘道貞、奥州に赴任。
長和	三	一〇一四	鎮守府将軍平維良、奥州より巨万の富をもたらし、左大臣藤原道長に贈る。
万寿	二	一〇二五	能因法師、奥州に旅する。
長元	二	一〇二九	前陸奥守平孝義、大粒砂金一〇両を右大臣藤原実資に贈る。
永承	六	一〇五一	安倍頼時反し、前九年の役始まる。
天喜	五	一〇五七	鉈屋・仁土呂志・宇曽利三部の夷首安倍富忠、陸奥守兼鎮守府将軍源頼義に味方し、安倍頼時と戦い、頼時を死に至らしむ。
康平	五	一〇六二	源頼義、出羽の俘囚長清原光則・武則父子の応援を得て厨川柵に安倍貞任を破り、前九年の役終わる。
〃	六	一〇六三	前九年の役の功により、清原武則、鎮守府将軍となる。

第四期　一一世紀半ば～一二世紀末までの約一二〇年間

この時代は、日本政治史上、まことに複雑で、その政権がめまぐるしく交代した時代である。

まず、前代に全盛を振った摂関政治も次第に凋落の萌しをみせはじめ、間もなく経済的に力を蓄えた受領層の支持を得た白河院・鳥羽院等の院政時代がはじまり、しばらく続くがやがて、院と天皇の対立と摂関家の内訌とがからみあって保元元年（一一五六）保元の乱がおこる。この乱では院方が破れるが、院方・天皇方ともに、武家の二大勢力である源・平両家にたよったので、この乱を期に武家の地位は急上昇する。

そして、両雄ならび立たず、平治元年（一一五九）両家の間に平治の乱がおきるが、保元の乱でも勝者の側に立った平清盛が勝って六波羅に平家の政権を樹立、独裁政治をしいた。

平泉の藤原秀衡が鎮守府将軍となったのも清盛の支援によるものである。

しかし、「奢る平家は久しからず」の譬の生じた如く、貴族・寺院・院・地方領主層に反清盛的動きが出てくる。こういう情勢下に治承四年（一一八〇）以仁王の平家追討の令旨に応じ源頼政が挙兵したのに続き木曽義仲の挙兵等があったが、それらを契機とし、諸国の源氏は源頼朝の下に結集、源・平両家の決戦が開かれた。

この戦は、武家政権の棟梁を決定する決戦であったが、文治元年（一一八五）、平家を屋島・壇の浦で亡ぼした頼朝は、文治五年平泉の藤原氏をも亡ぼし天下を統一し、建久三年（一一九二）、征夷大将軍に任ぜられ、鎌倉に幕府を開いた。

この時代は、文化史的には諸学が興隆し、国文学は庶民化する傾向を示し、仏教面では世俗化の傾向に進んだ

が末期には、法然の浄土宗、栄西の臨済宗等が創められた。

この時代は、中央においても狂瀾怒濤の時代であったが東北もまたそうであった。

前九年の役に源頼義を援けた功により、俘囚長から中央政府の鎮守府将軍の栄位に昇進した清原氏は、安倍氏の旧領奥六郡をも得て強大な勢力を揮うこととなったが、その清原氏の内粉から永保三年（一〇八三）後三年の役が始まった。

この結果、清原清衡（藤原清衡）が奥州の支配者となり、基衡・秀衡・泰衡と続く。秀衡は、鎮守府将軍となりついで陸奥守ともなり、後世「北方の王者」と呼ばれる奥羽の支配者となったが、文治五年（一一八九）、頼朝の奥州征伐によって亡び去り、間もなく東北は、歴史始まって以来はじめて中央政権即ち鎌倉幕府の支配下に組み入れられることになる。

この間、青森県関係の記事としては、後世南部家の始祖と仰がれる甲斐の南部光行が頼朝の藤原征伐に従って功をたて、その功により糠部に入部したこと、津軽の一部や糠部が泰衡の旧臣大河兼任が起こした乱の戦場となったこと、糠部産の名馬が頼朝方武将の乗馬として活躍したことなどが見える程度であるが、その戦の結果、青森県がはじめて中央政府の支配下に入ったということは、その後の青森県の歴史の展開にきわめて重大な意味を持つことになる。以下この期の出来事を年表風に示そう。

年代	西暦	事項
永保三	一〇八三	清原真衡、吉彦秀武らと争い、後三年の役始まる。

寛治	元	一〇八七	陸奥守源義家、清原家衡・武衡らを討ち、後三年の役終わる。
〃	二	一〇八八	陸奥守源義家解任。
〃	五	一〇九一	藤原清衡、馬二疋を関白師実に進上す。
〃	六	一〇九二	陸奥守藤原基家、藤原清衡が乱を企てた旨を報ず。
長治	元	一一〇四	藤原清衡、左大臣藤原忠実に馬二疋を贈る。
〃	二	一一〇五	清衡、中尊寺最初院を建立すと伝う。
天治	元	一一二四	中尊寺金色堂なる。
大治	三	一一二八	清衡死去（七三歳）。
保元	二	一一五七	藤原基衡死去。
嘉応	二	一一七〇	藤原秀衡、鎮守府将軍となる。
治承	四	一一八〇	源頼朝兵を挙ぐ。
養和	元	一一八一	藤原秀衡を陸奥守に任じ、頼朝を追討せしむ。
元暦	元	一一八四	東大寺大仏再建資金として頼朝一〇〇〇両、秀衡五〇〇〇両を奉加せしむ。七戸産の名馬唆月三戸産の名馬磨墨、宇治川の合戦にその名をとどろかす。
文治	元	一一八五	平家亡ぶ。頼朝の奏請により、諸国に守護・地頭を置く。
〃	二	一一八六	秀衡、頼朝の申入れにより、貢馬・貢金を鎌倉経由で京に上ぼせる。西行、東大寺料

砂金勤進のため平泉に下る。

文治　三　一一八七　源義経平泉に下向、秀衡、義経を中心に結束すべき由、子息たちに遺言して死す。

〃　五　一一八九　藤原泰衡、義経を殺す。源頼朝、平泉藤原氏を亡ぼし、全国平定完了す。南部光行、頼朝に従い功をたてる。

建久　元　一一九〇　泰衡の旧臣大河兼任反乱をおこし、津軽・糠部など戦場となる。

〃　二　一一九一　南部光行、糠部に入部す。

〃　三　一一九二　源頼朝、征夷大将軍となる。

第二節　平安時代における上北郡地方

青森県の県南地方で日本の歴史の上に登場してくる最古の地名は平安時代の「都母村」であり、七戸はまだ登場してこない。

すなわち『日本後紀』巻三一、嵯峨天皇弘仁二年（八一一）七月二九日の項に

出羽国奏。邑良志閉村降俘吉弥侯部都留岐申云。己等与二弐薩体村夷伊加古等一。久搆二仇怨一。今伊加古等。練レ兵整レ衆。居二都母村一。誘二幣伊村夷一。将レ伐二己等一。伏請二兵粮一。先登襲撃者。臣等商量。以レ賊伐レ賊。軍国之利。仍給二米一百斛一。奬二励其情一者。許レ之。

とある中の都母村というのがそれである。

これを現代文に直すと、「出羽の国から次のような奏上があった。邑良志閉（おらしべ）村の俘囚吉弥侯部都留岐（きみこべのつるぎ）が次のように云っております。自分は弐（爾）薩体の村夷伊加古（いかこ）らと久しい間仇敵関係にあります。今その伊加古らは兵を訓練し、軍勢を整え、都母村にいて、幣（弊）伊の村夷を誘い、まさに自分達を伐とうとしております。兵粮の支給方を懇願致します。その上で官軍の先頭をきって伊加古等を襲撃したいと思います、と。都留岐の云うところを臣（この場合は出羽国司）等がおし量って見ますと、賊を以て賊を伐つのは、戦をする国として利益であります。よって米一〇〇石を支給して、その心情を励ましたいと思います。」ということになる。

ここに出てくる「都母村」というのは、今の青森県上北郡天間林村の「坪」を中心とする広大な土地を指し、七戸なども当然その中に含まれていた。

原文末尾に、「許之」とあるのは、朝廷ではこの奏言を許可したという意味である。

ここで、互に仇敵関係にあった都留岐と伊加古について少しく説明を加えると、都留岐は北秋田に住む俘囚、つまり朝廷に帰投した蝦夷ではあるが、完全に出羽国衙の支配下に収まっていたのではなく、半ば自治的独立性を認められている政治的社会の統率者であった。

一方弐薩体村（現在の岩手県北部地域で、一部青森県東南部をも含む）の伊加古は、村夷と呼ばれているから山地に住む山夷と違い平地に居住していた蝦夷であろうが、水田耕作を主とする農業を営んだ田夷とも異なり、畑作ならびに馬産を中心とした生産活動を営み、かなりの軍事力、経済力を有し、その後背地である都母や幣伊

の村夷にまで影響力を及ぼし得るほどの勢力の持主であったようである。

この頃の都母はもちろん蝦夷と呼ばれる人々の住処であった。

蝦夷という言葉の意味については、古くから種々の説があるが、最近では、平安時代の中頃までは、人種的概念を含まず、「まつろわぬ陸奥の辺境の民」を指し、エミシと呼んだが、その後、エゾと呼ぶようになった時からは、異民族であるアイヌを指したものである、とされている。

ただし、そのために本来エミシ（或はエビス）と呼ばれるべき古代蝦夷も、いつとはなくエゾと呼ばれるようになり、一方またエビスという云い方も、アズマエビスという風に、東国の未開人を指す蔑称としても残り、混淆をきたしている。

しかしすでに別記したように、現在の坪に近い小又部落からは奈良時代以前のものと思われる須恵器の優品や鉄製の斧等が出土しているから、この伊加古の事件のあった時代は云うに及ばず、そのはるか以前から、この地方のいわゆる蝦夷と呼ばれる人々の中には中央の優れた文化を吸収していた人もいたことを示している。

もっとも、都母村の住民のすべてがそういう高い文化をとり入れることのできる村夷であったわけではない。そこには、そういう文化になじまない山地に住む、〃山夷〃もおり、狩猟のほかに、これまた馬の放牧等を行っていたであろう。

そのほかに少数ではあろうが、狩猟を主たる生活基盤とする異民族アイヌも当然いたことであろう。

これら三者のうち、最大のものは村夷であり、彼等の多くは河岸台上に数一〇箇あるいは一〇〇箇以上の竪穴

住居を作って住んでいた。

これらの村夷は、その構成聚落毎にその長を持ち、その統制に服していた。そして、他の襲撃に備えるため、聚落の前面に館あるいはチャシ（蝦夷館）を設けていた。

そういう沢山の村夷・山夷・アイヌの上に都母村を統率する族長がいたということになる。

これら都母地方の蝦夷は、たとえ、かなり発達した文化の段階にあったとしても、まだ中央政府の支配下には入っていなかった。

従って、中央政府に降伏しない蝦夷を麁蝦夷（あらえびす）といい、降伏した蝦夷を熟蝦夷（にぎえびす）という区分に従うならば、弘仁二年の征夷の対象となった三ヵ村の住民は、すべて麁蝦夷であった。

国の勢力の発展のためには、麁蝦夷の熟蝦夷化が是非とも必要である。

弐薩体・幣伊・都母村は麁蝦夷の住処である。

故にこの三ヵ村は熟蝦夷化のために討たれなければならない。これが征夷軍の論理であった。

さて、残念ながら、この時伊加古と提携して、征夷軍にあった都母村の族長の名は不詳であるが、都留岐のような俘囚ではなく、完全に中央政府から独立した小族長国家の長であったと見られる。

第三節　弘仁二年文室綿麻呂による蝦夷征伐

朝廷は、奈良時代末―宝亀五年（七七四）から始まったいわゆる蝦夷征伐において、征夷大将軍坂上田村麻呂等の数次にわたる赫々たる武勲により、その前進基地を志波城迄進めたが、長年にわたる軍政のため桓武朝の疲弊はその極に達していた。

そのため延暦二四年（八〇五）非戦論者である参議藤原緒嗣の「天下の苦しむところ軍事と造作なり、此の両事を停めれば百姓安んぜん」という進言により、蝦夷征伐のことは中止され、さらに大同三年（八〇八）緒嗣が陸奥・出羽両国の按察使を兼ねることにより、一五年にわたる、さしもの「田村麻呂時代」も終わったかに見えた。しかし、翌々五年九月、田村麻呂の献言により、薬子の乱の平定に当たり功をたてた文室綿麻呂が参議・大蔵卿となり、さらに按察使の任を辞した緒嗣に代わり、陸奥按察使を兼ねるに及び、「田村麻呂時代」はよみがえり、征夷のことが再び日程に上ってきた。

すなわち、綿麻呂が陸奥按察使となった翌弘仁二年（八一一）二月五日には早くも弐薩体・幣伊二村の蝦夷征討を奏請し、これに対し三月二〇日征討命令が下っている。以下『日本後紀』を現代文に意訳し、征夷の状況を見ることとする。

三月二〇日の項に

去る二月五日の奏上に〝願わくば陸奥・出羽両国の兵、合計二万六〇〇〇人を進発させて、弐薩体・幣伊二村を征討したい〟と云ってきた。そこで命令する。〝数によって差し遣わし、速かに襲討し、せん滅を期せ。軍をいたわり、後の煩を残さぬようにせよ。又三月九日の奏により、軍士一万人の減少を知った。将軍等の憂国の情は誠に深いものがある。然りしこうして巣窟をさがしきわめよ。衆力はこれを助けるであろう。だから先の奏上により、減定に心を労するな。将軍等はよろしくこれらの事情を知り、力を合わせ、意を同じくし、相共に功をたて業をなしとげよ。〟

とあるのが、綿麻呂の征夷の奏上文と、それに対する勅命の内容である。

この頃には、右の文に引続き「時に出羽守大伴宿称今人が謀をめぐらし、勇敢なる俘囚三〇〇余人を遣わして、賊の不意を襲い、雪を侵かして弐薩体の余孽（賤しい蛮人の敗残勢力）六〇余人を殺戮した。その功績は一時に冠たるものがあり、その名は不朽である。……」とあり、また、四月四日の項では、志太連宮持、俘囚吉弥侯部小金等の勇敢なる働きを賞しているから、征夷戦の前哨戦は、すでに三月頃から始まっていたことが分かる。

そして、本格的な征夷の体制は四月に入って整えられた。四月一七日の項に「正四位上文室朝臣綿麻呂を征夷将軍」としたほか、本来なら副将軍の筆頭におかれるべきはずの鎮守将軍佐伯宿弥耳麻呂を第二位に下げ、先の戦闘で功たてた大伴宿弥今人を副将軍の筆頭においたことを記していることなどがそのあらわれである。

ついで、四月一九日の項には「国の安危、この一挙にあり、将軍これを勉めよ。」という勅が出されたことが載っている。

ここに「国」というのは陸奥国のことであり、日本国のことではないが、この征夷の意気ごみのほども知られよう。

『日本後紀』には続いて、五月一〇日の項に「塞下の俘囚はその数がかなり多い。出軍の後、野心をおこすかもしれない。将軍等はつとめてこれを安んじていたわり、驚きさわがせてはならない。威と恵とを兼ねほどこし朝制を行え。」との、出陣後の塞下の牧民についての勅令が載っている。

ここまでは事が順調に運ばれてきたようであったが、五月一九日には、征討軍に対する叱責の勅命が下った。内容が複雑なので、簡略にその趣意を述べると

㈠　二月五日の奏上では、六月上旬奥羽両国の軍が発進できるように、兵粮・塩・兵器の準備もすでに完了しているとのことであった。

㈡　ところが、今五月一二日の奏状では、軍士・食料・雑物の準備を国司に命じ、又大伴今人は現に管内を巡行して軍士を簡閲しているという。征戦のそなえを知らぬというものであり、前後矛盾している。

㈢　今年は国家の忌み年であり、大歳も東方にあっては兵事は避けるべき年でもある。
よって今年は準備だけにとどめ、来年六月から軍事行動をおこせ。

㈣　征夷軍一万九五〇〇余人に対し、軍吏六〇人を越えているのは、前の征夷時にくらべ多すぎるから、軍監一〇人、軍曹二〇人と定めよ。

というのであった。はかばかしくない戦さの準備に、天皇がいらいらしている状況が眼に見える。ところが事態

の急変があって、この勅令は実行されずに終わり、七月一四日には「今月四日奏状により、くわしく知った。俘軍一〇〇〇人で以て吉弥侯部於夜志閉（おやしべ）にゆだね、幣伊村を襲わせるということだが、彼の村の俘は党類が多く、陸奥一国の軍隊だけでは機事を失する恐れがある。よって陸奥・出羽両国の俘軍各一〇〇〇人を動員し、来る八、九月の間に、左右両翼を張って攻め、将軍は副将軍の両国司とよく相談して、つぶさに奏上せよ。国の大事を決して軽く略してはならぬ。」との勅命が下った。

再度の出動命令が下ったわけである。

この直後の七月二九日に、この章の冒頭にかかげたように、都母村に逃げてきている弐薩体の村夷伊加古を討ちたいという、出羽の俘囚吉弥侯部都留岐に兵粮を与えて、その願いを許したことが載っている。

このようにして、都留岐等の力も利用し、夷を以て夷を討つ方式を併用しながら七月から進められていた作戦は、九月中旬から一〇月初旬にかけて実施されたようで、九月二二日には「機に応じ、便をはかり、四道に分けて軍を進めているが、士卒の数が少ないのに、充用すべき箇所が多く、加うるに霖雨がやまず、兵粮輸送も滞っている。輜重を増加しなければ恐らく兵粮も欠乏するだろう。なにとぞ陸奥国軍士一一〇〇人を加えてほしい。」という征夷軍からの奏上があった。

これらの征夷軍がどこまで北進したか、都母村までやってきたのか、正史の上では不明である。

だが、この戦闘には、当時都母村にいて兵を練っていた弐薩体村の伊加古の討伐を自ら志願し、兵粮まで与えられた出羽の都留岐も当然参加しているはずである。

そう考えれば、征夷軍の都母進出は当然あったことになる。東京教育大学の教授で、後に弘前大学野辺地分校の教授をした日本史学界の大御所松本彦次郎は、この時の征夷軍は、今の浅虫付近まで進出したとし、また最近本県古代史の分野で注目すべき論文を発表している八戸市の石橋勝三は、その著『北奥史の謎を探る』の中で、「仁佐体、閉伊村夷は勿論、都母村夷も亦荒夷として討伐対象になっていたのではあるまいか。」と述べ、さらに後に紹介するように、「九かの戸」の成立を、征夷軍の都母進出に結びつけている。

この作戦について、石橋勝三は「八月頃には征夷の出動があり、それが四道に分けられて進軍した。前出の七月一四日の項に、閉伊の反夷討伐には両面作戦をとったとあるから、他の仁佐体方面は当然残りの二道に沿って進軍したことになる。そのうちの一軍は当然七時雨山の難所を通り、馬渕川流域に出て北進し、他の一軍は新井田川に沿って下り、河口の八戸附近で合流したとも考えられる。」としている。

戦争に於いては、兵粮の欠乏ほど恐ろしいものはない。おまけに秋冷の長雨とあっては士気にも影響する。孫子の兵法式の〝糧に敵による〟方式が採用出来ぬ水稲不毛地帯でもあってみれば、輜重兵の増員要請は無理からぬものであった。

この長い都母戦線まで粮兵を補給するには、石橋勝三や西村嘉のいうように、要処に兵站部を設けるということも必要であったろう。

このように苦戦をしいられた征夷であったが、その戦果はどんなものであったろうか。

『日本後紀』一〇月一三日の項に「今月四日の奏状をみるに、斬殺したり捕虜にした賊の数はやや多く、投降

者も少なくない。将軍の経略や士卒の戦功もこれで分かった。其れ蝦夷は請に依り、すべからく中国に移送せよ。ただ俘囚は便宜を思いはかり、当土に安置し、つとめて教喩を加え、騒擾をおこさせないようにせよ。又新獲の夷は将軍の奏により速かに進上せよ。ただし人数が多く、その路次堪えがたいものがあるので、強壮者には歩行せしめ、虚弱者には馬を与えよ。」という勅命が載っている。

この勅命の重点は次の三点である。

(一)　其れ蝦夷は請に依り、すべからく中国に移送せよ。

(二)　ただ俘囚は便宜を思いはかり、当土に安置し、つとめて教喩を加え、騒擾をおこさせないようにせよ。

(三)　又新獲の夷は将軍の奏により速かに進上せよ。

これによれば、征夷の結果、この地方の住民は蝦夷、俘囚、新獲の夷の三種に区別されたようである。

このうち、〝俘囚〟というのは、一般に、降伏した蝦夷をさすが、この征夷の前から俘囚であった者を云っているのか、征夷の結果降伏した者を指すのか、必ずしも明らかでないが、これらの地方には中央政府の勢力が従来およんでいなかった以上、征夷前に俘囚がいるはずがない。従ってここで俘囚とは、征伐軍に対し降伏した者ということになろう。

都母地方には、中央文化を受容した者が相当いたことは既に述べたが、こういう人達がこの俘囚となったと思われる。

次に第一の蝦夷と第三の新獲の夷とは、同一の者をさすのか、別のものを指すのかという問題がある。

高橋崇は、「この〝新獲の夷〟は上記の一の蝦夷に相当するが、教化に従わせるためにも新しく捕虜にした蝦夷を現地から切りはなしたわけである。」と、第一と第三の蝦夷を同じ者としている（『古代の地方史』）が、それでは、第一では、〝請に依り〟としていながら、第三では、新獲の夷とことわった上で、将軍の奏により速やかに進上せよ、と区別している説明がつかない。

私はこの二つの蝦夷は別者であると解する。すなわち第一にいう蝦夷とは降伏しなかった蝦夷（それは麁蝦夷＝山夷であったろう）であり、第三の新獲の夷とはアイヌを指すものであろう。

ただ第一にいう〝請に依り〟というのは、蝦夷自身の願いにより、という意味だとすれば、現地に止りたいと思えば止り得たことにもなるが、この疑問は、この〝請〟を将軍の請と解すれば解決する。

一方、新獲の夷は、将軍の奏により進上せよ、というのであるから、これはあくまでも、内地に送って教化するためではなく、珍らしい人種として献上せよ、ということであり、アイヌとしか考えられない。

さて、一般に俘囚に対する待遇は、この頃次のように定められた。

年代	西暦	事項
延暦	一七七九八	俘囚の調庸免除。
〃	二〇八〇一	田租免除（口分田支給）。
弘仁	二八一一	二月、諸国の夷に子供の代まで食料支給。三月、調庸徴収のため諸国の俘囚の計帳を出させる。

〃　三　八一二　六月、俘囚のうち人望あるもの一人を長とす。一一月、諸国の介以上国司に俘囚の管理担当を命ずる。

〃　四　八一三　一二月、俘囚の呼び方を廃し、姓名をとなえさせることとする。

〃　七　八一六　口分田を授けられて六年以上になる俘囚から田租を徴収することとする。

つまり、弘仁七年頃までには、俘囚は律令下の公民と同じ待遇をうけることになったわけである。

だがこの一般原則は、弘仁二年の征夷の対象となったこの地方には、そのままあてはまらぬようである。

弘仁二年正月の段階で陸奥の北部には、和我（和賀）・蒲縫（稗貫）・斯波（志波）三郡の建郡しかなかった。しかも、その後延長五年（九二七）に成立した『延喜式』をみても、弐薩体・幣伊・都母郡どころか、まだのちの〃奥六郡〃といわれる中の岩手郡の名称さえもないくらいであるから、この征夷ののち、これらの地方に中央政府下の政治組織が成立し、そこの住民がここにあげたような公民的な待遇を受けたなどということは考えられない。

ただ、先の一〇月一三日の勅命が実行されたとすれば、都母地方も、従来多少対立的であった山夷の減少に伴い、村夷の生活がやや安定化し、生産が進んだであろうと思われるが、さらに後述するように、九箇の戸の創設がこの頃あったとすれば、水田耕作をはじめとする新しい文化との接触も十分に考えられる。

さて、今見た結果だけではあまり大きな戦果とも云えないようであるが、一二月一三日に出された終戦の詔勅は、大戦果をたたえる語句に満ちている。

その項を現代文に意訳すると「陸奥国の蝦夷等が年代を重ねて辺境を侵乱し、百姓を殺略した。そこで桓武天皇の代に大伴弟麻呂を遣わし之を討たせたが、なお余燼が残り、鎮守のことが止まない。それで坂上田村麻呂等を遣わして遠く閉伊村を極め、ほぼ掃討したけれども、山谷に逃げ隠れて悉く亡ぼしつくすことは出来なかった。そこでこの度文室綿麻呂等を遣わして、敵を覆えす勢に乗じて掃討させたところ、副将軍等がおのおの心をあわせ協力し、殉心を忘れず、身命を惜まず勤仕し、奥地遠くまで迫り討伐し、その根拠地を破り覆えし、遂にその種族を絶滅させ、また一二の遺るものも無くした。よって辺軍を解散し、兵粮の輸送を中止した。その功労を量るに、位を進め恩賞を賜るに足る……」となる。

それに続いて文室綿麻呂以下の軍主脳がそれぞれ位階を進められたことが記述されている。

そして、さらに閏一二月一一日の項には戦果と戦後処理についての綿麻呂の次のような奏言が載せられる。

便宜上、箇条書にする。

㈠　今官軍は一挙に寇賊を亡ぼし、残るものはない。そこで、すべからく、ことごとく鎮兵を廃し、永く百姓を安んじたい。

㈡　しかし、城柵等に納めている器杖・軍粮等が少くないので遷し納めるまで守りを廃すべきでない。よって一〇〇〇人を置き、その守衛にあてることを切望する。

㈢　志波城は河岸に近く、しばしば水害を受けるので、すべからくその処を去り、便利の地に遷立したい。しばらくの間、二〇〇〇人を置いてその守衛にあて、その城に遷り終ったなら、すなわち一〇〇〇人を留

めて長く鎮守となし、その他はことごとく解却することを切望する。

(四)　又、兵士を置くのは非常に備えるためであるから、すでに反賊がない以上は、どうして兵をおく必要があろうか。ただし辺国の守りはただちに止めるべきでないから、二〇〇〇人を残置することとし、その他は解却することを切望する。

(五)　宝亀五年（七七四）この方当年まで三八年、辺寇はしばしば動き、対応に絶間がなく丁壮老弱、百姓等も疲弊の極に達しているので、四年間の免税措置を講じて下さることを切望する。

まことに、この奏言通りならば、大戦果であるが、史家の中には、この征夷戦を、あまり高く評価しない人もいる。

たとえば、『古代東北史の人々』の著者新野直吉は、「一体どこからこのような自他の評価が生まれたものであろうか。その解答は、綿麻呂のその奏文の中にある」として、前記五項目の奏文を掲げた上、「かくの如く、この度の征夷を宝亀以来三八年間にわたる連戦の終結戦闘というふうにとらえる以上、この度の戦果を然るべく評価しないと、有終の美を以て事態を拾収できないことになる。こういうことになれば、実際上の戦果などどうであろうと、理念上、国家にとっても奥羽にとっても、大戦果があったから兵を解き戦乱を収めることにしなければならない必然性があったのである。」と云っている。

そして、都母が一体どうなったかという点について新野氏は何も触れていないが、都母で兵を訓練していた伊加古については

岩手県北部の勢力であるばかりでなく、青森県地方にまで行動圏を持った伊加古が、一挙に遺れるものもなく討伐されてしまったなどとは、とても考えられない。ことに、右に指摘したように、むしろ消極的にさえ見える綿麻呂の征夷政策では、徹底的に討滅し得たとも考えられないし、また伊加古の方もそれに屈して服従したとも考えられない。両者暗黙のうちに派手な敵対姿勢は見せない形になったというだけのことであろう。事実、『延喜式』『和名類聚抄』の時代になっても、爾薩体にも閉（弊）伊にも郡郷建置は無かったのであるから、綿麻呂征夷というものは、ほとんど田村麻呂段階までのところを確保したということに外ならず、わずかに新たに徳丹城を造営したにすぎないと考えられる。

と述べているが、彼の言をおし進めれば、それはそのまま都母地方についてもあてはまることであろう。

一方、今一人、東北古代史研究の第一人者高橋富雄はその著『東北の歴史と開発』において、「坂上田村麻呂の延暦、文室綿麻呂の弘仁の大征討によって、蝦夷はその本拠をくつがえされ、主力が壊滅するほどの打撃をうけた。おびただしい捕虜・降伏者をいだした。」と、綿麻呂等の戦果を奏上文通りに認めながら、一方、「古代国家の東北経営は、陸奥国で盛岡付近、出羽国で秋田付近にとどまっている。岩手・秋田両県の北半部から青森県にかけては国づくりは行われていない。」と、征夷ののちの青森県の政治社会情勢について述べており、弘仁二年の征夷後の青森県の政治社会情勢についての見解はほぼ一致している。

第四節　戸の起源に対する一説

綿麻呂の戦後処理についての奏言の具体的処理状況について、史料の上で確かめうるものは、閏一二月一九日、出羽国の軍役に従事した百姓に三年間の調庸（租税）を免除したこと、三年二月二日、征夷軍士の従軍日数が四〇日以上となるので昨年分の調庸を免除したこと、および弘仁三年ないし四年に完成したと見られる徳丹城（盛岡市南方）の造営とであるが、綿麻呂奏言第二の城柵に残した器杖・軍粮の守衛の問題について、石橋勝三は、極めてユニークな見解を展開している。

石橋氏は、ここでいう城柵を、軍粮補給のための兵站部と見る。そして、その兵站部は、弐薩体から都母までの間に、一定間隔をおいて設置されたが、それが、いわゆる九かの戸の起源になったものと推論し、

今馬渕川上流から上北郡まで、陸羽街道に沿って点列する一戸、二戸、三戸（四戸の地名は不明）、五戸、六戸、七戸等の間隔をみると、大体十五キロから二十キロほどになっている。ただし三戸と五戸間は三十キロ位であるから、この中間に四戸があるとすれば、この各戸間の里程は、古代駅間の一日行程と大体一致する。これに対してこの主幹線からはずれている八戸は、三戸、五戸から同じく一日行程の所にあり、九戸も亦一戸から東方十五キロほど離れた所にある。この現在地名八つの各戸は、七時雨山以北の兵站部設置想定箇所と大略その北進方向と点列距離間が合致する。又この両者ともに古代の仁佐体、都母間にあるというこ

とは、ただ偶然の一致として看過し得ないものがある。

と述べている。（石橋前掲書七一ページ）

また石橋氏は、弘仁二年後、弘仁四年に、この地方で再発した蝦夷の反乱鎮圧のためにも再度この兵站部が利用され、守兵駐屯地ともなり、宿駅ともなり、残留を希望する者は、現地開拓民ともなり、やがてそれが九かの戸ともなったのではないかと、次のように述べている。

前述のように戦時中の兵站部を守備兵の駐屯地に利用したということもあり得たのではあるまいか。これが当時の情勢からみて、恐らくこの鎮兵は反乱鎮定後もただちに全部を解除することなく、徐々に撤兵し、兵のうちに残留を望む者があれば、柵の戸的な性格をもたせて、現地開拓民としたとも考えられる。

奥地警備に必要な仁佐体、都母間の軍用主幹路線を維持するためには、鎮兵撤退後も何等かの手段を講じたものと思われる。この点に関して後世の一戸から七戸までの数詞順による戸の点列がこれを示唆しているように思われてならない。ただ九かの戸という点からみると、八戸、九戸の存在が問題となるが、これも主幹路線に対する側面防衛の役割をする出張り城柵と考えられないこともない。これらの駐屯地が軍事拠点としてばかりでなく、宿駅的な役目もはたしたとすれば、なおさらこれが九かの戸起因に連がる可能性があると思う。

王朝時代を通じて最後まで北奥地方に律令制度が浸透しなかったことを思うとき、特に仁佐体、都母の二かの部地方の広い蝦夷地に於いて、その中央を南北に縦貫するただ一本の路線に対し、部族長制に反する郷

戸制の形態を点在するということは、その配置の目的からみても強力な軍事行動のあった弘仁年間にその発生の端緒を求める以外にないように考えられる。（同七八ページ）

石橋氏はまた、従来九かの戸の制度は、鎌倉時代南部光行の糠部入部に基づくとする説を却け、「鎌倉幕府の制度には〝戸〟をとりいれた行政区画地名はなく、又恩給による地頭支配に対し、突然の九かの戸出現は封建制に結びつかないものがある。九かの戸の組織は律令制に無関係とは思われず、したがってこの地名の発生は王朝時代にあったのではないかと思う。」（同八一ページ）とも云っている。

この石橋説は、『八戸の歴史』の著者である西村嘉にも引継がれているが傾聴にあたいする説といえよう。

私は、先に、綿麻呂の弘仁二年の征夷は、極めて不徹底に終わり、討つ者と討たれる者、両者暗黙のうちに、派手な敵対姿勢は見せない形になったというだけのことであろう、という新野直吉の説を紹介した。

このことは、両者間に、何等かの妥協が成立した、と読み直してもよいだろう。このように考えると、坂上田村麻呂が弓のはずで石面に「日本中央」と刻したといわれ、古歌に盛んに詠まれている壺碑（つぼのいしぶみ）伝説も、田村麻呂を綿麻呂に置換えるとき、その生まれ出るべき素因をこの妥協策の中に蔵していたとみてよかろう。

この点については次章でも触れたい。

なお〝戸〟については小井田幸哉の、古典的解釈を一段と発展させた有力な見解があるので後に紹介する。

第五節　弘仁四年文室綿麻呂による蝦夷征伐

弘仁年間の文室綿麻呂の征夷について、ほとんどの研究書は弘仁二年のものしか述べていない。ところが、『三代実録』によれば、二年後の弘仁四年にも征夷のことがあったようである。

すなわち、『三代実録』貞観一二年（八七〇）三月二九日の条に

従五位下行対馬守兼肥前権介小野朝臣春風奏言。故父従五位上小野朝臣石雄家羊革甲一領、牛革甲一領在二陸奥国一。去弘仁四年賊首吉弥侯部止彼須可牟多知等逆乱之時、石雄着二彼甲一、討平二残賊一。厥後兄春枝進レ之。望請。給二羊革甲一、以宛二警備一。帰京之日、全以進レ官。詔許レ之。其牛革甲給二陸奥権守小野朝臣春枝一。

とあり、弘仁四年（八一三）に賊首吉弥侯部止彼須可牟多知らが逆乱の時、小野石雄が羊甲を着用して残賊を討平したことがわかる。

この時の征夷の具体的事実について、かんじんの『日本後紀』には弘仁四年の三月から翌五年の六月の間が全く欠落しているのでよくわからないが、『日本紀略』によれば、弘仁二年の征夷の後、征夷将軍からもとの陸奥・出羽按察使に復していた文室綿麻呂が、弘仁四年五月、再度征夷将軍に任ぜられており、また『日本後紀』によれば同五年八月、綿麻呂はもとの陸奥・出羽按察使に再びもどっているので、一年五カ月の間征夷将軍の任にあたったことがわかる。

この征夷について、石橋勝三は『日本紀略』を引用したのち

これによると止彼須可牟多知の乱は、およそ四年五月頃に発生し、翌年の八月に鎮定されたことになる。

この反乱が大規模なものであったことは、綿麻呂が征夷将軍に再び任ぜられていることと、その鎮圧に一年余も費されていることでもわかる。

軍防令に一万以上の出征の場合は、将軍一人を置くことが規定されているから、この反乱は弘仁二年の征夷に次ぐものであったらしい。

この戦場がどの辺であったか不明であるけれども、残賊の反乱であるという記録からみると、閉伊及び仁左体、都母地方であったことは推測できる。そうであるとすれば、この反乱も亦九かの戸起因に無関係でないように思われるのである。

と述べている。（石橋前掲書七二ページ）

この弘仁四年の征夷のことを掘りおこしたのは石橋勝三であるが、なお若干の疑問が残る。

その第一は、この征夷の戦闘期間の問題である。

先の弘仁二年の征夷の時、綿麻呂は、四月一七日に征夷将軍に任ぜられている。戦斗は一〇月に終わったが終戦の詔勅は一二月一三日に出されている。そして綿麻呂が征夷将軍の地位を解かれるのは翌年一二月である。

これによれば、綿麻呂は、終戦後一年以上征夷将軍の任にあたったのである。

これを、弘仁四年の征夷にそのままあてはめることはできないにしても、綿麻呂の第二回目の征夷将軍の在任

期間一年五ヵ月からみて、実際の戦斗が一年以上におよんだとは考えられない。

その第二は、『日本紀略』の中の「残賊」の解釈である。石橋説は、その引用した処からわかるように、これを弘仁二年の時の残賊と解釈している。

しかし、『日本紀略』は「賊首吉弥侯部止彼須可牟多知等が逆乱の時、石雄は羊甲を着用して、残賊を討平した……」とあるから、これは、弘仁四年の乱の時の残賊と解釈される。

その第三は、賊首が〝吉弥侯部〟という、俘囚ではあるが、中央毛野氏系の〝氏姓〟を称している者であり、弘仁二年征夷の対象となった弐薩体・幣伊・都母村の何某といった単数の地域的支配勢力とは違う種類の土豪であったという点である。

このような〝氏姓〟を有するものの逆乱がどのようなものであったか、その征夷を、弘仁二年の征夷と同じ性格のものとみてよいのかどうか、今後の研究にまたねばなるまい。

第四章　壺の碑伝説と都母村

第一節　歌枕「つぼのいしぶみ」

昭和二四年六月二一日、甲地村地引の川村種吉によって、「日本中央」の文字を彫った石が、甲地村石文部落の雑木地帯から発見され、伝説に名高い坂上田村麻呂の建てたいわゆる「壺の碑（いしぶみ）」ではないかというので、種々の論議を呼んだ。

坂上田村麻呂が陸奥のおく、日本の東のはてに、「日本中央」と彫った「つぼのいしぶみ」を建てた、ということを記している最古の文献は、藤原顕昭の編んだ『袖中抄』であり、つぼのいしぶみが好んで歌に詠まれた一二世紀末―文治元年（一一八五）から同三年までの間―に編さんされたものである。

その全文を次に掲げて見よう。

一　いしぶみ

いしぶみの　けふのほそ布　はつはつに
あひみても猶あかぬけさかな

顕昭伝、いしぶみとは陸奥のおくにつぼのいしぶみ有。日本の東のはてと云り。但、田村の将軍征夷の時、弓のはずにで石の面に日本の中央のよしを書付たれば石文と云と云り。

信家の侍従の申しは、石の面ながさ四、五丈なるに文をゑり付たり。其所をつぼと云也。（一本に、それをつぼとはいふ也）

私云。みちの国は東のはてとおもえど、えぞの嶋は多くて千嶋とも云ば、陸地をいはんに、日本の中央にて侍るにこそ。

文意はおのずから明瞭であるが、文中人により解釈の一致しない点もある。それらについては問題のつど触れることとし、ここでは特に説明は加えず、一一世紀から一二世紀にかけて、つぼのいしぶみを詠んだ歌を次に掲げて見よう。

No.		詠者及び所載歌集	時代
1	日数経て　かく降つもる　雪なれば つぼの碑　跡やたゆらん	懐円　良玉集	一一世紀初頭作品
2	いしぶみの　けふの細布　はつはつに 逢見ても猶　あかぬけさかな	仲実　袖中抄	一一世紀～一二世紀初頭作品
3	いしぶみや　つかろのをちに　ありときく えぞ世の中を　思ひはなれぬ	清輔　夫木和歌抄	一二世紀中頃の作品
4	みちのくの　奥床しくぞ　思ほゆる つぼのいしぶみ　そとの浜風	西行　山家集	一二世紀後半の作品
5	みちのおく　壺のいしぶみ　有ときく いづれか恋の　さかひ成らん	寂蓮　夫木和歌抄	一二世紀後半の作品
6	おもひこそ　千島のおくを　隔てねど えぞかよわさぬ　壺のいしぶみ	顕昭　六百番歌合	建久四年（一一九三）の作品
7	思ふこと　いなみちのくの　えぞ云はぬ 壺のいしぶみ　かき尽さねば	慈円　拾玉集	建久六年（一一九五）の作品
8	みちのくの　いはで忍ぶは　えぞ知らぬ かき尽してよ　壺のいしぶみ	頼朝　拾玉集	建久六年（一一九五）の作品

これらつぼのいしぶみを詠んだ数々の著名歌人の歌は、実際にそれを眼のあたりに見て詠んだのではなく、伝説や史実のまつわる興味深い名所や名勝に限りない思いをはしらせて詠んだものである。

顕昭は、『袖中抄』の中で、陸奥のおく、つぼという処につぼのいしぶみがあるという伝説を伝えている。

そのことは、顕昭が『袖中抄』を編む以前から既に、いしぶみ伝説の存在したことを物語るものであるが、一方またこの『袖中抄』の出ることによって、つぼのいしぶみ伝説は後世に広く伝えられるようになったものと思われる。

前掲のような歌に詠まれる詩想上の名所を歌枕と云うが、つぼのいしぶみは歌枕として著名であるだけでなく、様々な文献にも登場している。

たとえば、鴨長明の建保四年（一二一六）以前の著である『発心集』には、「心戒上人跡を留めざる事」の条に、「その後この国へ帰りて、都あたりは事に触れて住みにくしとて、夷があくろ、つかる、つぼのいしぶみなどいふ方に住みけるとかや。」とあり、また『延慶本平家物語』―承元二年（一二〇八）から建長四年（一二五二）までに成立―に、「いかなるあくろ、つかろ、つぼの石ふみ、夷がすみかなる千島なりとも、甲斐なき命だにもあらばと思給ぞ、せめての事とおぼえて、いと惜き。」等とあるが、この二例は、達谷窟の悪路王伝説に由来する悪路王が地名化して「あくろ」となり、また「つぼのいしぶみ」も地名として捕えられたりすることもあったことを示している。

歌枕としての「つぼのいしぶみ」には、西行の歌に代表されるような〝憧憬〟が感ぜられるが、地名化した「つぼのいしぶみ」には、〝辺境〟のにおいしか感じられない。（「つかる」・「つかろ」は津軽のこと）

第二節　千引の石

壺の碑のことは一五世紀作と思われる謡曲『千引』にも出てくる。その概要は、陸奥の甲斐守某の知行所である壺の碑に千引の石という巨石があったが、この石に魂があり、人を取って困るのでこれを捨てようとし、各戸から人夫を徴収した。その村には若い貧しい女がいたが、男手がなかったのでひとり男にまじって人夫に出ることを悲しみ、村を出る決意をしていた。女には前から契りを結んでいる男があり、その夜も忍んで来たが、女のうれいを聞き、自分が千引の石の精であることを明かし、自分はたとえ一〇〇〇人に引かれても動かぬが、そなたが引くならばやすやすと引かれようと約束をする。

いよいよ当日、石の精の云ったごとく、一〇〇〇人の男が引いても石は微動だにしなかったが、女が一人で引くと大石は軽々と動いた。じらい村人は女を観音の化身とあがめ、女は富者となった、というのである。

後述するように、坪地方に伝わる伝説は、この謡曲とほとんど同じ内容のものが多く、女の名は「つぼこ」ということになっている。

『袖中抄』に、つぼのいしぶみが巨石であったことを記しているにもかかわらず、つぼのいしぶみを詠んだ歌には、巨石的要素は全くあらわれてこない。

また「千引の石」は『古事記』や『万葉集』の歌にも詠まれているが、そこには、つぼのいしぶみ的要素は全

くない。これで分かるように、つぼのいしぶみと千引の石とは元来何のつながりも無いものであった。

『袖中抄』に、つぼのいしぶみの大きさを四、五丈としていることについての解釈も、従って、四、五尺の誤記だろうとする説も昔からある程であった。

相異なる二つの伝説を最初にはっきりと結びつけたのが、この謡曲『千引』であった。

このようにして、色々な形で人に知られるようになった「つぼのいしぶみ」は長い間、伝説や歌枕であるにとどまり、幻の存在であった。

それが現実のものとしてあらためて世人の注目をひいたのは、宮城県の多賀城碑が発見されて以来のことである。それからのち、「つぼのいしぶみ」をめぐり、種々の論が展開される。

第三節　多賀城碑即「つぼのいしぶみ」説

多賀城碑は、新井白石の『同文通考』によれば、万治・寛文（一六五八～一六七三）の間の出土であるが出土の状況等はよく分からない。

この多賀城碑がほとんど発見の当初から「つぼのいしぶみ」と呼ばれていたことは、奥州宮城野の坪の石文の由来の記載のある『文禄清談』（内閣文庫蔵）の奥書に、寛文七年（一六六七）に書写し終わった、とあることからも確実であるが、当時これが歌枕にある「つぼのいしぶみ」であることを疑う者はほとんどなく、寛文九年

（一六六九）奥州を旅行した高野直重の『和歌名所追行』、延宝年間（一六七三～一六八一）の著と見られる黒川道祐の『遠碧軒随筆』等、いずれも多賀城碑をつぼのいしぶみとして紹介しているが特に後者は、井原西鶴の『一目玉鉾』や正徳二年（一七一二）の『和漢三才図会』等のもととなったといわれている。（安倍辰夫『つぼのいしぶみと多賀城碑』参照）

その他、新井白石や、『奥の細道』で有名な俳人松尾芭蕉、さては、あまりにもその紹介に熱心であったあまり、明治中葉、多賀城碑文の偽作者と誤解されたりもした佐久間洞巌（伊達綱村・吉村の家臣で、『奥羽観蹟聞老志』・『多賀古城壺碑考』の著者）等も、いずれも多賀城碑をつぼのいしぶみと信じて疑っていない。

この多賀城碑の碑文はすでによく知られているが、参考のため左に掲げよう。

多賀城　去京一千五百里
去蝦夷国界一百廿里
去常陸国界四百十二里
去下野国界二百七十四里
去靺鞨国界三千里

西　此城神亀元年歳次甲子按察使兼鎮守将
軍従四位上勲四等大野朝臣東人之所置
也天平寶字六年歳次壬寅参議東海東山

節度使従四位上仁部省卿兼按察使鎮守
将軍藤原恵美朝臣獦修造也
天平寳字六年十二月一日

この碑文を読んで、多くの人は、①天平寳字六年（七六二）は、坂上田村麻呂の活躍以前の年号であること。②田村麻呂が弓のはずで書いたという「日本中央」の文字が見えないこと、の二点について疑問を抱くと思われるが、①については、征夷の歴史を、田村麻呂があまりにも有名であるが故に、象徴的表現を以て田村麻呂に代表させたものであり、②については、『袖中抄』には「日本中央のよし」を書きつけたとあり、「日本中央」と書きつけたとはないから、この碑文は、多賀城碑が日本の中央に建てられたことを意味している、と解することが出来る、として、多賀城碑をつぼのいしぶみと信じて疑わなかったようである。（前掲安倍辰夫論文参照）

この点については現在でも多くの信奉者を持っている。

第四節　坪村の碑即「つぼのいしぶみ」説

多賀城碑即つぼのいしぶみ説が唱えられる年代より少し前の慶安四年（一六五一）七戸地方の知行主として坪村や千引村をも支配していた南部重信（後の盛岡藩二九世、歌人として有名）は、四月初旬、歌友達とともに千引明神に詣でて、「むかしの事を聞いて、かたのやうに書おくこともいとおかし。」といいながら、次の二首の歌

を詠じている。（『篤焉家訓』）

名にしおふ　千引の石に跡しめて
動きなき世を　神や守らん

物云はば　宮井の松に問てまし
引手になびく　石の心を

この二首の歌から我々は謡曲『千引』と同系の巨石伝説を読みとることは出来るが、田村麻呂の「つぼのいしぶみ」伝説にかかわるものを感得することは出来ない。

重信ほどの歌人にして、つぼのいしぶみに触れていないのは、当時まだこの地方には、つぼのいしぶみ伝説が普及していなかったことの証左であると思われる。

ところが、すでに引用した高野直重は、『和歌名所追考』中で「雲葉集に壺の碑を千引の石と同じ事に其故事をかかれたり。当時南部領七戸の内に坪村とてあり。そこに千引の石とてあり。……両石を混合して坪村の名は後世の人私に云付けし事か。今多賀城碑慥に存せり。……異説不可用歟。」と述べているから、彼が奥州旅行をした寛文九年（一六六九）頃には、南部地方でも、つぼの石は、七戸領の坪村にあると信ぜられ、話題に供されるようになってきていたものであろう。

寛文一〇年（一六七〇）夏のころ遊行僧他阿上人が七戸千引に来て詠んだ歌として、

陸奥の坪の碑世々経ても尽る期はまたあらしとそ思ふ

というのが『篤焉家訓』に載っているのも、その一証左となろう。

この高野直重の、多賀城碑即つぼの石文説、坪のつぼの碑否定説に対し、南部藩の学者清水秋全が、寛延三年（一七五〇）反論を出し、

春三月、君命ヲ蒙り、仙台の石碑眞偽矣ヲ見ニマカリシニ、其処ニ古城ノアトアリ。図ニ記シ奉リヌ。石碑ノ図ヲ見侍ルニ、是レハ東西南北ノ遠近ヲ記セルノミニテ貴ム可キ義ミエズ。壺碑南部七戸の坪村ニアリテ古ヘヨリノ名処、証歌ニ明カ也。殊ニ勝レタル文アリ。日本ノ中央ト有。意味深重ニシテ尊ム可シ。東極ニアリテ中央ト云事誠ニ故アル哉。……坪村何そ私になづくべき。古よりの石ふみ有り、出処明か也。石碑は仙台に幾らありといへども壺という在名あらざる故偽也。

と、多賀城碑こそ偽物であり、坪にあるものこそ本物としているが、両石の鑑定に南部藩主まで乗出したことはこの問題が、この頃朝野の大問題となっていたことを物語るものであろう。

なお、これより先元禄の頃（一六八八～一七〇四）、南部藩領に旅行し、花巻に留まった医師松井道円は、『吾妻むかし物語』を著し、壺の碑、野田の玉川、磐手の山などは、仙台領にもあるが、いずれも南部領内のものが真物であり、高野直重の説とは正反対に、仙台領のものこそ後人付会の説であるとしている。

かつては歌枕として歌に詠まれるにとどまった「つぼのいしぶみ」は、多賀城碑の発見を機にし、実在のものとされ、多くの人に多賀城碑即「つぼのいしぶみ」であると信ぜられ、それに関する幾多の論考を生んだが、松

『東奥紀行』所載の壺碑図

井道円のように、他国人にして、多賀城即つぼのいしぶみ説を否定し、坪のいしぶみ説を唱える者もあらわれた。その最も代表的な人物は、水戸の地理学者長久保赤水であろう。

赤水は、宝暦年間奥州に杖をひき、同一〇年（一七六〇）『東奥紀行』を著し、多賀城碑は、多賀城修造碑であり、古歌のつぼのいしぶみは、かつて南部の壺村にあって、日本中央と記されていたが、今は石文明神として祀られて無くなった石碑であるとし、日本中央と彫られた壺碑図ならびに石文明神祠図をも掲げている。

この後、つぼのいしぶみについて述べる学者の多くは南部人たると他国人たるとを問わず、この赤水の所説に相似の説をたてている。

たとえば、幕府の巡見使に随行して奥州に来た備中の人で地理学者である古川古松軒の天明八年（一七八八）の『東遊雑記』、四〇余年も東北各地を巡遊し、大冊の『菅江真澄遊覧記』をのこした真澄の天明六年（一七八六）の『岩手の山』、南部藩士三輪秀福等の文化三年（一八〇六）の著『旧蹟遺分』、南部藩士で国学者である

江刺恒久の明治三、四年（一八七〇～七一）の著『奥々風土記』、江戸時代末期から明治にかけて、北方探検家として名をはせた、伊勢の人松浦武四郎の明治三年（一八七〇）の著『壺の碑考』等はその代表的なものであろう。

ここに列記した人物のうち、最も痛烈に多賀城碑即つぼのいしぶみ説を論難したのは松浦武四郎であった。武四郎は、この著の中で、多賀城碑の顕彰に最も功績のあった伊達藩の学者で『観蹟聞老志』等を著した佐久間洞巌について、「洞巌も主の命を蒙りて観迹聞老志を編輯の時も其文を舞ハせしこと有。其を以てますます紛ハしき事ともなりぬ。其壺の碑なるものは壺村の方をさして云。」と批判を加えている。そして武四郎は、千曳明神の石と坪の碑との関連、坪の碑と多賀城碑との因縁について、「千曳明神と壺の石ハ一物両名にして、多賀城碑をして壺の碑と呼なせしハ二物一名ならん哉。……」と結んでいる。

もちろん、江戸時代中期以降、坪の碑即つぼのいしぶみ説が盛行する中にあって、依然多賀城碑即つぼのいしぶみ説を唱えた人もいる。

その代表者二人をあげるなら、一人は南部藩士（享和元年＝一八〇一没）で『邦内郷村志』を著した大巻秀詮であり、今一人は、寛政の三奇人の一人として知られる江戸生れの経世家で、仙台にも住んだことがあり、『坪碑考』を著している林子平（元文三年～寛政五年＝一七三八～九三）である。

第五節　「つぼのいしぶみ」複数存在説

以上、いわゆる「つぼのいしぶみ」が実在するものとの立場に立った上で、両説の妥協を試みたと思われるのが橘南谿である。

南谿は伊勢の生まれで、京都その他に住んだ医師であるが廻国の志を持ち、国の東西を巡遊し、『東西遊記』を著した。東北に遊んだのは天明六年（一七八六）であるが、それをまとめた『東遊記』は寛政七～九年（一七九五～九七）に刊行された。

その中で南谿は、壺の石ぶみ（宮城）と題した一章を設けているが、一言にしていえば、多賀城の碑は、名におう壺の石ぶみ（西のいしぶみ）であり、南部にあるのは「東の壺の碑」である、というのである。全文を掲げる余裕がないので、東の壺の碑についての部分のみを左に掲げよう。

又、東の壺の碑というものあり、是は此多賀城よりは七八十里斗り東北の方、南部の野辺地の近在に壺村という所あり、其村に壺山という山有りて、此山に石碑あり。村民其碑を尊敬し、社を建て是を祭り、氏神として往古よりみだりに開く事なし。碑面文字あり。上の方に大字に東という字を彫付けたりと云う。其文はいかなることならん。土民尊敬して、石摺などにする事を許さず、故に知る人なし。近年好事の士、此碑を摺り伝えんことを求むれども、極遠方の事故、遊ぶ人も稀にて、いまだ世に弘まらず。余も彼地を往来せ

しかども、其比其辺盗賊の沙汰頻りなりしかば、取急ぎて打過ぎし故、其村へもいたらず。今に残念なり。多賀城の碑に西という大字あれば、是に対する東の碑あるべき事也。又夫木集、清輔朝臣の歌に、「石ぶみやつがろのをちにありときくえぞ世の中を思ひはなれぬ」、又西行の山家集に、「みちのくは奥ゆかしくもおもほゆる壺の石ぶみ外の浜風」などあれば、是等も東の壺碑にやと思わる。

この妥協説に対しては当然ながら反対意見が出されている。その中の一人、岸俊武の説を別記紹介しておいたから参照してほしい。

以上江戸時代における「つぼのいしぶみ」に関する論考を主として紹介してきた。

この辺で、南部地方に伝わる「つぼのいしぶみ」伝説を紹介しておこう。

第六節　南部地方に伝わる「つぼのいしぶみ」伝説

南部地方に伝わたる「つぼのいしぶみ」伝説には数種あって、これぞという定説がない。『新撰陸奥国誌』の編者岸俊武をして「或は自家に私し、或は窄見にして事実を誤り、或は強牽附会又地理を知らざるの失等ありて、紛々定説なけれど……」と歎ぜせしめたのももっともなことである。

諸説紛々帰一するところを知らなくなった原因は岸氏のいう通りであろうが、その元は、石文村・坪村・千曳明神（千曳の石）の三者の関連が不明なところにある。

今私はこの三者の関連を明らかにしようとするものではないが、紛々たる諸説を整理しておく必要があると思われるので、一体伝説の中には何箇の石が登場するのか、その石にはどんな伝説がついているのか、という観点から、それぞれの代表的なものを掲げてみよう。

一　石の数を一箇とするもの

(一)　**三輪秀福著『旧蹟遺文』文化三年（一八〇六）**

壺碑　千引明神宮

つぼの碑は北郡七戸と野辺地との間に、壺村・石ぶみ村といふところあり、この所にむかし碑ありしゆゑに壺碑と名づけしといひ伝ふ、今はその碑なし。土人いひつたふるには、壺村と石ふみ村との中ら（此間二里計へだたりぬ）に、千引明神の宮あり、むかしこの宮の下にかの石はうづめたりとぞいふ。（『袖中抄』・いしぶみを詠んだ歌等省略）。考るに土人の云、むかしこのあたりに碑あり。いと大なりしを、いつの頃にかありけん、その辺りを田畑などにせんとにや、便りあしとて、かの石碑をひき退んとするに、おほくの人物しけれども、かのいしぶみうごくべくもあらず。しかるに其あたりに壺といへる女有て、この女壱人にて引ければ、いとこころよくおもふままにひかれたりとぞ。さるあやしきことのありしによりて、そを土中にうづめて、その上に宮を立て神といはひ、千引明神と申けりと云り。

またいしぶみをたてんとせし時、その所に大なる石ありけるを碑にものせんとておほくの人して引せしに

うごくべくもあらざりしを壺といふ女の引たりしよりいふともいひ伝たり。

いづれかまことならん、今さだめがたし。

この古きつたへともは、いとあやしきことどもにて、うたがはしくおもふ人もありぬべけれど、ふるき伝説、また風土記などには、今ひと際あやしきことのみおほかれば、後の世の心もて一向にうたがふべきにあらず。（以下略）

(二)　古川古松軒著『東遊雑記』天明八年（一七八八）の頃項

天明八年八月二十五日

右図せる所の千引明神の社、二間に三間、桧皮の屋根にて其うへに草葺の素屋をなしてあり。其地ひょうびようとせし平地にて、諸木の森凡方百間余、神さびて至て殊勝の所なり、千引の森と称せるは是なり。神主は教岩坊といふ山伏にて少しく除地有て古へよりの御巡見所也。

山伏を召され、古来の事を御尋ありしかども、一字不通の文盲人にて委しからず。彼の家に代々伝ふることには神代の時に石の札を立て、其石を限りに北方の国より渡り来る鬼をば追返せし事なるに、悪鬼の来りて其の石を土中へ深く隠せしを、神々達の集りさがし出し給ひし所こそ石文村にて、其石を建し所は坪村にて有しを、坂上田村丸来り給ひ、鬼を残りなく殺し給ふ故に、此石は無用とて此所を七尺掘て埋め給ひ、其上に社を建立なされし事にて、其石を坪村より是迄引とるに人数千人にて引しを以て千引大明神と申なり。

歌に「みちのくの千引の石と我恋は　かなはすおりに中や絶なん」

右の通教岩坊が口上にて物語のままを書きしるす也。おかしく聞ゆれども、予は頼母敷思ふ也。

鬼と称せるは蝦夷人のことなるべし。神代遠からぬ時にやあらん。文字ありしと云事の云伝はなきやと尋しに蚯蚓文字の有しと答ふ、おかし。

予按するに世に称する壺の碑は、此所が真なる碑にて宮城郡市川村に今ある壺の碑は、多賀城の門碑にて壺の碑にはあらず。風土記にも取違へし事ままあれば、此所に真の壺の碑あることは大辺鄙故に知らずして、多賀城の碑を見出し、古へ門前をつぼと云し故に誤りて壺の碑と風土記に書誤りし故、後世に於ていよいよ取違へしものなるべし。古歌によりても考思ふべし。

おもひこそ千島の奥を隔てねど
えぞ通はさぬつぼの石文　　顕照法師

みちのくの奥ゆかしくぞおもほゆる
つぼのいしぶみ外のはま風　　西行法師

いしぶみやつがるの遠にありときく
えぞ世の中を思ひはなれぬ　　清　輔

是等の古歌を見れば、いよいよ坪の石文は此地に埋れ有に決せり。（中略）

日本中央の文字のいよいよ不審。作説に出しなるべし。天智天皇の太子たりし時、安陪比羅夫を征夷将軍として北エゾを征し、粛慎国を日本へ降伏せしめ、靺鞨の地に日本の界をたて、奥羽多賀城より北の蝦夷室

葺の地三千里の間は皆日本の地となる。

然れば此坪の碑を立てたる所は、大概日本の中央に当る也。

是より北に日本の地広く有て大国に成たる事を外国の人にもしらせて、国の大ひに広き事を誇る為に立たる碑なり。古へは素朴なる故に文字も簡に只四字を記したるものならん。（下略）

二　石の数を二箇とするもの

㈢　**大巻秀詮著『邦内郷村志』（享和元年＝一八〇一没の人）**

千曳明神

大同二年田村将軍云レ建。俚俗伝曰。明神ハ石ノ精ニテ美男ニナル。壺子トイヘル女ニ通フ。津保ハ父母モナク独住ノ女也。或夜彼男来テ暇乞也トテ落涙ス。依テ壺子何故也ト問ヘハ、我ハ石ノ精ナリ。明日土中ヘ埋候ヨシ。タトヘ数人ニテ引共動ク事ニ非ス。其方出テ引ナラハ心ノ儘ニ引ルヘシト云。

翌日大勢ニテ彼石ヲ引ケレ共不レ動。村中出テ引ケ共猶不レ動。其村ニ不レ出者壺子許也。村ノ者共壺子ヲ呼出シ引セケルニ心ノ儘ニ引。依テ壺ノ石ト云。明神ニ祝堂ノ下七尺計掘、右ノ石ヲ埋ト云。女ノ居所ヲ壺村ト云。此村天満舘村ノ小名也。千曳明神アリ、野辺地ト七戸ノ堺ナリ。千曳明神ハ甲地村ノ内小名ナリ。石文里、石文村ト云。古来ニハ公家何ノ中納言トヤラ此処ニ配流ノ節京都ノ事ヲ思出ス。泉水ノ石ニテ平石ヘ心中ヲ書。京都ノ妻庭面ヘ出テ見。石ニアリアリト文字アラハル。妻又水ニテ石ヘ返事ヲ書。又此方ノ石

〈文字アラハル。依テ石文ト云ト。日本中央里数書ニ見ル。

右ノ石ハ七戸ト野辺地ノ間ニアリ。石ハ沢ヘ落タリト云。公家ヤシキノ跡今ハナシ。

俚人ノ説尤信シ難シ。

みちのくのしのぶ岩手はえぞしらぬ

書尽てや壺の石文

是ハ頼朝公ノ歌也。此石文と云ハ仙台領可レ成。

(四)　**岸俊武編『新撰陸奥国誌』明治五年（一八七二）**

古蹟坪

本村の支村にして東山道の往還七戸より野辺地道あり。坪或は壺又仮字にて津保に作る。

土人の口碑に古の壺の碑ありし旧迹にして村南を流るる川を壺川と云。この川の橋を坪橋と云ふ。壺山と云るもあり。

碑はいつの頃にか洪水して流失せしとも云ふ。又埋しとも云て、真偽詳ならず。今杉渕に六尺計の大石水中にあり、文字は定かに見ざれども髣髴と字形ありと云るは疑し。

又野辺地支村尾山頭千曳神社の下に埋めしと云は千曳石のことにて謂ゆる壺の碑とは異なり。（中略）

市川（宮城県）の石碑は道の里程を記、聖武天皇神亀元年大野東人の始て立玉ふ石碑なり。（中略）

歌によめるミチノクの壺の石文の名所は南部の内壺村の碑こそまかふかたなく思ひ侍れ。（中略）

又南谿が『東遊記』後編に、仙台の碑に西字あり。南部の碑に東の字ありとは何事ぞや。多賀城の古跡ならは東は海なり。壺村は遥の北なり。東の字のこともひかことなり。碑さへ知れされはいかなることを知せしとも碑名は猶しるへからず。

仙台の碑も近き頃土中より掘りいたしたりと雖とも千よ年を過るものとも見えすといへり。殊に末の松山・十符ノ浦なと、其外武蔵・上野の名所まてうつせし辺なれは、碑もまた其頃に作りし物なるへし。仙台の碑のことは賢者は笑へし、愚者はまとふへし。壺村に碑なきも奥床しく、なからの橋の名のみ残りて此壺村こそ和歌にもよむへき名所なり。（下略）

㈠は、田畑を作るに邪魔になっている石を壺子が一人で引いた。その神秘にうたれた村人は、それを土中に埋め、千引明神を建てた、というので、壺の石と千引の石を同一物としたもの。

㈡は、北の鬼との境界として石札をたてていたが、鬼がきてそれを土中に埋めた。その石を石文村からさがし出して坪村に立てた。その後田村麻呂がきて鬼退治をしたので石が不用となり、埋めて、その上に千引神社を建てた、というもの。

㈢は、壺子が石の精の力により村民の動かせない石を一人で動かした。それを壺の石という。それを千曳明神の下に埋めた。

近くの石文村にはもう一つ石があった。これは石文村と京都とに離ればなれになった公卿夫婦が、電送写真式に手紙を交換する手段に使った、というもの。

㈣は、壺の石と千曳神社の石は別箇のものである。壺の石は洪水のため流失した。一説には坪川の杉渕に姿を見せているともいう、というもの。

南部のつぼのいしぶみについて書かれたものはまだ他にもあるが、この四つの説のうちのどれかに含まれる。なお、㈣の石の所在については、これより先、南部藩の儒者、市原篤焉の編さんした、江戸時代後期の『篤焉家訓』にも、壺碑および千曳の石ならびに千引明神についての記述があるが、壺碑のことの記述のあとに左のような朱註が施されているから、壺碑が川の中に姿を見せているという説は少なくとも江戸時代後期にはあったことが知られる。

仙台領の多賀城の石碑を建たる人、同じく遠近の里数を記すといへとも曽て壺村なし。冨か柄村と云にあり。塩釜より一里ばかり隔てて碑あり。

高サ五尺、横二尺計也。

七戸にある碑は石の面四、五丈とあり。大なる相違なり。

七戸の壺と云在名正しきが上に、壺川と云る古き名の残りし川に、石面四、五丈計なる岩あり。其岩のある所を杉渕と云。昔は川岸に此岩あり。今は川岸崩れて岩のなかば川水に横たわる。

日本中央といへる文字も土中の方に成たるへし。壺の在名小村なり、高三十石　同壺川ある上は不可疑、正しき碑也。

第七節　明治期以降の「つぼのいしぶみ」論

つぼのいしぶみに関する論考は、明治期以降も盛んに発表された。それらのすべてに言及することは不可能に近いので、以下主要なものについて、その概要を紹介するにとどめたい。

明治中葉、多賀城碑に関する注目すべき論考があらわれた。それは、多賀城碑の碑文は、伊達藩の学者で、『奥羽觀蹟聞老志』および『多賀古城壺碑考』等の著者であり、新井白石等とも親交のあった佐久間洞巌の偽作であるとする田中義成の説であった。（明治二五、史学会雑誌二五号）

明治から大正時代の代表的国語学者である大槻文彦は、明治四四年（一九一一）洞巌が伊達藩の家臣として活躍する以前に、すでに同碑が存在していたことを資料によって明らかにし、田中説に反論を加えた（明治四四、考古学雑誌一巻五号、多賀城多賀国府遺跡）から、多賀城碑の江戸時代偽作説は根拠を失ったが、その後大正七年（一九一八）、書家の中村不折は、碑の文字が古法帖等からの集字であることを論じたりしたので、偽作説はいまだ完全に消滅したとはいえないようである。（大正七、書道及画道三巻五号、多賀城碑考）

大槻文彦は続いて大正四年、伊勢斎助著『増補多賀城碑考』に序文を書いて、多賀城碑を坪碑と称するのは誤りで、両者は別物である。古歌は、壺碑は陸奥の極北にあることを示していること。『袖中抄』の「つぼ」は

『日本後紀』にみえる「都母村」で、上北郡七戸町の北にある「坪村」がそれに当たること。但し、坂上田村麻呂が「日本中央」と記したとか、「千引の石」のことは信じられないが、何かの碑に関する伝説はあったと思う、ということを述べ、「つぼのいしぶみ」論争にピリオドを打ったかに見えたが、喜田貞吉は大正一四年に『坪の石文』を発表し、文室綿麻呂の征夷は弐薩体・都母に及んだこと。鎌倉時代の人は、「つぼのいしぶみ」を地名として取り扱っていたこと。碑文を記した人が田村麻呂でなく綿麻呂というなら理屈も成り立つが、「日本中央」などと書くはずがないこと。石文村の公達伝説にも、千曳の石伝説にも、碑石伝説は付随しておらないこと。一言にしていえば、坪村地方には古碑伝説は元来なかったということ。もちろん多賀城碑を坪の石文だというのは問題にもならないこと。結論的には、本当の坪の碑はどこにもなく、ただその名のみが伝わって奥州の名碑となったに過ぎないこと等を述べている。（大正一四、歴史地理第二号）

すなわち、喜田貞吉によれば、「つぼのいしぶみ」は実物の存在しない、歌枕にすぎないということになる。

その後、最初に書いたように、昭和二四年、地引の川村種吉によって、高さ五尺五分、最大周径七尺七寸五分の「日本中央」と彫った石が甲地村（東北町）石文部落の雑木林内から発見され、研究家の話題を呼び、色々な見解が発表された。

葛西覧造は、彫られている文字の新しさ、偽作の事実を知っている者がある等の理由から、これを近代の偽作であるとし、中道等は、表面に彫られている文字も相当古い時代のものであるが、実はその下に、さらに古い文字が読みとれるとし、田村麻呂個人かその兵員と深い史的関連をもつ史的価値に富むものだとし（『甲地村史』）

古田良一は、『うとう』二八号ならびに『歴史』一二輯において、まず喜田貞吉の歌枕説を反駁し、

袖中抄にみえる話は、実際その当時陸奥のどこかに、〃日本中央〃と書いた碑があったので、それに田村麻呂伝説が結びついて京都にまで聞えたと考える方が寧ろ自然である。然らばそれはどこにあったか。江戸時代に多賀城の碑が発見せられると、これが壺の碑だという人もあったが、それは地名から考えて問題にならぬ。〃つぼ〃又はそれに近い音の地名の処であらねばならぬ。日本後紀の文室綿麻呂征夷の記事中に見える都母村が即ちこれであって、七戸と野辺地との間に〃坪〃という地名があるから、この辺一帯を称して昔は都母と呼んだので、〃坪〃の少し北に石文という地名があるのが、碑の立っていた場所を大凡示すものであろう。

と述べ、又葛西説にも反論を加えた上、

彼是参照して、私は今度発見せられた碑は平安時代のものであるか否かはわからぬけれども、そうでないとしてもかなり古い時代、恐らくは室町時代を下らぬ頃に、平安時代の碑がなくなったので再興の意味で建てたものであろうと思う。

〃日本中央〃という文字の意味については色々解釈もあるが、とにかくその碑があったことは信じてもよいと思うし、またそれは上北郡の中にあったもので、文室綿麻呂と関係があると見てよかろう。

と結論を下している。

南部の「日本中央」の碑の発見を契機とする、南部実説はまだ十分に定説となったわけでなく、ごく最近も金

沢規雄、平川南等によって、壺碑は歌枕のひとつであるに過ぎず、多賀城碑とも南部の坪の碑とも無関係の幻の碑であるとする見解が発表されている。（金沢、文芸研究七九集、歌枕の伝承とその定着過程。平川、多賀城遺蹟調査研究所、研究紀要一、多賀城碑研究史）

この金沢・平川両歌枕説に対し、安倍辰夫は、『つぼのいしぶみと多賀城碑』（昭和五二、東北歴史資料館研究紀要第三巻）において、

第一に〝つぼのいしぶみ〟は固有名詞であって、架空のものである可能性をまったく否定するものではないが、和歌における用法からみると、和歌の世界以外の場に実在した石碑である可能性もあること。第二に多賀城碑、南部の坪の碑の両碑についていえば、両碑ともに、土中に埋もれたか、またはそのほかの人目にふれない状態にあったかして、長い間に、その由来が忘れられたり、口碑が変化したりして、伝承化している可能性があること。第三に袖中抄の記事は史実でないことは認められるが、伝承の中に史実に関連する何かが残されていないとは限らないこと。以上のことから考えて、歌枕つぼのいしぶみを両碑からまったく切り離してしまうことは、やや結論を急ぎすぎることになりはしないかと考えるのである。歌枕つぼのいしぶみと両碑との関係は、いましばらく謎としておいてもよいのではなかろうか。

と述べている。

以上私は長々と「つぼのいしぶみ」伝説に対する研究史を見てきた。そして、それには実在説と非実在説とがあり、実在説には、多賀城碑説・坪説・東西二箇存在説等があり、非実在説には、歌枕説・地名説等があり、ま

だ定説がないことを知った。

第八節　結　　言

私は、坂上田村麻呂が「つぼの石文」を、今の坪付近にたてたという伝説を、坂上田村麻呂を文室綿麻呂と置き換えた上で、きわめて真実性の高いものであり、おそらく史実に近いものであったろうと信ずる。

以下、その理由を箇条書的に示して見たい。

㈠　坂上田村麻呂の征夷事業は青森県までは及ばなかった。

㈡　『袖中抄』に、いしぶみの建立者を田村麻呂としているのは、征夷といえば田村麻呂に象徴される一般通念が存在していたことに拠ったものであると考えられる。

㈢　弘仁二年（八一一）の文室綿麻呂の征夷事業は、都母村すなわち現今の坪地方にまで及んだ。

その理由は次の通りである。

①綿麻呂の征夷の主たる対象は弐薩体（岩手県北及び青森県の東南部）および閉伊地方であるが、当時弐薩体の有力族長である伊加古が都母村に逃れ、そこの族長と手を結び、兵を訓練していた。

②この伊加古と敵対関係にある出羽の降夷都留岐が伊加古討伐を申請し、朝廷から許可され、軍需物資の支給まで受けている。

③以上二点から、伊加古が何等の攻撃を受けなかったということはあり得ない。

(四) 綿麻呂の征夷軍は既述の通り、大きな戦果をあげることなく軍を引きあげている。史書に記するような大勝でなかったことは既述の通りだが、また全くの敗走でもなかった。

そういう状態の場合、両陣営の間に終戦処理に関する何等かのとりきめ、妥協があったと考えるのは、むしろ常識であろう。

(五) その妥協策は、当然、従来ほどのものではないにしても、坪村住民の大幅自治を認めるというものでなければならない。

(六) その妥協の結果、坪地方の蝦夷の安全生活圏を示すシンボルとして「日本中央の碑」が建立されたと考えられる。

(七) 「日本中央の碑」建立のことは、史書にその記載がない。

しかし、大勝と報告しなければならない征夷軍の責任者が「日本中央の碑」を建立したと報告出来るものであろうか。報告にはなくても、「かくすよりあらわるるはなし」で、建立の事実は、征夷軍参加者によって語られ、伝承として後世に伝わったので『袖中抄』にそれがとりあげられたと考えられる。

このことは、『袖中抄』編さん以前に「つぼのいしぶみ」が、陸奥の最北にある旨詠んでいる歌があることによっても知られる。

(八) 『袖中抄』は「つぼのいしぶみ」が「つぼ」にあるむねを明記している。

(九)

この伝説は、中央で有名であったが、現地（広くいえば南部地方）には、江戸時代初期末ごろまではなかったが、このことが逆に、現地の作為でないことを物語るものであり、事実としての真憑性の高いことを物語るものである。

このことは、青森県に坂上田村麻呂が大同年間に建立したと伝えられる神社が数多くあるが、その伝説が現地だけにあり、中央には全くなく、しかもその伝説が真憑性の無いものであるのとは全く対蹠的である。

(一〇)

最後に問題になるのは「日本中央」の意味である。

この日本を、今われわれが用いている日本国の意味に解すれば、坪地方を日本中央というのはがてんがいかないが、実はここにいう日本とは、「日の本」の意であり、日本中央というのは、日の本の中央という意味である。

それでは、日の本とは何処を指すのか。

日の本とは、日出ずるところの意味であり、元来わが国の中の極東をさす言葉であった。

この意味の日の本は、古くは「日高見国」とも呼ばれ、はじめ常陸国あたりを指すものであった。

そして、この意味の日の本は、蝦夷征伐の歩が北へ北へと進むにつれ、次第に北進した。

一方大化の改新後、わが国は、対外政策上の顧慮もあって、国号を「倭国」「ヤマト国」から「日本国」に改めた。

この「日本国」という国号は、旧来、極東の国、蝦夷の国の国号であったものを、とって使用したものであ

ることは、旧・新『唐書』に明瞭である。

しかし、ヤマト国が「日本国」に変わったのちも、蝦夷の国、みちのくでは、「日高見」・「日本」・「日の本」等の呼称を用いた。

つまり、大化改新以後日本には、全体としての日本と、蝦夷の国が自ら呼称する日本と二つの日本があったのである。

しかも、蝦夷が自らの国の呼称として用いた「日の本」という名称は、中央でもそれを承認していたと思われる資料が少なからずある。

しかし、平安の頃、そういうことを一般の民衆は恐らく知らなかったであろう。日本といえば、日本国一つが専有する国号だと思っていただろう。

従って、第七項に記したように、蝦夷地に「日本中央の碑」を建立してきた、ということは、口がさけても云えなかったであろう。

以下、蝦夷を、日の本と呼んだ事例を掲げよう。

①『日本書紀』景行二七年紀に「東夷の中、日高見国あり……」とある。

②弘仁二年（八一一）に「日本中央の碑」をたてたという伝説のあることが『袖中抄』にみえる。

③貞観元年（八五九）『三代実録』に日高見水神に従四位下を授けた記事がある。

④北条時頼著と称される『人国記』に、陸奥国を「日の本」と呼んでいる。

⑤『諏訪明神縁起絵詞』に鎌倉時代末期、蝦夷の種族名に「日の本」と呼ぶ種族の存在したことを記している。

⑥『羽賀寺縁起』に、永享七年（一四三五）寺に失火があったとき、帝は「奥州十三湊日之本将軍安倍康季」に下命してこれを再建せしめたとある。安倍氏はいうまでもなく安東氏である。

中世津軽の雄安東氏が、日の本将軍、日下将軍と名乗った事例は他にもあるが、この呼称が中央でも認められていたことはこの縁起でも知られる。

⑦豊臣秀吉の天正一八年（一五九〇）の大政所あての書簡に奥州を「ひのもと」と呼んでいるものがある。

以上掲げた事例から、陸奥を、蝦夷地を「日の本」と呼ぶ呼び方は、少なくとも中世末まであった、ということが分かる。

「日の本」が蝦夷地の呼称であれば、蝦夷征伐の北進につれ、「日の本」も当然北進した。

そして、最終征夷戦の行われた弘仁の頃、「日の本」は、奥陸奥・北蝦夷地を指すようになった。

「日本中央」とは、当時の蝦夷地の中心地、という意味であったのである。

従って、この碑をたてた意図は、「ここはお前たち蝦夷の住む国の中心である。ここを中心とした地域内で、お前たちが静かに生活しておれば、政府ももうお前たちを攻めてはこないだろう。」と保障し、蝦夷と妥協を図ることにあったのである。

以上により私は、坂上田村麻呂を文室綿麻呂に読み換えた上で、坪に「日本中央」と記した「つぼのいしぶみ」を立てたという伝説は、きわめて信憑性の高いものであり、この伝説の陰に、抹殺されてしまった史実の存

在を認めてもよいのではないかと思う。

但し、現実に発見された石の真否については、なお検討を要しよう。

第五章　前九年の役と青森県

第一節　空白の時代の営み……農業の発展

弘仁の征夷（八一一～八一四）が終わったのち、出羽では貞観一七年（八七五）、元慶二年（八七八）の大乱、天慶二年（九三九）の乱等がおこった。これらの乱に津軽の蝦夷は参加していないが、しかし元慶二年の大乱の時は、津軽地方の蝦夷も多少の動きを見せたようで、政府軍もその対応に苦慮したようである。

陸奥では、陸奥国内の蝦夷の動揺を恐れて、出羽への援軍派遣をためらったが再度の要請により二五〇〇名の援軍を送って協力した。

出羽・津軽のこのような動きとは対照的に陸奥の最北の地、今の県南地方では、さしたる蝦夷の動きはなかった。この地方が歴史の上に再登場してくるのは、永承六年（一〇五一）にはじまる前九年の役の時である。

この間約二五〇年間は、都母地方の歴史の空白時代である。くり返すが都母地方とは、今の三戸郡から上北郡

と云う広い地域名と推定されるから、県南地方には、この間大きな動きはなかったということになる。

しかし、もちろん其処には、蝦夷あるいは俘囚と呼ばれる人達が住み、営々として生活を営んでいた。また石橋勝三や西村嘉等の主張するように、兵站部のあった地に屯田兵的に残留し、新しい生活領域、蝦夷村落とは異なる新しい村落をつくりだしていたという事実もあったかと思われる。

新しい村落の周辺は全部蝦夷地である。この新しい村落の形成者が、蝦夷と呼ばれる人々に囲まれながら共存するということは容易なことではない。武力・兵器の優越性だけでは永続きはしない。其処には必ず共存し得る道がなければならない。

その、共存し得る道とは一体何であったであろうか。結論を先にいえば、それは〝交易〟である。

何と何との交易かといえば、蝦夷の馬と新しい村の住民のつくる米その他の農作物及び鉄との交易であったろう。

もともと、岩手県北・青森県南・宇曽利地方に建郡のことがなく、律令的支配の及ばなかったのは、この地方が積雪寒冷地帯で水稲栽培が行われなかったため、無理をしてまで、その支配下におく必要はないと中央政府が考えていたからである。

そのため、後述する外郡扱いの〝奥六郡〟の中にすらこの地方は入っていなかったのである。

しかし、馬渕川・浅水川・五戸川・奥入瀬川・七戸川等の流域に新しい村をつくった人々は水稲づくりの技術を知っていたと思われる。

もちろん、この地方における水稲栽培の盛行は鎌倉時代以降であるにしても、そして、それらの新しい村の村民には、開拓年代の遅速、開拓面積の広狭はあったにしても、この地方に水稲耕作の鍬を最初におろしたのはこれらの人々であったであろう。

一方、これらの地方の蝦夷と呼ばれる人々の主要生業は、原始的採取経済を一方に残しつつも牧畜（馬）と焼畑農業による雑穀生産であったろう。この地方に存在する広大な平原は、それらの生産を営むための最適の場であった。従って、この方面への新しい村の構成員の入りこむ余地はあまりなかった。

それと反対に、水田適地は蝦夷にとってはあまり必要な土地ではなかった。こんな処に両者が共存し得る素地があったろう。

第二節　陸　奥　と　馬

こういう観点から次に陸奥と馬との関連を見てみよう。

『類聚三代格』には、蝦夷の馬を買うことを禁ずる太政官符が三回にわたって出されたことが示されている。それを次に示そう。

(一)　類聚三代格　太政官符　延暦六年（七八七）正月廿一日　（既出につき省略―一九ページ参照）

(二)　類聚三代格　太政官符　弘仁六年（八一五）三月二十日

馬ヲ出スヲ禁断スルノ事

右ハ中納言兼右近衛大将従三位行陸奥出羽按察使勲三等巨勢朝臣野足ノ奏状ニ偁ク。軍団ノ用ハ馬ヨリ先ナルハナシ。而シテ權貴ノ使、豪富ノ民互ニ相往来シテ捜求絶ユルナシ。

遂ニハ則煩ヲ吏民ニ託シ、夷獠ヲ犯強ス。国内肅ラザルコト大略之ニ由ル。

唯馬ノ直踊貴スルノミナラズ、兼テ復兵馬得ガタシ。

仍テ去延暦六年勅符ヲ下騰シ特ニ科條ヲ立ツ、而シテ年久ク世移リ狎習遵ハズ、望請、新ニ厳制ヲ下シ更ニ禁断ヲ増サン、右大臣（藤園人）ノ宣ヲ被ルニ偁ク。

勅ヲウケタマハルニ宜シク強壮ノ馬、軍用ニ充ツルニ堪フルモノヲシテ国界ヲ出サシムル勿レ、若シ此制ニ違ハバ罪先符ニ依リ物則チ官ニ没ス、但シ駄馬ハ禁ノ限ニアラズ、其出羽国宜シク此ニ准スベシ。

類聚三代格　太政官符　貞観三年（八六一）三月廿五日

応ニ馬ヲ出スヲ禁断スヘキノ事

右ハ陸奥国ノ解ヲ得ルニ偁ク、案内ヲ検スルニ太政官去弘仁六年三月廿日ノ符ニ偁ク、中納言兼右近衛大将従三位行陸奥出羽按察使勲三等巨勢朝臣野足奏上ニ偁ク。

軍国ノ用ハ馬ヨリ先ナルハナシ。而シテ權貴ノ使、豪富ノ民互ニ相往来捜求シテ絶ユルナシ。遂ニハ則煩ヲ吏民ニ託シ夷獠ヲ犯強ス。国内肅ラザルハ大略之ニ由ル。

唯ニ馬ノ直踊貴スルノミニアラス。兼テ復兵馬得ガタシ。

仍テ去ル延暦六年勅符ヲ下騰シ、特ニ科條ヲ立ツ、而シテ年久シク世移り狎習遵ハズ、望ミ請フ、新ニ厳制ヲ下シ更ニ禁断ヲ増サン。

右大臣（藤園人）宣ス。

勅ヲウケタマハルニ宜シク強壮ノ馬軍用ニ充ツルニ堪フルモノハ国界ヲ出スナカルベシ。

若シ此制ニ違ハバ罪先符ニ依リ、物ハ則官ニ没ス、但駄馬ハ禁ノ限ニアラズ。

然ラバ則禁断ノ制昔ヨリ例ヲ成セリ、如今年世移ルコト久シク制法弛紊ス、タマタマ機急アラバ亦支禦スベキコト難シ。

望ミ請フ、新ニ厳制ヲ増シ、軍用ニ堪ユルモノハ牝牡ヲ論ゼズ皆咸ク禁断以テ警固ニ備ヘン。謹デ官裁ヲ請フ。

右大臣（藤良相）宣ス、勅ヲ奉ル請ニ依レ、若シ制旨ニ違ハバ罪先格ニ准ズ、物亦タ之ノ如シ。

以上の三つの禁令の意味の概略を述べると、既述の延暦六年（七八七）の禁令は、王臣および国司等が争って蝦夷の馬および俘奴婢を買いあさるので、獣にも等しい徒が、利潤をむさぼり、良民をかどわかし、他人の馬を盗み売る者が日ましに多くなっている。

それだけでなく無知の百姓は法をおそれず、蝦夷の馬を買うのに綿や冑鉄など国の大切な貨物を支払っている。その支払った綿は蝦夷の衣服となり、冑鉄は敵の農具となっていて、その害たるやまこと甚しいから、今後蝦夷との交易を厳禁する、というのである。

この禁令はしかし、必ずしも守られなかったであろうことは、㈡の弘仁六年（八一五）、㈢の貞観三年（八六一）の禁令が出ていることでもわかるが、㈡および㈢の禁令は、ともに、軍団の用は馬より重要なものがないのに、権貴・豪富の民が依然として蝦夷の馬を買いあさるので、吏民をわずらわし、蝦夷を犯し、国内不安の原因を作っている。そのため、馬の値段が上るだけでなく、軍馬の入手も困難になっている。

よって、軍用馬に適する強壮な馬は、陸奥の国の外に出すことを厳禁する、という趣旨のものである。

㈠によって我々は、蝦夷社会が一種の奴隷市場になっていたことを知りうるが、㈡、㈢にはそのことの記入がないから、九世紀以降蝦夷地に対する中央の最大の関心は馬に向けられていたであろうことを知りうる。

この陸奥国の馬とは、陸奥国のどの地方の馬を指すのか、陸奥国の中部までの馬を指すのか、北部の馬をも指すのか、北部も含めるとして、北部のどこまでを含めるのか、必ずしも明瞭でない。

この三つの太政官符のうち、第一の延暦のそれは、蝦夷の馬と交換に支払われる綿や冑鉄が、蝦夷の襖や農具に変わることを極端におそれている。

延暦六年は西紀七八七年であり、和我（和賀）・薄縫（稗貫）・斯波（志波）三郡が建置される弘仁二年（八一一）のわずか二四年前である。

この頃になると、のちにこの三郡となる地方の水田耕作もかなり進んできているはずであり、いずれかの年建郡のことのあるのは予想されてもよい頃である。

そういう地方の農具の改良進歩を国が恐れるのはおかしなことである。国の恐れるのは、当分皇威に服しそう

もない奥の奥の蝦夷の急速な水田農民化でなければならないはずである。

こう考えると、ここに陸奥国の馬というのは、弐薩体や都母地方だけの馬をさす、というのは無理であっても、少なくともこの両地方産の馬をも対象としていたと考えてよいであろう。

従って、次の弘仁六年、貞観三年の太政官符にいう陸奥の範囲の中にも、当然〝奥六郡〟のさらに奥にある今我々の住んでいる、三八・上北地方は含まれていたと見てよいであろう。

時代は少し下るが、平安時代中期、みちのくの駒が盛んに和歌に詠まれた頃、左のような、はっきりと「尾駮」の地名・牧場名をよみこんだ和歌が詠まれているのも、この地方が最高の馬産地であったことの一証左となろう。

陸奥のをぶちの駒も　野がふには
あれこそまされ　なつくものかは

（後撰和歌集　よみ人しらず）

綱たえて離れはてにし　みちのくの
をぶちの駒を　きのふみしかな

（後拾遺和歌集　相模）

陸奥は多くの古歌に詠まれるほど有名な馬産地であったが、『延喜式』（延長五…九二七年成立）によれば、陸奥には、左右馬寮の所轄に属する「御牧」も、兵部省の所轄に属する「諸国牧」も、もちろんまた左右馬寮の

所轄する「近都牧」も無かった。

古代の陸奥には沢山の牧があったとされているが、すべてが式外の牧であった。

それにもかかわらず、九、一〇世紀の頃陸奥の馬は他国の馬にくらべて格段に高価であった。幾つかの国別の馬の価格を掲げて参考に供しよう。

等級＼国名	陸奥	出羽	畿内	常陸	越後	大宰府管内	備考
上馬	六〇〇	五〇〇	二五〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	朝倉書店『古代の地方史』
中馬	五〇〇	四〇〇	二〇〇	四〇〇	三五〇	三五〇～三〇〇	高橋崇『平安初期の奥羽』による
下馬	三〇〇	三〇〇	一五〇	三五〇	三〇〇	三〇〇～二〇〇	数字は稲の束数による価格を示す

このように見れば、馬産は陸奥の蝦夷にとって、一見きわめて有利な産業であったかのようであるが、三善清行著『藤原保則伝』は、陸羽の辺民は愚朴で、安い値で求めにしたがうだけであったから、みな貧窮となり、狡猾の輩だけが富む結果となったという趣旨のことを述べている。

蝦夷は、討伐されるか、搾取されるかの存在に過ぎなかったのである。

ところで、この陸奥の馬の輸出禁止令は、一回目も二回目も守られなかったため三回目も出されたものであろうが、三回目以後、もはや同種の禁令が出なかったのはどのような理由によるものであろうか。

それは、第三回目の禁令がよく守られたから、というわけではない。

陸奥の馬は、その後もますます生産が増大していったが、元慶二年（八七八）の出羽の夷俘の反乱の後は、陸奥・出羽とも比較的泰平が続いたため、もはや陸奥の馬を同国内にとどめておく必要性はうすらいできていた。

一方東国の勅旨牧の制は、おそらく、陸奥の馬産におされたためであろう、衰退期に向かっていた。

これらの理由が重なって、陸奥の馬の交易は、いつとはなしに許されるようになってきていたから、第四回目の禁令を出す必要はなかったのである。

じじつ、『日本紀略』・『西宮記』・『本朝世紀』その他は、延喜一六年（九一六）以降、治暦二年（一〇六六）までの間、しばしば〝陸奥交易馬〟が朝廷に貢進され、天覧に供されたことを記している。

このことは、陸奥の馬の交易が、先に見たような無秩序な一方的搾取形体から、進んだ交易形体に変わってきていたであろうことも暗示するものである。

この後、平泉藤原時代、鎌倉時代の〝糠部の馬〟の時代を経て、陸奥の馬産はますます盛んとなり、近くは第二次世界大戦時までこの地方は馬産王国の名をほしいままにするに至ったのである。

第三節　奥六郡の司、安倍氏

古代律令国家による辺境支配のための行政組織は、地域を支配している代表的豪族を律令制下の終身官である

郡司に任命し、中央から派遣されてきている太政官権力の代表者である国司（交代官）の下におくという方式（国郡制方式）であった。

東北地方に道奥国が置かれたのは大化の改新の頃（六四五）であり、それから出羽国が分置されたのは和銅五年（七一二）であるが、それ以来新たな国の建置はなかったので、律令国家の北への勢力拡大は郡の建置という形で行われた。

陸奥の中部・北部で、はっきりと建郡の年代の分かっているのは、弘仁二年（八一一）正月の和我（和賀）・稗縫（稗貫）・斯波（紫波・志和）の三郡である。

この三郡により南にある胆沢・江刺の二郡は当然それより以前の建郡であろうが年代ははっきりしない。

また古代陸奥最北の正式の郡である岩手郡の建置は、弘仁の征夷後、徳丹城が造営されて以後、九世紀末頃から一〇世紀半ばまでの間と推定されている。

延長五年（九二七）成立した延喜式の民部省式で、正式の郡として記載しているのは、このうち胆沢・江刺の二郡のみであるから、いずれも正式の郡であっても、当時内国の郡（内郡）扱いされていたのは、この二郡にとどまり、他の四郡は、俘囚の定住地として内国外の郡（外郡）としての扱いを受けていたことが分かる。ここに見たように当時の六郡とは、通例胆沢・江刺・和賀・稗貫・斯波・岩手の六郡であるとされているが、森嘉兵衛は岩手郡に代え盤井郡を充て、時には斯波郡に代え気仙郡を充てたりしている。

この六つの郡が一一世紀の中頃には〝奥六郡〟と呼ばれ、安倍氏が郡司として君臨していた。その奥六郡の最

北の岩手郡のさらに奥にあるのが、弘仁の征夷の頃でいえば、弐薩体地方であり、さらにその奥にあるのが都母地方であったわけであるが、安倍氏が前九年の役（永承六年＝一〇五一）をおこす頃には、弐薩体・都母の名称は消えて、代わって鉋屋・仁土呂志・宇曽利という地名が登場してくる。

陸奥最大の俘囚長である安倍氏の名は『陸奥話記』に出てくる。それには「六箇郡の司安倍頼良なる者あり。是は同忠良の子なり。父祖忠頼東夷酋長にして威風大いに振い、村落皆服し、六郡に横行し人民を劫略す。」とあるから、安倍氏は、当主頼良の祖父の代から数一〇年にわたり六郡の司であったことが分かる。さらに同書によると「賦貢を輸さず、徭役を勤むること無し」とあるから、安倍氏は、六郡を私地とし、その住民を私民とし、国衙に対し租税を納めず、その政治的支配からも独立していたわけである。

このような強大な安倍氏の支配下にある奥六郡というものの政治的地位に対する見方は人によって異なり、あるいはこれを一つの〝俘囚国家〟と見、あるいはこれを安倍氏の荘園の辺境的形態と見、安倍氏自身を一つの荘園領主であると見る。

いずれにせよ、六郡の郡司としての安倍氏の勢力の絶大であったことに変わりはない。このような強大な勢力の出現し得る素因は明らかでないが、平安時代も半ばを過ぎると、ようやく地方政治も遅緩し、鎮守府将軍をはじめとする地方上級官吏が京都や多賀城にとどまり胆沢城の鎮守府に赴任せず、現地には目代を遣わして報告を受けるにとどまる、いわゆる「遥任」体制がはじまったことに起因するものであった。

すなわち、このようにして現地において、その上級政治が不在になったのに乗じ、現地の俘囚をしっかりと握

っていた俘囚長であり、一ヵ郡の郡司であった安倍氏が六ヵ郡の郡司の地位を得、その地方における実力第一人者となったものであろう。

もちろん郡司の上には上級職である国司がいるが、それが軟弱な文人国司であることもあり、しかも、当時はすでに律令制支配が衰退し、荘園的土地所有制が一般化してきていたので、国司としても容認しうる限りは安倍氏の行動を黙認したものであろう。

ところが、安倍氏の野心はとどまるところがなかった。『陸奥話記』は、「子孫尤も滋蔓なり。漸く衣川の外に出でたり。」とも記している。

衣川は奥羽山脈から出て東流し、平泉の少し北で北上川に合流する川であると同時に、いわゆる奥六郡の南端に当たるところである。

その衣川に安倍頼良（後頼時と改名）が進出し、そこに本拠を設けたということは、安倍氏の野心がさらに南にあることを物語るもの以外の何物でもない。

こうなっては、国司藤原登任（なりとう）も、その権威を守るために矛を取らざるを得ない。

永承六年（一〇五一）前九年の役の幕は、こうして開かれた。

第四節　前九年の役と〝奥六郡〟の奥の支配者安倍富忠

戦は国司軍の大敗で終わった。安倍氏の勢力は、もはや国司のような文官の力では制圧することが出来ない段階に来ていることを知った朝廷は、清和源氏の総帥源頼義を陸奥守として送りこみ、やがて鎮守府将軍の任務を兼ねさせた。

多賀城に着任した頼義に対し頼良は従順であり、名の同音なのを遠慮し、頼時と改名、おとなしく服従した。頼義の治績も大いにあがり、任満ちて帰京せんとしたその前夜、たまたま源頼義の長男八幡太郎義家の一部将藤原光貞の宿舎が夜襲されるという事件がおきた。

その犯人は、光貞の娘を嫁にほしいと懇望したが、蝦夷出身であるというのでことわられた安倍頼時の子の貞任であろうということにされたので、遂に両者は大軍を動かし戦争状態に入った。

そして天喜四年（一〇五六）には頼義に頼時追討の院宣が下った。その後頼義の後任として藤原良綱が発令されたが良綱は辞退したので頼義が再任された。

両軍の戦は激しく、決着がつかなかったが、頼義はここで、征夷軍の御家芸である〝夷を以て夷を制する〟方策を採用した。

すなわち、頼義は気仙郡の郡司である金為時（こん）を〝奥六郡〟のさらに奥地である鉈屋・仁土呂志・宇曽利三地区

の族長である安倍富忠のもとに遣わし、南北から安倍頼時軍をはさみうちにする策に出た。

これを知った安倍頼時は、自ら二〇〇〇人の手兵をひきつれて富忠説得におもむいた。

だが頼時の富忠説得は失敗に終わり、天嶮に拠った富忠軍の伏兵に攻められ、二日間の激闘が続いたが、頼時は流れ矢にあたって重傷をおった。

やむなく兵をまとめ、衣川の柵まで戻ろうとし、途中三男宗任の鳥海柵までたどりついたが、天喜五年（一〇五七）七月二六日遂にそこで死んでしまう。

源氏の総帥と対決し、一歩も退かなかった頼時が、自分と同姓を名乗る富忠のために死んだのであるから運命とは分からないものである。

ここで我々は色々の疑問にぶつかる。

㈠　この鉈屋・仁土呂志・宇曽利とは何処をさすのか。

㈡　この地の支配者安倍富忠とはいかなる人物であるのか。

㈢　奥六郡の郡司安倍頼時の勢力はこの地に及んでいなかったのか。

㈣　この前九年の役のあと、安倍富忠はどんな処遇を受けたであろうか、等々である。

㈠については なお根本的な問題もある。問題というのは、『陸奥話記』には「鉈屋・仁土呂志・宇曽利三都の夷人を合わせて安倍富忠を首となし、兵を発し、為時に従ふ。」とあり、地名の下に〝三都〟と書いている点である。

これは明らかに誤記であろうが、一体何という字の誤りであろうか。高橋富雄はその著『みちのく…風土と心』の中で、「都とあるのは郡の誤りであろう。」とし、また、「のちの糠部とか北郡とか呼ばれる岩手県北・青森県東部方面にも蝦夷のかりの郡ができていたことがわかる。」といっている。（『東北の歴史と開発』）

一方新野直吉は、〃三地区〃という表現をしている。（『古代の地方史』）

これに対し石橋勝三は「鉈屋、仁土呂志、宇曽利の三部の夷人軍は……」という風に都を〃部〃の誤字としている。（石橋前掲書八〇ページ）

〃都〃、〃郡〃、〃部〃は草書で書くと極めて類似している。この場合、一般常識的には〃郡〃と読めそうであるが、東北北端の地方的見解からいえば、〃部〃制に基づく〃部〃であると見た方が適切であろう。

さてこの三部のうち、宇曽利はもちろん下北郡に比定されてよいのであるが、鉈屋は上北郡六戸町地方、あるいはむつ市の金谷に比定され、仁土呂志は、三戸郡福地村の似鳥に比定されたりしているがいまだ定説がない。

しかし、これら三部が、のちの糠部と呼ばれる地方と下北地方とを指すものであることは間違いないであろう。

この地名に関連していえば、弘仁の昔の弐薩体とか都母という村名がここに出てこないのも不思議である。

勿論このことは、この両村の消滅を意味するものではなく、族長勢力、従ってまたその族長の所在地の変移を意味するにとどまるものであろう。

㈡の、この三部の族長の出自については、新野直吉が「頼時と血族とは特に見えないから、頼時の家と同じように中央安倍氏と関係をもった、奥郡に連なる地域までもおおい得るような土着性のある存在だったのであろ

う。」としている（『古代の地方史』）ほか、西村嘉が

この地域の首領は安倍富忠という人物であるが、国司方や安倍頼時のうごきをみても、おなじく安倍と名乗っていても富忠は頼時の支配のもとになかった独立した存在と思われる。……富忠は奥六郡にそれほどおとらないほど広大な地域を結集できる勢力の首として登場してくるにいたった理由についてはあきらかでないが、綿麻呂の再征ののち、ここには律令的行政機関がおかれたという証拠がないからおそらく現地豪族の親律令的なものが管理をみとめられ鎮守府との接触をもっていて、奥六郡ほどではなかったかもしれないが、すでに国司にその存在を知られていた。

と類似の見解を述べている程度である。（『八戸の歴史』）

㈢の、この安倍富忠ないしは、その勢力範囲下にあったこの地域と安倍頼時との関係については、新野直吉が「そこの豪族が安倍氏と結ぶ気がない限り、隣郡の勢力さえ支配することができなかったのである。郡司として成長してきた安倍氏の、他郡に勢力を及ぼす上での限界がここにはっきり現れているのである。」（『古代の地方史』）と云っているのに対し、高橋富雄は、「これは、たまたま安倍氏に対抗するように組織されたものであるが、本来は安倍氏の保護領のような形で、奥六郡のさらに奥に形成されつつあった蝦夷村落であろう。頼時が気軽にその説得に向っていることで、それが察せられる。」（『みちのく…風土と心』）といい、また「文脈からは、その方面まで、安倍（頼時）の勢力範囲として組織されていたらしいことが相像できるのである。とすれば、安倍氏時代には、古代国家の政治支配の限界を越えて、俘囚長支配のもとに外蝦夷支配をも組織しこむ開拓

を、北にひろげていたのである。」（『東北開発の歴史と問題』）と正反対の意見を開陳しており、また森嘉兵衛は「六郡というのは正式に建郡された名をいったとすれば、その北部の岩手・閉伊・糠部をも支配したと思われるが……。」（『九戸地方史』）と安倍氏の支配が奥六郡の奥まで及んだとするなど、いまだ定説を得ていない。

㈣の、安倍富忠の、前九年の役後の処遇の問題であるが、『陸奥話記』その他、この点について記した史料はない。これほどの大功をたてておりながら、格別の恩賞を得たふうでもない。また富忠の名は、その後の古代史の中にも現われてこない。

あるいは、富忠は安倍頼時と何等かの縁でつながるものであり、源頼義の征討軍の立場から見た場合、頼時と共に討伐されるべきものであったのが、頼義に応じ、しかも頼時を敗走させた功により、奥六郡の奥での地位を補償されることをもって恩賞にかえたのかもしれない。

第五節　安倍氏の滅亡

頼時の死後、源頼義と安倍貞任の間の戦争は五年余も続く。

天喜五年（一〇五七）一一月の黄海（きのみ）の戦では貞任軍は完勝、頼義に従うものは八幡太郎義家以下六騎に過ぎなくなるという大打撃を与えたり、国府の出す赤符の徴税受領書に対し、頼時の女婿で、清衡の父である藤原経清の意見により、国印のない白符の徴税受領書を発行して堂々と貢納物を横取りしたりして威勢をふるった。

そして五年目、頼義の重任期間も終わり、康平五年（一〇六二）春、新陸奥守に任じられた高階経重が赴任してきたが、この頃頼義はようやく出羽山北三郡（雄勝・平鹿・山本）の俘囚長清原武則の協力を得ることに成功しその立場が飛躍的に強くなっていたので、部下は新国司に従わず、前国司頼義に従った。仕方なく経重は空しく帰任してしまう。

両軍の雌雄を決する大戦は康平五年八月の、小松柵攻撃から始まった。

この時の頼義軍の構成は、自らの軍勢三〇〇〇人に対し、応援隊の清原武則のひきいる軍勢は一万を越えており、軍略もまた清原のたてたものであった。

清原勢の支援を得た頼義軍は、九月一六日、安倍氏の最後の拠点厨川柵を攻め、遂にこれを陥落させた。

〝奥六郡〟の司といわれた安倍氏も遂にここに亡んだのである。

この安倍貞任との戦も、出羽山北の俘囚長清原氏の全面的協力なしには不可能であった。

頼義は、ここでもまた「夷を以て夷を制する」常套手段をとった。

そして大勝したのであるから、頼義のとった策は大成功であったかに見えたが、清原氏の全面的協力の陰には、頼義との間に大きな密約があった疑いが十分にある。

それは、安倍氏討伐後、安倍氏の支配していた〝奥六郡〟のすべてを清原氏に与えてしまったことでもわかる。

何のことはない。源頼義は、陸奥の中・北部に、安部氏よりもさらに大きい勢力の清原氏をつくりあげてくれたのである。

利用されたのは、清原氏ではなく、逆に源頼義であった。

かくして清原氏の勢力は、もはや鎮守府将軍の勢力を以てしても抑制できないものとなった。そしてそれが後三年の役の原因へとつながる。

この前九年の役の緒戦において、鈍屋・仁土呂志・宇曽利の夷を結集した安倍富忠が源頼義軍のために戦い、安倍氏の総帥頼時を討つという大功をたてたことは前に述べたが、それが本県の、いわゆる南部地方にとって、どんな意味をもつのか。

歴史に、〝もしも〟という言葉を使うのは許されないともいうが、もしも、あの時安倍富忠が安倍頼時の方についていたら、東北の歴史も、本県の歴史もまた変わったものになっていたであろう。

だが結果的には、安倍富忠のとった政策により、南部地方は、依然として旧来のように、中央政府の直接的支配からは離れた状態の下におかれたわけである。

前九年の役は、奥六郡の支配者を、安倍氏から清原氏にかえたにとどまったが、清原氏の時代もまたあまり長くは続かなかった。

後三年の役の勃発である。

第六節　安倍氏と青森県

前九年の役と青森県とのかかわりは、前述安倍富忠事件の外に今一つある。

中世、津軽地方の外三郡（奥法郡・馬郡・江流末郡）を管轄していた蝦夷管領安東氏の系図によれば、その初代高星丸（たかあき）は、前九年の役で亡んだ安倍貞任の二男ということになっている。

すなわち貞任には男子二人があった。長男千代童子丸は厨川で父と共に戦死したが、当時三歳に過ぎなかった二男の高星丸は乳母に抱かれて、津軽の藤崎に逃れ、その子堯恒（たかつね）の代寛治年間（一〇八七～）に、そこに築城し、以後代々安東太郎と称したが、やがて十三湊にいた藤原氏を破り、十三に進出したというのである。（藤崎系図…続群書類従）

このことが果たして史実として正しいかどうか、裏づける資料はなく、また一説に、天喜五年（一〇五七）安倍富忠軍のために流れ矢にあたって死んだ安倍頼時には、貞任・宗任等のほかに数子があったが、貞任の兄で盲目であった良宗が逃れて津軽十三に住し、その後が十三藤原氏の初代となる秀栄である、とある。（佐藤弥六『陸奥評林』）

十三の初代秀栄については、後述するように平泉の藤原秀衡の弟であるとする、いわゆる〝津軽藤原系図〟もあり、一定する処がない。

これらの系譜には、多分に伝説的・作為的な面もあるが、同時代に南部地方に安倍富忠がいたこと等を勘案するとき、全く一笑に付し去ることも出来ないようであり、今後の研究が望まれる。

なお既述のように、中世の安東氏が日の本将軍を名乗った事実も、その祖先といわれる安倍氏が奥六郡の司で

あったことを関連づけることが出来よう。

第六章　後三年の役

第一節　後三年の役の発端

後三年の役は、前九年の役の結果、奥羽第一の豪族にのしあがった清原氏の内訌からはじまった。

この戦は、前九年の役の時と異なり、本県には直接大きな係わりはないがこの後三年の役の結果、平泉の藤原政権が生まれ、その支配力は本県にまで及んだといわれているので、その政権誕生のいきさつを知るため、簡単にふれることとする。

康平六年（一〇六三）二月、前九年の役の論功行賞が行われ、源頼義は伊予守に、同義家は出羽守に、清原武則は鎮守府将軍に任ぜられた。

武則は、亡ぼされた安倍氏と違い、出羽の郡司ではなく、俘囚主光頼の舎弟に過ぎなかった。それが一躍鎮守府将軍となったので義家はその下風に立つのを潔しとせず越中守に転ずる一幕もあった。

このことが後に、義家が清原氏の内訌に介入し、同氏を亡ぼす大きな原因ともなった。

清原氏系図

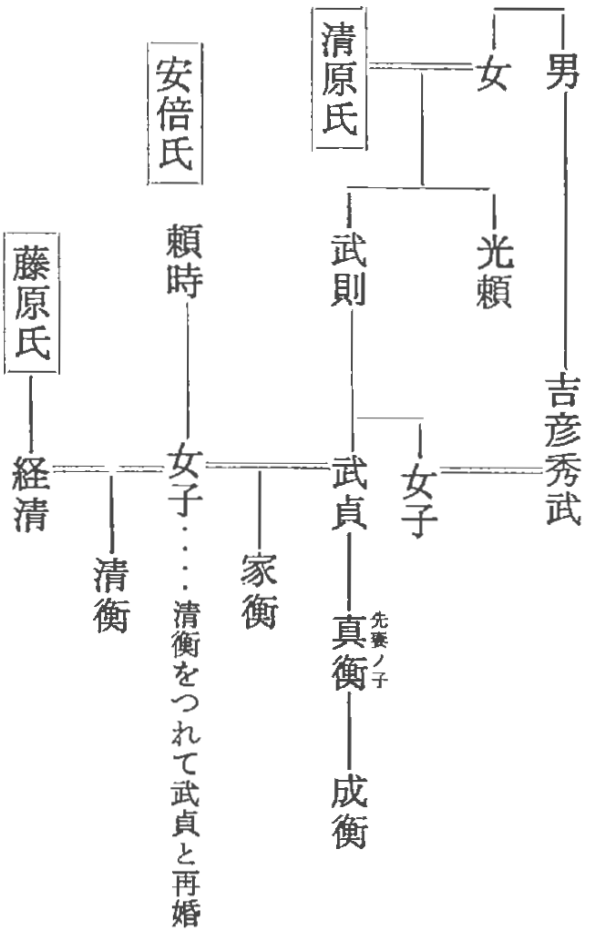

その時機は二〇年後に訪れた。永保三年（一〇八三）のことである。

ことの発端は清原武貞の嫡子真衡（さねひら）が養子成衡（しげひら）に嫁を迎えた時におきた。

清原氏の女婿にあたる出羽の吉彦秀武も祝意を表わしにやってきたが、碁に興じていた真衡は挨拶を返さなかった。

怒った秀武は、祝に持参したものを投げちらし、出羽に帰った。秀武の怒りの原因は、直接には当日の真衡の失態であるが根はもっと深い処にあった。

それは、清原氏の支配体制は一族対等の連合制から前九年の役の終了後総領制に改められ、奥羽の支配権が、

総領すなわち清原氏の直系一人の手に移り、その一族は家来同様に待遇されるようになってきていたことへの怒りであった。

そこに気づかぬ真衡も激怒し、秀武を追撃した。

ことの重大さに驚いた秀武は、自分同様総領制に対し、不満をいだいている清衡（藤原経清の子。母が武貞と再婚するとき連子として一緒に清原家に入る）と家衡（清衡の母が武貞と再婚して出来た子）に呼びかけた。

清衡・家衡の二人はこの煽動に乗って活動を開始した。

真衡はこれで、出羽に秀武、陸奥に清衡・家衡と腹背に敵をひかえることになる。

この対峙中に同年（一〇八三）九月源八幡太郎義家が陸奥守として着任してくる。

この着任は前述のような前九年の役の論功行賞で、清原氏の下風に立たされた義家の宿怨をはらそうとする思いに基づくもののようである。

清原氏の総帥真衡は、そこまでの義家の心は見ぬけなかった。

真衡は義家との間に武力提携を結ぶことに成功すると、兵力の一部を本拠地に残し、出羽の秀武征伐に向かう。

一方、清衡・家衡は好機到来とばかりに、真衡の本拠地を攻める。

夫の留守を守っていた真衡の妻は、たまたま巡検に来ていた義家の部将二人に援助を求める。

二人の部将は簡単に引受けて真衡の館に入るが、真衡の養子の成衡には何程の器量もなく形勢は不利である。

そこでいよいよ、源義家の介入となる。

清衡・家衡には義家に敵対する気持はないのに、清衡の一族重光の強行論におされて対戦し、大敗北に終わるが、折りしも、秀武を攻めるために出羽に出陣していた清原真衡が戦病死してしまったので、戦う相手を失った二人は義家に服従する。

第二節　六郡二分……清衡・家衡兄弟の争い

義家は服従した二人に、奥六郡を二分し、清衡には肥沃な、胆沢・江刺・和賀の南三郡を、家衡には稗貫・紫波・岩手の北三郡を与えた。

この措置に対し、二人とも不満であった。

自分こそ清原氏の正統だと自認していた家衡は清衡の殺害を計った。

これを察知した清衡は、義家の援助を求めた。

義家はその乞いをいれ、家衡追討を決した。

正式にはこの段階から後三年の役というのである。

応徳三年（一〇八六）義家は、家衡の本拠出羽国沼柵（秋田県平鹿郡沼館）を数一〇〇〇騎で攻めたが、根拠地に戻った家衡は強く、かつ冬将軍の到来も家衡に味方したので義家は陸奥国に後退する。

そこへ寛治元年（一〇八七）義家の弟の新羅三郎義光が下向し、副将軍となる。

一方家衡の側にも、叔父の清原武衡が、助人に入る。

また、清衡軍には、はじめ真衡に攻められた出羽の秀武も、義家に服した形で参加する。

こうして、両軍の編成は次のような形になる。

義家軍……義家・義光・清衡・秀武

家衡軍……家衡・武衡

家衡軍が沼柵から金沢柵に移り、一層守りを固めたところへ義家軍が攻めたがおとせない。

義家が雁の乱れによって、野に伏兵のあるのを知って難を逃れたのもこの時である。

遂に義家は、秀武の進言に従い、兵粮攻めの作戦をとった。

再び冬将軍が到来し、義家軍は寒さに苦しんだが、飢えが迫っていた家衡軍はロべらしのため、女子供を城外に出す作戦をとり、第二陣を城外に出した時、義家軍はこれを皆殺しにした。

城中の兵粮は遂に尽きた。

寛治元年（一〇八七）夜、金沢柵は落城し武衡は捕えられて斬られ、総帥家衡は逃亡途中討たれ、清原氏の本流は、義家軍の清衡一人を残して遂に滅亡した。

同年一二月、義家は、家衡・武衡を誅したことを奏上し、追討の太政官符をいただいて首を京に奉りたいと申出たが、遂に官符はおりなかった。それのみか義家は翌二年正月、任期満了をまたずに陸奥守を解任されている。

義家は陸奥守であり、鎮守府将軍ではなかった。その陸奥守が、朝廷の許可もなく、隣国出羽国まで越境して

家衡を攻撃したのは、明らかに越権行為であり、あくまでも清原氏の私闘に義家が勝手に介入したものであるとみなされたのである。

義家は、自ら希望して陸奥守に任ぜられたことは既述の通りであるが、朝廷は、義家に清原氏の内訌を収めることは期待しても、清原氏を滅亡させることまで期待していなかったようである。

結局後三年の役は、義家の勇み足であった。従って恩賞どころか寛治三年（一〇八九）には義家処分の議すら出されたが、ようやく承徳二年（一〇九八）四月、正四位に叙し、一〇月に院昇殿が許された。後三年の役平定から実に一一年も経過している。

このように見てくると、後三年の役における唯一人の勝者は清原清衡、いな藤原清衡一人であった。

前九年の役で、源頼義は安倍頼時を亡ぼすのに清原氏の力を借りたが、後三年の役では、その子源義家が清原氏を亡ぼすのに、安倍頼時の女婿であり、父頼義が斬殺した藤原経清の実子であり、しかも清原氏を名乗っていた清衡の力を借りているのであるから歴史の輪廻は不思議なものである。

清衡は、父の仇、母の仇、安倍氏の仇を一度に討って東北第一の権勢者、平泉藤原氏となるのである。

こうして後三年の役は、結局、清原氏よりもさらに強力な藤原氏を生み、中央政府の奥羽支配は後退せざるを得なくなるのである。

それから後の青森県は、平泉藤原氏の勢力下に組入れられていくのであるが、この後三年の役のあった頃の本県は、清原氏のような上級支配権者を持たないまま、地域的小豪族のもと、農牧畜業の発展のための努力をして

いたものと思われる。

第七章　源頼朝の奥州平泉藤原氏征伐

第一節　藤原氏の地位

後三年の役が終わり、勝者であったはずの源義家が失意のうちに陸奥の地を去ってしまったあと、陸奥第一の権勢者になったのは、勝った側の清原氏の代表である清原清衡であった。

それは、実父藤原経清の前九年の役における非業の死以来四半世紀におよぶ屈辱の代償として得たものであった。

清衡が直ちに父の氏藤原氏を称したことはいうまでもない。

さて出羽から江刺郡豊田館に凱旋した清衡は一〇年ほど経て嘉保年間（一〇九四～九五）、衣川の南の平泉の地に本拠を定め、その地に二一年間もかけて中尊寺を建立した。

その構想は『吾妻鏡』によれば、およそ左のようなものであった。

一、関山中尊寺の事

寺塔四十余宇、禅坊三百余宇なり。
清衡、六郡を管領するの最初にこれを草創す。まづ白河の関より外の浜に至るまで、廿余ヶ日の行程なり。その路一町別に笠率都婆を立て、その面に金色の阿弥陀像を図絵し、当国の中心を計りて、山の頂上に一基の塔を立つ。
また寺院の中央に多宝寺あり。釈迦多宝像を左右に安置す。その中間に関路を開き、旅人往還の道となす。
次に釈迦堂に一百余体の金容を安んず。すなはち釈迦像なり。
次に両界堂両部の諸尊は皆木像なり。皆金色なり。
次に二階大堂（大長寿院と号す。高さ五丈。本尊は三丈の金色弥陀像。脇士九体、同じく丈六なり。）
次に金色堂（上下の四壁、内殿皆金色なり。堂内に三壇を構ふ。悉く螺鈿なり。阿弥陀三尊・二天・六地蔵、定朝これを造る。）
鎮守はすなはち南方に日吉社を崇敬し、北方に白山宮を勸請す。
このほか宋本の一切経蔵、内外陣の荘厳、数宇の樓閣、注進に遑あらず。
およそ清衡在世三十三年の間、わが朝の延暦・園城・東大・興福等の寺より震旦の天台上に至るまで、寺ごとに千僧を供養す。
入滅の年に臨みて、にはかに逆善を修す。
百ヶ日結願の時に当たりて、一病なくして合掌し佛号を唱へ、眠るがごとく閉眼しをはんぬ。

清衡が、このような京都の文化にも劣らぬ豪華けんらんたる大伽藍を建立した趣意は、有名な『中尊寺供養願文』によると、一には、自分の敵味方となり、死んだ者の霊魂を弔い、浄土に導くためであり、二つには、俘囚の上頭として、陸奥・出羽二国を治め、しかも聖代に生まれ、征戦にも合わず、平和に暮していけるのは天皇の仁恩によるものであるので、その恩に報いるとともに、天下の万民が皆治世を楽しみ、各々長生きを誇ることが出来るよう、祈るため、一口でいうと国家鎮護のためであったが、その心底には清衡をはじめ東北に住む人々が蝦夷として軽蔑され、いわれなく討伐の対象とされてきたことに対する反発心があったことはいうまでもない。

『吾妻鏡』には、清衡の代にはまた、陸奥・出羽両国に一万余の村があったが、清衡はそのすべてに伽藍を建て、佛性燈油田を寄付した、とある。

清衡の身分・地位については諸説があり、あるいは六郡の郡司であるといい、あるいは陸奥押領使であるといい、あるいは俘囚長に過ぎないという説もあり、帰一するところがない。

一方清衡は、陸奥・出羽二国の実権を握ると、寛治五年（一〇九一）関白藤原師実に馬二頭を献じ、摂関藤原家との結びつきを計っている。

その後おそらく清衡による私領の摂関家への寄進があり、摂関家の庄園の形成がなされたようで、保安元年（一一二〇）、その庄の年貢にからむ事件がおきたりしている。

平泉藤原氏が、〝藤原氏〟を称したのは、これらの庄園の寄進を媒介として、その庇護下に入ったためである、との説をたてたのは辻善之助であったが、大石直正は、「平泉藤原氏が藤原氏と称するのは、別に摂関家藤

原氏の庇護があったからではなく、れっきとした秀郷流藤原氏の出身だったからである。」（『中世奥羽の世界』二七ページ）とこれを真向から否定している。

藤原三代秀衡の弟秀栄を以て津軽の遠祖なりとする津軽藤原系図は、大石直正より遥か以前の江戸時代前期、平泉藤原氏を以て、藤原鎌足……藤原秀郷……藤原経清、その子清衡と連なるものとしている。

清衡の実父は元来、亘理権大夫藤原経清であるから、それが秀郷に連なるか否かは分からないが、清衡が摂関家に近づく以前、実父の姓、〝藤原氏〟を称したと考えるのが自然であろう。

〝藤原氏〟を称した時代の前後はともかく、清衡は摂関家の奥羽所領の領家の地位にあったことは確かであろう。

清衡が大治三年（一一二八）に没すると、二代基衡は中尊寺より一回りも大きい毛越寺（もうつじ）を建立している。

その堂塔の数は四〇余宇、禅房は五〇〇余宇であり、金堂円隆寺の本尊薬師如来を造立するため基衡が仏師運慶に支払った礼物は、円金一〇〇両、鷲羽一〇〇尻、七間間中経（しちけんまなかわたり）の水豹（あざらし）の皮六〇余枚、安達絹一〇〇〇疋、希婦の細布二〇〇〇反、糠部の駿馬五〇匹、白布三〇〇〇端、信夫毛地摺一〇〇〇端、このほかに山海の珍物をそえてもまだ足らず、生美絹（すずしのきぬ）および練絹をおのおの船三艘分であった。

この仏像は、それを御覧になった鳥羽禅定法皇が「さらに比類なし、よって洛外に出すべからざるの由宣下」したというほどの見事なものであったという。（『吾妻鏡』）

基衡の礼物の中にある希婦の細布と糠部の駿馬とは、本県にも大きな関連を有するものであるが、これについ

ては後述する、

基衡は、六郡押領使兼出羽押領使であったといわれるが、国衙との関係における基衡の政治力の一面を示す次のような事件があった。

それは、藤原師綱が陸奥国司として着任し、土地の検注を行おうとした時のことである。

基衡の忠臣である信夫郡の地頭大庄司季春がこれを拒み、いざこざとなったとき、基衡は砂金一万両を師綱に贈り、事件をおさめようとしたが果たさず、ついに師綱の厳命により季春の首をはねざるを得なかった。

この事件は、基衡が平泉藤原氏二代目の地位についてからちょうど一〇年目頃の事件である。

奥羽の支配者と目されたりしている基衡の、この段階における国衙との力関係ならびに平泉藤原氏の体質をうかがわせる事件として興味深いものがある。

しかし、その後基衡の政治・経済的支配力はさらに上昇し、父清衡の時代をしのぐものとなっていたようである。

そのことは、すでに述べた基衡の毛越寺造立によってもうかがわれるが、その政治力の一端は、仁平三年（一一五三）九月、左大臣藤原頼長が奥羽にある五つの庄園の年貢を上げようとしたとき、その庄園の庄官であった基衡が大巾増徴に反対し、結局基衡案に落着いたことが『台記』に見えていることによってもうかがわれる。

この事件の背景には、平泉藤原氏と鳥羽院との結びつき、摂関家の勢力の衰退等の事情があり、複雑であるがいずれにせよ、基衡の政治力の上昇を示すものである。

その平泉藤原氏の勢力は、無量光院をつくった三代秀衡の代に至り、極盛期に達する。

秀衡は嘉応二年（一一七〇）鎮守府将軍に任ぜられている。『延喜式』では、当国人をこの職に任じないことにしているから、これは異例の人事である。

この人事は、右大臣藤原兼実をして「奥羽夷狄秀衡、鎮守将軍に任ず。乱世の基なり。」と慨歎せしめた。（『玉集』）

公家をして、これほど慨歎せしめるほどの人事をあえて行わなければならなかった背景には、東北における摂関領庄園の年貢を増徴してほしいという摂関家の期待と、平泉藤原氏に、東国における源氏勢力を、その背後にいて牽制する役目を果たしてほしいという太政大臣平清盛の期待とが一致したという事実のあったことが考えられる。

秀衡は、さらに養和元年（一一八一）には陸奥守にも任ぜられた。

兼実はまた「天下の恥、何事かかくの如けんや。悲しむべし。悲しむべし。」と歎いているが、この人事も前の人事と同じく、治承四年（一一八〇）つまり、前年の源頼朝の挙兵に対応したものであった。

この二回の人事により、平泉藤原氏は、名実ともに奥羽の支配者となったという見方が一般的であるが、一面から見れば、平泉藤原氏は従来の俘囚の長としての立場から、中央政府の支配体制の中へ強く組み入れられ、その一組織として利用されたものであった、ということもできる。

事実陸奥守も、死に至るまでその任にあったのではなく、任期終了とともに藤原宗長と任替されており、何も

特別待遇を受けていたわけではなかった。

第二節　藤原氏の財力の源泉

平泉藤原氏三代は、その集めた莫大な富を以て京都の文化にも匹敵する豪華けんらんたる文化を築きあげたのであるが、その富の源泉は何であったであろうか。

それは、先の運慶への礼物でわかるように、まことに多種多様な品々であるが、その中心をなすものは、金・糠部の駿馬・布等であった。

これらのものを、藤原氏は一体どのような権限にもとづいて自己の財力としたであろうか。

第一は、俘囚の上頭としての地位にもとづくものである。藤原氏は、俘囚の上頭として、祖先伝来の地ともいうべき奥六郡を一円領有支配した。

出羽山北三郡の一円領有支配については議論の分かれるところであるが、秀衡が鎮守府将軍になる以前から、少なくとも俘囚関係の土地については支配力が及んでいたであろうし、奥六郡の奥にある青森県地方にも、なんらかの形の支配力が及んでいたようである。

一円領有支配の確立していた奥六郡の年貢については藤原氏の思いのままであったろう。

第二は、摂関家の庄官としての地位を利用したことにもとづくものである。

先に見たように、基衡は、藤原頼長の五つの庄園の庄官の地位にあったとき、頼長の年貢増徴案を減額させているが、その減額分は百姓等のふところに残らず、減額分、あるいはそれ以上が基衡のふところへ入っていたものと推察される。

第三に、さらに藤原氏の越権行為は、奥六郡や出羽山北三郡を越え、陸奥・出羽両国全域に及んだのではないかと思われるふしがある。

それは、四代泰衡に係る文治四年（一一八八）二月二一日の源義経追討の宣旨に、「風聞のごとくば、前民部少輔基成、ならびに秀衡法師が子息泰衡等、かの梟悪に与（くみ）し、すでに鳳銜（ほうがん）を背き、陸奥・出羽の両州を虜掠し、国衙・庄家の使者を追ひ出す。普天の下、寰海の内、いづれか王土にあらざらん。誰か王民にあらざらん。…」とあり、またそれに関連して、院の庁より陸奥・出羽両国司へ下した下文に、「秀衡法師が息子等、責を幽顕に顧みず、ただ事を左右に寄せ、陸奥・出羽両国の吏務を自由に抑留し、使者を追却す。結構の趣かへって疑慮に渉る。事もし実ならば、謀叛の同罪に処せられ、官軍をしてもって征伐せしめん。……」（『吾妻鏡』）とあるのがそれである。

ここでは、一応風聞であるとしながらも、泰衡が、陸奥・出羽両国を虜掠、つまり、かすめとり、国守や庄園主の使者をも追い帰しているそうだと述べている。

この宣旨ならびに院の下文は、あるいは義経追討、泰衡牽制のための口実かともみられるが、またそういう風聞ないし事実もあったと見ることも無理ではなかろう。

陸奥・出羽両国の政治・経済面におけるこのような実質的支配は、泰衡の代ではなく、鎮守府将軍・陸奥守となった三代秀衡の代にそのはじまりを求むべきであろう。

以上のごとく見れば藤原氏の繁栄は、必ずしも合法的手段のみによって形成されたものではなかったといえよう。

第三節　藤原氏征伐の目的

平安時代末期、武家政権の樹立をめざす源頼朝、木曽義仲、平氏の三つ巴の戦いは、寿永三年（一一八四）一月の義仲の敗死、文治元年（一一八五）屋島・壇の浦の戦による平氏の滅亡によって頼朝の勝利に終わった。

しかし、頼朝が東国に安定した政権を築くためには、源平の対立に当たり、中立を維持したとはいうものの、どちらかというと平氏寄りであり、東北に確固不動の地位を占めている平泉の藤原氏を叩くことが必要であった。

藤原氏を討つということは、頼朝自らが一〇年間の戦いの結果築きあげた、軍事権門としての地位を揺ぎないものにしようとする政治的意図からと、平泉栄華の源である膨大な産金、軍事力の重要要素である陸奥の産馬等をも押えたいという経済的意図の二面から出たものであった。

こういった意図を持っていた頼朝に藤原征伐の絶好の口実を与えたのは、頼朝との間に対立関係の生まれてきていた義経を秀衡が庇護したことであった。

文治三年（一一八七）九月、頼朝の要請をいれた後白河法皇は秀衡に対し義経の引渡しを命じたが、秀衡はそれに従わなかった。

鎌倉の頼朝の圧力にも京都の朝廷からの命令にも応じない不屈の精神の持主である秀衡も病気には勝てず、翌一〇月二九日病死した。

父秀衡ほどの器量のない泰衡は圧力に抗しかねて、翌文治四年閏四月三〇日、義経の衣川館を急襲し、その首をとり、これを鎌倉に送った。

泰衡自身、これで平泉は安泰と思い、後白河法皇もこれで一件落着とみたが、平泉討伐の意図を持っている頼朝は、文治五年六月二五日、追討の宣旨を要請し、その到着前の七月七日、二八万四〇〇〇騎といわれる大軍を動かし、自らは大手軍を率い、七月一九日一〇〇〇余騎の直臣を従えて鎌倉をたった。

頼朝が自ら大遠征軍をひきいて鎌倉を出たのは、この平泉征伐だけであるから、頼朝の決意のほども知られよう。

『吾妻鏡』には、この時「鎌倉出御より御供の輩」として頼朝にお供した直臣一四四人の武将名をあげているが、その中に、南部の始祖である南部次郎光行（正しくは南部三郎光行）の名が三四番目にあげられている。

二九日、白河関を越えた頼朝軍は、八月八日、泰衡の異母兄西木戸太郎国衡を大将軍とする阿津賀志山の陣地を攻撃し、激戦二日、二万の軍を擁する平泉軍を敗った。敗報を聞いた泰衡は国分原鞭楯（仙台市）の本陣を放棄し、平泉をめざして北上した。

翌々一〇日、国衡討たれ、一二日には頼朝が多賀国府に到着した。一日休息をした頼朝は、泰衡のいる玉造郡多加波々城に向かい、二〇日これを囲んだが泰衡はすでに逃亡していたので、二二日、降りつづく雨の中を平泉に突入し、泰衡の館に入った。

この時の泰衡の館の周囲の状況を『吾妻鏡』は無限の感懐をこめて左の如く描写している。

廿二日　己酉　甚雨。申の剋、泰衡が平泉の館に著御。主はすでに逐電し、家はまた烟と化す。数町の縁辺、寂寞として人なし。

累跡の郭内、弥滅びて地あり。ただ颯々たる秋風、幕に入るの響を送るといへども、蕭々たる夜雨、窓を打つの声を聞かず。

ただ坤の角に当りて一宇の倉廩あり。余焔の難を遁る。

泰衡は頼朝のもとに使者を送り、許しを請うたが許されず、やむなく郎従河田次郎を頼ろうとしたが、九月三日後難を恐れた河田のため殺された。

泰衡追討の宣旨（七月一九日付）も九月二四日に到着、奥州征伐は公の戦と認められるにいたった。

第四節　南部光行の糠部拝領説

勝利を得た頼朝は九月二四日、平泉において論功行賞を行い、千葉常胤・畠山重忠をはじめ多くの武将に所領

をあてがった。

南部の史書の多くはこの時光行が戦功によって糠部五郡を拝領したとしている。その一、二を紹介してみよう。

聞老遺事

陸奥国阿律加志山国見沢にて戦功ある輩三十六人、公（光行）其一員なり。
頼朝公賞之、奥州を裁て三十六人に賜ふ。
糠部以北公領之玉ふ。

奥南旧指録

同月十九日頼朝公奥州に泰衡を御退治として、東国に発向し玉ふ。
此時光行公御先陣に有て阿津樫山国見峠所々に戦功を立玉ふに依て、頼朝公御感浅からず、糠部郡を光行公に給る。

南旧秘事記

文治五年、討奥州泰衡公、為前鉾、功冠諸隊、賞諸将、割賜奥州五十四郡、
公封于三戸・五戸・北郡・鹿角・津軽之五郡。

南部史要

文治五年(一一八九)七月頼朝大挙して陸奥の藤原泰衡を討つ、公先陣に従て八月陸奥に入る、泰衡その異母兄西木戸国衡を大将とし、二万騎を率て阿津賀志山(福島県伊達郡)を守らしむ、公諸将と共に激戦数日にしてこれを陥れ、遂に国衡を斃す、頼朝軍を進めて泰衡を平泉に攻む、公また奮戦して敵の驍将白川太郎及びその弟六郎を斬る(公国史)為に泰衡軍敗れて糠部に走る、頼朝進んで斯波郡に至りしが、時に河田次郎といへるものその主泰衡を殺して頼朝に降る、玆において陸奥悉く平定す、頼朝即ち有功の将士に陸奥の地を分与し、公には糠部五郡を賜り、甲州巨摩郡の所領は元の如しといふ。

糠部五郡の境域については古来議論区々にして未だ一定の確説を見ざるが、南旧秘事記には糠部は総称にして階上、北、津軽、九戸、鹿角を糠部五郡といふ、三十世行信公時代階上郡を改めて三戸郡とし、九戸郡の内福岡、一戸を割きて二戸郡を置き六郡となれりと、旧蹟遺聞には今二戸郡に糠部の名残りて糠部の郷といへりと、国郡沿革考には九戸、三戸、北の三郡皆古の糠部の地なり、糠部は北は外ヶ浜に接すその境界の大なること想ふべしと、南部世譜附録には五郡といへるは糠部、岩手、閉伊、鹿角、津軽なりと、糠部五郡考には五郡といへるは光行公当時のことにあらず後世の称なり、即ち九戸、三戸、津軽、鹿角、北の五郡を後世糠部五郡と称せるなりと。

しかし、これらの説に対し、近時これを疑問視し、あるいは全く否定する説が相ついでいる。

その代表として、『津軽南部の抗争』所載の森嘉兵衛の説を掲げよう。

この南部氏が糠部郡を支配するようになったことについては、どうも釈然としないところがある。南部家の所伝では、文治五年（一一八九）の藤原泰衡討伐軍に参加し、その功によって糠部五郡を貰ったといっているけれども、それを証する根本資料は一つもなく、その事件の第一資料である『吾妻鏡』にも、光行が討伐に参加したことは事実であるが、糠部を貰ったかどうかは明らかでない。

根本資料ではっきりしているのは葛西清重が勲功の賞として奥羽総奉行となり、平泉に駐屯したこと、工藤小次郎行光が岩手郡を貰ったことくらいのものである（同書一三ページ）

糠部は当時郡であり、糠部五郡という表示はきわめて曖昧である。

学者は五郡をいろいろ比定するけれども、表現そのものに問題がある。

糠部は牧場政策の立場から九カの部に分けられ、それを、一戸・二戸・三戸・四戸・五戸・六戸・七戸・八戸・九戸とし、一カの部に一牧場を設定し、それに牧士を配し、牧士に牧士田を支給したといわれているから、糠部郡内の五カの部を支給したと解すれば、当時の実情に合うようにも思われる。

その糠部郡に津軽がはいっていなかったことは、これから話を進める上においてたしかめておいた方がよいと思う。（同書七～八ページ）

これらの点について八戸の石橋勝三は『北奥史の謎を探る』の中で、伝記の大半は徳川時代に書かれたものばかりであり、光行の糠部の一円知行説がはたして信憑性のあるものかどうか問題であるとし、西村嘉は『八戸の

歴史』の中で、この話は後世つくられたものとすべきであろう、といっている。

これに対し、南部光行が入部して南部藩の基を築いた地とされる三戸町刊行の『三戸町史』では、この点につき、「南部三郎光行が糠部五郡を賜ったというのは後世の説であるらしい。むしろ糠部の地を賜ったと言った方が適当な表現であろう。」と云い、また「確証はないとしても、それを否定すべき根拠もない。しかも平泉の合戦には参加していたのであるから、何らかの賞は受けたはずであり、糠部郡全部でないにしても、その一部をもらうことは不思議ではない。」と述べている。

また南部地方史研究の権威である小井田幸哉は、近著『田子町誌』の中で

鎌倉幕府の日記である『吾妻鏡』をはじめ、中央の史書には、全くそのことがなく、南部家にもそれを証する根本史料は皆無である。しかも、建武新政のため糠部に赴任した南部師行公に関係ある国宣などの根本史料に、一戸・三戸・五戸・七戸・八戸・九戸などの地に他の氏族が給主として任ぜられており、その中に三戸南部氏の名の出たものが一点もない。

しかし、平泉の合戦に参加したということは歴然とした事実なので、なんらかの賞を受けたはずであり、糠部郡全体でないにしても、その一部を受けることは不思議でない。南部史の神話時代として一応これを受けとめておくことにする。」

と、『三戸町史』と近似した趣旨のことを述べている。

このように南部光行の糠部五郡ないしは糠部拝領説に対する所論は不定であり、今の処、帰一する処がない

が、これに関する記事が『吾妻鏡』に全くないところから少なくとも糠部一円（五郡）を拝領したとする説は最近大きく後退し、糠部の内五郡または糠部の一部を拝領したのではないか、という説が台頭しつつあると云えよう。

いずれにせよ、この奥州征伐により、古代東北は終焉を告げ、やがて入部してくる鎌倉武士によって中世東北が切り開かれていくのである。

第五節　義経伝説

ところで頼朝の弟義経が泰衡のため衣川で非業の死をとげた、ということについては古くからこれを否定する伝説があり、青森県内にも数多くの義経伝説が残っている。

その主なるものをあげて見よう。

○三戸郡南郷村、島守　ジュネ畑

島守の虚空蔵山のうしろに岩肌が畑のウネのように見える処がある。ここは義経が平泉から逃れてきて隠れ住んだ時、ジュネ（荏）を植えた処だという伝えがあり、里人は〝義経のジュネ畑〟と呼んでいる。

○八戸市、糠塚

義経一行が平泉から逃れ、今の八戸地方に隠れ住んだ頃、三戸方面から購入した籾を精米にしたときの糠を捨

てたところを糠塚と呼ぶようになったという。

○八戸市、高館

平泉を逃れた義経が夫人久我氏ならびに家臣とともに八戸へ来り、館を構えたところが高館であり、ここからつれづれに放った矢が馬渕川の向岸につきたち、そこからこんこんと湧きでた泉につけられたのが、大橋の近くにある矢留の泉であるという。

○八戸市、小田八幡の毘沙門天像

この社はもともと源頼義の建立に係るものであるが、のち義経が高館に住したとき、毘沙門天の像を彫み、胎内に八幡神の木像をこめて奉納したという。

○八戸市、雷神社

義経が高館在住中没した夫人久我氏を祀ったのがこれであるという。

○八戸市、三八城公園内義経石・弁慶石

三八城公園内にあったが、今は弁慶石しか残っていない。足型のようなものがついている。

○上北郡六ヶ所村、橋本家

八戸を発った義経一行は、六ヶ所村平沼の橋本家にしばらく逗留したが、その御礼として、外ヶ浜の一画を橋本家の知行地として与えた。それが今の青森市の橋本であるという。

○下北郡大間町～佐井村の材木石

このあたりには、角材を積み重ねたり並べ立てたりしたような形の石があり、材木石と呼ばれている。

とくに佐井の南の牛滝のものが立派であるが、これは義経がここから松前に橋をかけようとし、牛に材木をつけて運ばせてきたとき、牛が倒れ、積んでいた材木がのちに石に化してしまったものだという。

そこから牛滝の地名と、材木石の名が生まれたという。

○下北郡佐井村仏ヶ浦

国の名勝及び天然記念物になっている仏ヶ浦（仏宇多）の巨岩の洞穴に義経が隠れ住んだことがあり、弁慶の墨染の衣で染ったといわれる黒い岩に墨流しの岩という名がつけられている。

ここにはその外に義経の馬のヒヅメの跡とか弁慶の足跡、牛滝と同様の由来をもつ牛岩というのもある。

○下北郡佐井村、原田の腰掛八幡

ここの八幡宮は腰掛八幡ともいわれているが、それは境内に、弁慶が腰を掛けた岩があったからだという。

○下北郡脇野沢村九艘泊の琵琶石

義経がここから蝦夷地に渡る時、弁慶が琵琶を弾じて海上の安全を祈願したというところにある琵琶法師に似た形の石に名づけられたもの。

また同村海辺には、義経の家来常陸坊海尊が主従の無事を祈って水ごりをとったところといわれる常陸石という岩もある。

○下北郡脇野沢村、寄浪の海尊社

秋葉神社であるが海尊の勧請したものだという。

また海尊は、重病人が村に出れば訪ねてきて、その家の窓から薬を投げこんでくれたものだという話が大畑町には伝わっている。

以上、南部地方に伝わる義経伝説のみを簡単に述べたが、義経伝説は、青森の荒はばき明神、貴船明神、東津軽郡三厩村の厩石、弘前市円明寺の弁慶の笈の伝説をはじめ津軽地方にも沢山伝えられている。

これらのほとんどは、いわゆる、英雄の末路を悲劇で終わらせたくないという〝判官贔屓〟の所産であると同時に、他の一面では、東北地方の住民にとって、この奥州征伐は頼朝の侵略戦争であり、自分達は被害者である、という心理が心の奥にあるところから生まれた伝説ではなかろうか。

そして東北地方の人々をそのような心理に導いた一つの要因に、文治五年一二月に、主君の弔合戦を標榜しておこした、泰衡の郎従大河兼任の反乱があったのではなかろうか。

第六節　大河兼任の乱

平泉の藤原氏滅亡後も平泉に心を寄せるものは多かった。折しもこの年文治五年（一一八九）は農業の出来は不作であった。

戦後の不安と不作とにより、東北地方の人心は極度に動揺した。

この機に乗じ泰衡の郎従大河兼任が反乱をおこした。

『吾妻鏡』文治五年一二月二三日の項に次のような記事がある。

奥州の飛脚去夜参じ、申して云はく、豫州（義経）ならびに木曽左典厩（義仲）の子息、および秀衡入道が男等の者ありて、おのおの同心合力せしめ、鎌倉に発向せんと擬する由、訛歌の説ありと云々。

これが世にいう大河兼任の乱であることは、翌文治六年正月六日付の記事によって明らかである。

奥州の故泰衡が郎従大河次郎兼任以下、去年窮冬より以来、叛逆を企て、あるいは伊豫守義経と号して、出羽国海辺庄に出で、あるいは左馬頭義仲の嫡男朝日冠者と称して、同国山北郡に起ち、おのおの逆党を結び、つひに兼任、嫡子鶴太郎・次男於幾内次郎、ならびに七千余騎の凶徒を相具し、鎌倉の方に向ひ首途せしむ。……

兼任が出羽で挙兵すると、平泉方の武士は続々これに参加し、その勢七〇〇〇余騎となり、出羽から平泉に出、鎌倉をめざす情勢となったので、幕府は直ちに、小諸太郎光兼・佐々木三郎盛綱以下の越後・信濃の御家人を派遣し、ついで文治五年九月岩手郡を拝領している工藤行光や由利維平らを討伐軍として送った。

しかし、兼任軍の勢力は強く、小鹿島で由利維平を殺し、さらに津軽に進入し、津軽奉行である鎌倉御家人の宇佐美平次実政をも敗死させた。

幕府は翌六年（建久元年）正月、足利義兼を追討使とし、海道大将軍千葉常胤・山道大将軍比企能因を遣わし、御家人結城朝光以下、奥州に所領を有する御家人たちに発向を命じた。

すなわち、二月八日の項には「奥州に所領あるの輩においては、一族等に同道すべきの旨を存ぜず、面々急ぎ下向すべきの由、仰せ遣はさると云々。」とあり、また同じく一三日の項には「奥州に所領あるの輩、大略もって首途(かどで)すと云々。」とある。

南部光行がこの兼任討伐軍に参加したという記録は全く見当たらない。

前述のように、もし南部光行が平泉討伐の功により、糠部地方を拝領したとすれば、それは文治五年九月二〇日、平泉で論功行賞が行われた時でなければなるまい。

そして、もし光行が糠部を拝領していたとすれば、『吾妻鏡』にあるように文治六年正月八日、一三日の項にある兼任追討への参加命令に従って直ちに奥州に下向しなければならないはずであるのに、南部の史書の多くは、光行の糠部下向のための鎌倉出発を、兼任の死んだ文治六年三月から一年八カ月後の建久二年（一一九一）一〇月とし、八戸浦への到着を一二月二八日にしているのは解せない。

やはり、光行の糠部拝領説は後世の作為のようである。

それはさておき、討伐軍は文治六年二月一二日一万騎にふくれあがった兼任軍を栗原郡一の迫(はざま)（宮城県）・平泉衣川（岩手県）で破り、北上川を渡って逃亡した同軍を「外ケ浜と糠部との間」、「多宇末井(とうまい)」或は「有多宇(うとう)末井(まい)」の梯(かけはし)のあたりでせん滅したという。

兼任自身は、身一つで逐電し、花山・千福・山本等を経て栗原寺に出たところを三月一〇日樵夫のために殺された。

兼任の死は三月一〇日であるが、この反乱の実質的終焉は、外ヶ浜と糠部の間、「多宇末井」あるいは「有多宇末井」の要害における戦斗であったが、この二つの読み方のある要害の地は、現在の青森市浅虫と久栗坂との間の善知鳥(うとう)岬であるとされているから、平泉から敗走する兼任軍は、今われわれの住んでいる上北郡地方を北上したものと思われる。

源義経あるいは木曽義仲の嫡男を名乗った兼任の行動が義経伝説を生んだのかもしれない、ということは既に述べた。

この兼任の乱の結果、源頼朝は、奥州における平泉藤原氏の勢力を完全にたたきつぶし、伊沢家景・葛西清重の二人を奥州総奉行に任命し、奥羽二国に対する鎌倉幕府の支配を確立したものである。

第七節　藤原氏と青森県

『吾妻鏡』によれば、清衡は白河関から外ヶ浜に至る二〇余日の行程に、一町ごとに卒都婆をたて里程標とし、その裏面に金色の阿弥陀像を画いたという。

このことは平泉藤原氏の勢力が本県にまで及んでいたことを推測させる一史料であるが、藤原氏の本県支配を裏づける決定的史料は今のところ発見されていない。

しかし、本県と藤原氏との因縁を物語るいくつかの伝承がある。

その第一は西津軽郡深浦町円覚寺薬師堂の厨子である。

この寺は貞観年間（八五九～八七七）円覚法師の開基であるといわれているが、ここにある素木造り、純唐様手法の厨子は、嘉応年中（一一六九～一一七一）藤原基衡の寄進したものである、と伝承されている。

その実際の建造年代は室町初～中期頃と目されるが、本県最古の建造物であるだけでなく、全国的にも貴重な建造物として国の重要文化財に指定されている。

次に、南津軽郡大鰐町大円寺の木造阿弥陀如来坐像（寺伝では大日如来）は、尊容や身体つきに意志的な緊張感が加わり、衣文の彫りも力強いので、創作年代は鎌倉期に入っていると目されているが、平泉様式を基本とした彫刻であることは確かであるとされている。

また、地方在住仏師の作になる仏像で最古のものとされる上北郡七戸町山屋薬師堂の木像薬師如来像ならびに眷属十二神将像は平安時代末期のものであるとされている。

同木像は、かって山屋部落の東微南一・五キロメートルにある西野部落に祀られていたといわれるが、西野部落は、古代の館址や住居址のある通称〝都平〟と呼ばれ繁栄したといわれる広大な台地の東端直下にあり、あるいは、『吾妻鏡』に、清衡がその支配した一万余の村のすべてに建立したという伽藍がこの辺にもあったのではないかとも推察される。

また、藤原氏が、ことあるごとに贈物等に利用した糠部の駿馬および希婦の細布は、糠部、とくに本県の特産であった。

以下希婦の細布について簡単に見てみたい。

希婦は狭布とも書かれ、はばの狭い麻の布の意であり、これを産する村を〝けふの里〟と呼び、そこで織られる布は、〝けふ〟・〝ささふ〟・〝せばぬの〟・〝ほそぬの〟などの名で呼ばれ、古くから歌枕としても有名である。

さて、その〝けふの里〟はたとえば『東遊雑記』に

大湯より南一里二十町に錦木塚というあり、御巡見所なり。

少しき山にて、方四間余、高さおよそ三尺五寸余にて傍に岩一つあり。

杉の大樹一木繁茂す。外に小杉生いてあり。

狭布の里といえるはこの辺すべての惣名とす。

錦木は立ながらこそくちにけれ

けふの細布むねあはずして

とあるように、一般に秋田県鹿角郡地方にあるとされているが、上北郡地方にも、古くから天間林村の〝哘（さそう）〟部落がそれであるとの伝承がある。

現に、筆者所蔵の天保五年刊『大日本輿地便覧』陸奥国四の図中、今の〝哘部落〟に当たる箇所に〝ケフノ里〟と明記している。

ちなみに、同便覧五の図には、錦木塚が大湯の西方に明記されているが、〝けふの里〟は記されていない。

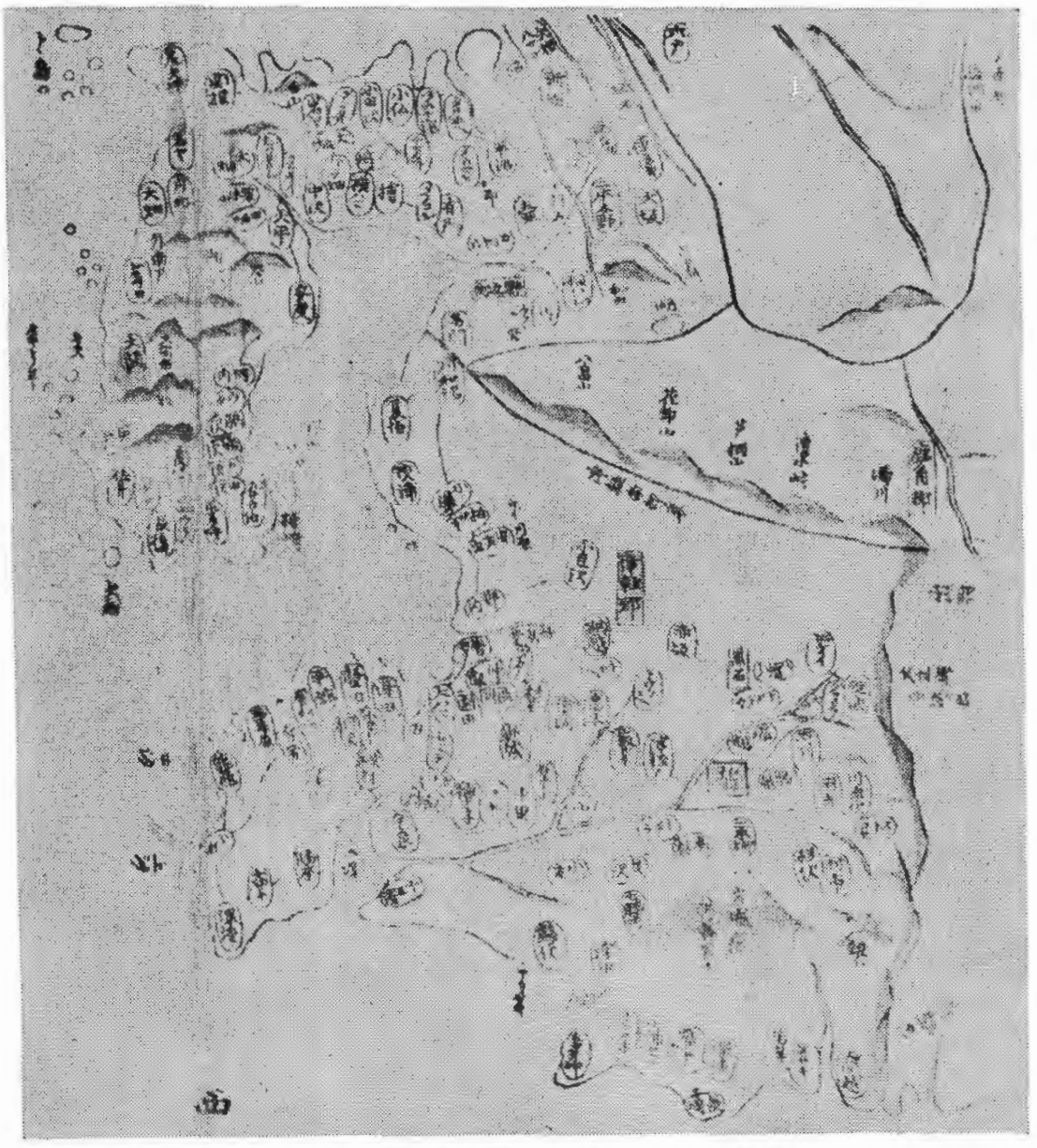

〝ケフノ里〟を明記している『大日本輿地便覧』

これら本県産の馬や天間林地方の特産である狭布が藤原氏によって利用されていたことも、本県が藤原氏の勢力下にあった一証左とも見得よう。

さて、藤原氏と本県とのつながりを示す伝承中最も興味のあるのは、平安時代末期以降十三湊に住した「十三藤原氏」を以て、津軽家の遠祖とする説である。

この説がいつからあったのか、はっきりしたことはわからないが、これを明文化したのは、津軽四代藩主信政の弟である養源院可足権僧正が信政の求めに応じて書いた、いわゆる『可足筆記』であり、『津軽歴代前記』・『前代歴譜』・『前史』・『津軽藤原系図』等、秀栄を以て津軽家の遠祖とする説はいずれもこれから出たものであると思われるので、まず『可足筆記』を見てみよう。

此間被尋候間認置候返事

津軽曩祖は左衛門尉藤原秀栄と申候。秀栄は大職官鎌足八代従四位下鎮守将軍秀郷（初田原藤太）子孫に候。秀郷六代陸奥権守経清（亘利に居る）安倍頼時の娘中一の前を娶り清衡を生候。経清天喜五年安倍頼時の乱に與し被誅候。中一の前美人の聞へ有之、二歳の子清衡を携候而出羽の人荒川太郎清原の武貞の妻と成、家衡を生申候。則清衡は異父兄弟に候。清衡をば武貞養候由。武貞死去の後武貞の弟武衡並家衡叛候時、清衡官軍源義家に属し候而勲功候に付、武衡家衡亡候後武貞の遺領陸奥六郡管領すべき旨にて鎮守将軍に被任候。子基衡安倍宗任の女を娶り、秀衡秀栄を生候。秀衡は嘉保二年、秀栄は永長元年二月十五日誕生に候。秀衡を御館太郎殿、秀栄を御館次郎殿と申候。秀衡之寿元欠欠月欠欠欠五十九にて家を嗣候。嘉応二年五月二十五日八十四に

て鎮守府将軍に被任候。此日次郎殿八十一にて左衛門尉に被任候由。次郎殿年若の頃御父基衡より津軽の内三郡賜り、秀衡代に至り一円全く賜候而苗字は津軽を名乗候。十三に被居候故十三の左衛門尉共申候。又十三は奥州の内下の果の地也とて下の郡共申候由。秀衡入道して文治二年九十二にて果候。其頃左衛門殿も入道し玉ひて法名〇〇〇出家得道殊勝に候、津軽の狄松前の狄にも剃髪の者も候。同五年八月二十五日秀衡の子伊達次郎泰衡下人に被殺候。左衛門入道殿泰衡を狼狽の所より一族滅亡候を被歎候而十三の檀林寺にて一族の回向執行候。此時入道殿御子息秀元御代にて候。

このあとに出た前記諸書の内容は、これよりも詳しくなり、『前代歴譜』によると、藤原秀衡の弟秀栄は、康治年間（一一四二～四三）に、津軽六郡のうち、花輪・江流末・平賀の三郡を父基衡より賜り、さらにそのうち、秀衡の代基衡の遺命により、津軽六郡および糠部・卒土ヶ浜・松前三郡を領し、嘉応二年（一一七〇）には従五位下左衛門尉に、治承五年（一一八一）には従五位上陸奥権守となったが、翌寿永元年に仏門に入り、栄蓮と号し、嫡子秀寿早世のため、孫秀元に家督を譲り、霊鷹山檀林寺に隠居したという。

この『可足筆記』ならびに『前代歴譜』その他についてはもちろん多くの疑問があり、これを否定する説が有力である。

その代表として、荒井清明の説を掲げよう。（『新書青森県史Ⅰ』）

秀衡の弟に秀栄なる人物があったかどうか自体も疑問である。秀栄が陸奥権守になったことも正史にはみえない（このとき秀衡が陸奥守）。

秀栄は永長元年（一〇九六）に平泉で生まれ、建久四年（一一九三）に九八歳で没したことになっているが、父基衡は保元二年（一一五七）または同三年に没しており、その没年令はミイラ化した遺体から五〇～六〇歳の間と推定されている（『中尊寺と藤原四代』）。とすれば、基衡は長治～嘉承年間（一一〇四～〇七）の生まれということになり、秀栄は父基衡よりさきに生まれたことになるわけで不合理といわねばならない。また秀栄の領地が糠部や外ヶ浜・松前にまでおよんだとすることも、にわかに信ずることはできない。藤原氏を討滅した源頼朝が、十三の藤原氏をそのままに放置したと考えることは、秀栄が仏門に入っていたとしても納得し難い。

それはとも角、後に述べるように、十三湊は早くから繁栄していたから、その地に豪族がいたことは考えられるとしても、十三氏＝津軽氏＝平泉藤原氏（藤原秀郷の後裔）とするのは、のちの津軽氏の作為としなければならないであろう。津軽氏は、近衛家との結びつきの関係もあって、秀郷流藤原氏まで遡った系譜を必要としたのであろう。

といっているがまことにもっともな説といえよう。

この荒井氏の述べた疑問のうち、平泉藤原氏を討伐した源頼朝が、なぜ十三の藤原氏の存在を許したか、という点については、津軽四代藩主信政のとき、可足等と同じく信政の問いに答えた藩士津軽大蔵為貞は「秀久様（秀栄に同じ）泰衡に党し玉はぬを頼朝卿被感候而、安穏に御凌、□□郡本領安堵の御教書を給り候由、申伝候」と述べている。

このような、十三氏＝津軽氏説を否定する有力な見解がある一方、東北古代史の権威である古田良一に、十三氏＝津軽氏説は一応これを措き、藤原秀栄実在説を容認する左のような見解のあることは注目を要する。

十三湊が枢要な土地であっても、そこを根拠として勢力を張る者の起ったのは、かなり後のことであって、恐らく平泉の藤原氏の政権が確立する頃にまで下るであろう。中世に安東氏が十三湊に居ったことは明かであるが、それよりも前に藤原基衡の二男、即ち秀衡の弟である秀栄（ひさ）という人がここに築城したという所伝がある。これは津軽三代藩主信義の二男養源院可足權僧正の書いた可足記という書物によるもので、この書物は信ずるに足らぬといえばそれまでであるが、可足權僧正が勝手に作った話とは思われず、こういう伝えは古くからあったものらしい。豊島勝蔵氏の郷土史第二巻豪族闘争篇によれば、慶長八年（一六〇三）に百二歳で死んだ十三湊生れの甚蔵という人の書いたものの写本が十三村から発見せられた。題して『十三浦甚蔵所持秘書写本』といい、元禄年中の書写らしいという。その中に、基衡の二男秀栄を朝廷に奏して津軽の国守となし、永暦元年（一一六〇）霊鷹山檀林寺を建て、ここで三年間国政を行い、建久四年（一一九三）に九十八歳で死去し、檀林寺に葬ったとある。そうすれば秀栄という人の話は古くからあったもので、江戸時代の始めに作られたのではない。思うに平泉政権の拡大につれて一族を各地に配置したことは当然であり、秀栄のことも無稽の事実とはいえないであろう。そして檀林寺の遺阯は今日も十三の南方に残って居り、出土物は十三の湊迎寺に保存せられてあって、中尊寺などの建てられたと同じ時代にここにも大きな寺の造営せられたのは、京都文化にあこがれた平泉藤原氏の一族がこの地に拠ったものと考えられる。豊島氏はこの

秀榮の子孫を十三氏と称し、これが津軽家の祖先であるとされる。私は津軽家との関係は暫く措いて、安東氏よりも前に十三湊に豪族が居たとする考え方には賛成であって、それが平泉藤原氏の血を引く家であるとすることも信じてよいと思う。（東北大学文学部研究年報第七号『津軽十三湊の研究』）

これを要するに、本県が平泉藤原氏の直接の支配下にあったことを立証するに足る明確な史料は存在しないが、種々の伝承その他から見て、その影響力が本県にもおよんでいたことは間違いないであろう。